

と言ふに、亭主左らばとて早速種々の料理を出だして厚く饗應す、三太夫、次郎左衛門の二人深く悦び、緩るく酒酌み交はして立ち去る

十五日の朝、赤穂浪士復讐の擧あり、其中に村松三太夫と云ふ人ありと聞くより、竹屋の亭主扱ては我が知る三太夫殿なるべし、兎も角も行って見ばや

急ぎ馳せ行き、其泉岳寺に引揚ぐる所を見れば、正しく彼の三太夫なりき、亭主大に其節義に感し、件の刀痕を絹に包て保存す、後ち類焼の難に罹り、涙を流して深く義士の紀念を失へるを惜みしと云ふ、三太夫節に死する年二十七

手向ひせば、刀は穢れ、杖を以て打つてく打ちのめし呉れん  
皆牙を嚙んで怒り罵る  
十平次定府として江戸に在り、此由傳へを聞きて、憤慨措く能はず  
扱てく不忠不義の人々かな、最早や叔父とも思はじ、親類とも存すまじ  
断然交りを絶ちて獨り義盟に加はり、初めは南八丁堀に住み、尋いで本所徳右衛門町なる長十郎の借家に移り、杉本九一右衛門と稱して擊劍の道場を開く、家財道具を賣りたる金千餘兩を投じて、一方には同志の寄宿を許し、一方には同志の窮乏を救ふ

(三九) 杉野十平次

十平次膂力あり、討入の夜、三村次郎左衛門と與

杉野十平次名は次房、平左衛門の二男にして、別家を立て、中小性を勤めて、僅かに入兩、三人扶持の小祿を食むに過ぎずと雖も、萩原一統として常より相應の財産を有す

(附言) 十平次母方の叔父萩原兵助は百六十石を食み、萩原左衛門は百石を食む、俱に近國に此類稀なる富家にして、財産調度頗ぶる多し、其類亦た皆富裕なれば、人々之れを稱して萩原一統と曰ふ

然るに十平次の二叔兵助、儀左衛門は初めより義盟に加はらず、剩さへ赤穂開城の前には、其家に苦ふる大砲二門を受城使の一人脇阪淡路守安照に賣り渡したれば、家中の若き面々

オノレ人非人奴、今に亡君の百ヶ日に華岳寺に參詣し見よ、衣類を引つ剝がし、素つ裸にして御墓の前に這ひつくばはすべきぞ、少しにても

に掛矢を揮ひ、裏門を撃破して入り、衆之れに従うて進む、死する時二十八

(四〇) 勝田新左衛門

勝田新左衛門名は武堯、内匠頭に仕へて中小性となり、十五石、三人扶持を給せらる

新左衛門の祖父を新兵衛と曰ふ、常陸國笠間領の農民なり、生來武藝を好み、内匠頭長直の時、仕へて足輕となる、長直會て遊獵に赴きし時、俄かに雷雨に會ひ、只一騎馬を飛ばして但ある庄屋の宅に入る、附き隨ふもの新兵衛只一人のみ、長直問ふ

汝は何を申すものぞ  
新兵衛ハツと首を下げて答ふ



御見知遊はさるも御道理にこそいへ、某は近頃召抱へられたる御足輕勝田新兵衛と申すものにひなり

長直重ねて問ふ

シテ惣供のものは如何せしぞ

時に家臣の來れるもの未だ一人もあらず、新兵衛去り氣なき振りにて答ふ

何れも御供仕つりて門外に控へ居りし

長直それと聞きて領づく

左もこそあるべけれ

自から其着くる羽織を脱ぎて新兵衛に賜ふ

それ取らすべきぞ

長直の機嫌殊の外麗はし

既にして臣下の面々、追々に馳せ來りて

殿は何れに在はしますぞ

と問ふ、新兵衛

殿には此家に在はしし、各々方には先刻より門外に控へ居玉ふやう申上げ置きてし、疾く入りて御機嫌を伺ひ玉へ

と告ぐれば、何れもホツと息を吐きつゝ、

そは添けなし

一禮もそこ／＼中に入りて左右に候ふ、既にして雲晴れ、雨歇みて一天拭ふが如し、長直乃ち供を命じて城に歸る

新兵衛羽織を賜はりたれども、曾て人にも語らず、

後ち老母の篤疾に罹るに及び、此羽織を質入れし

て醫藥の料に充つ

會々長直の納戸の品紛失す、諸吏百方搜索し、或

る質屋に於て長直の羽織を發見す、其置主を調べれば、新兵衛なりと言ふ

左らば召捕れ

直に新兵衛を捕へて禁錮す、家老大石内藏助良欽

聞いて言ふ

新兵衛は決して左様なるものにはあらず、必らず仔細あらん

す仔細あらん

長直に調して申述べれば

イヤそれならば此方の遣したるものぞ

其仔細を告げ示す、内藏助急ぎ新兵衛を召して

其方何故に拜領の御羽織なることを申さずして、

細目の耻を忍べるぞ

と詰る、新兵衛手を突きつゝ、

此儀申上げは、足輕風情に御召物を下し賜

はるとは、餘りに御輕々しき御振舞なりなど申す人々のいはんにも限らず、左ればこそ殿の御恥を思ひて、某の罪を忍びていなれ

言葉淀まず返答すれば、内藏助深く心に感じ入り、

追々取り立て、侍分に列す

長直の封を赤穂に移さるゝに及び、新兵衛亦た随

うて徙る

新兵衛の子を新左衛門と曰ひ、其子を新左衛門武

堯となす、新兵衛常に其子に對して

殿の御恩并に大石殿の恩を忘れまじさぞ

と訓へ戒む、是に至りて新左衛門武堯義舉に加は

り、以て父祖の志を全うす、節に死する年二十四

(四一) 前原伊助



前原伊助名は宗房、内匠頭に仕へて金奉行となり、十石三人扶持を給せらる

國難の作るや、宗房復讐の止むべからざるを察し、私財を抛ちて仇家の探偵に従事し、尋いで吉良家裏門の傍近に店舗を開き、神崎與五郎と與に苦心慘澹、偵察に力を竭し、爲めに得る所少なからず、其功勞固より奮闘激戦の士に下らず

伊助此劇忙中に在りて、筆を執つて赤城盟傳を作り、神崎與五郎註を施し、木村岡右衛門跋を作る、是に於てか忠奸の跡盡く露はる、伊助死する時年四十

(四二) 矢頭右衛門七

矢頭右衛門七名は教兼、父を長助と曰ふ、長助内

匠頭に仕へて勘定方となり、二十五石、五人扶持を給せらる

兇變の起るや、右衛門七幼年の身を以て挺んで、義盟に加はる、後ち父母及び妹と與に大阪堂島野間屋久兵衛の借家に住して、復讐の時機を待つ父の長助偶々傷寒に罹りて、ヒタと牀に就ける儘、枕も上がらず

此期に及んで斯かる重病に罹れるこそ無念なれ心焦せれば焦せる程、病勢は益々暮るばかり妻及び右衛門七の心痛言はん方なく、日夜病牀に侍して看護に力を盡す、内藏助の京都出發の頃は少しく快氣の色見ゆるに、長助聊か力を得て疾く本復せよ、我れも續いて發足せん此方めど、熱こそ下がれ、足も立たねば、腰も立

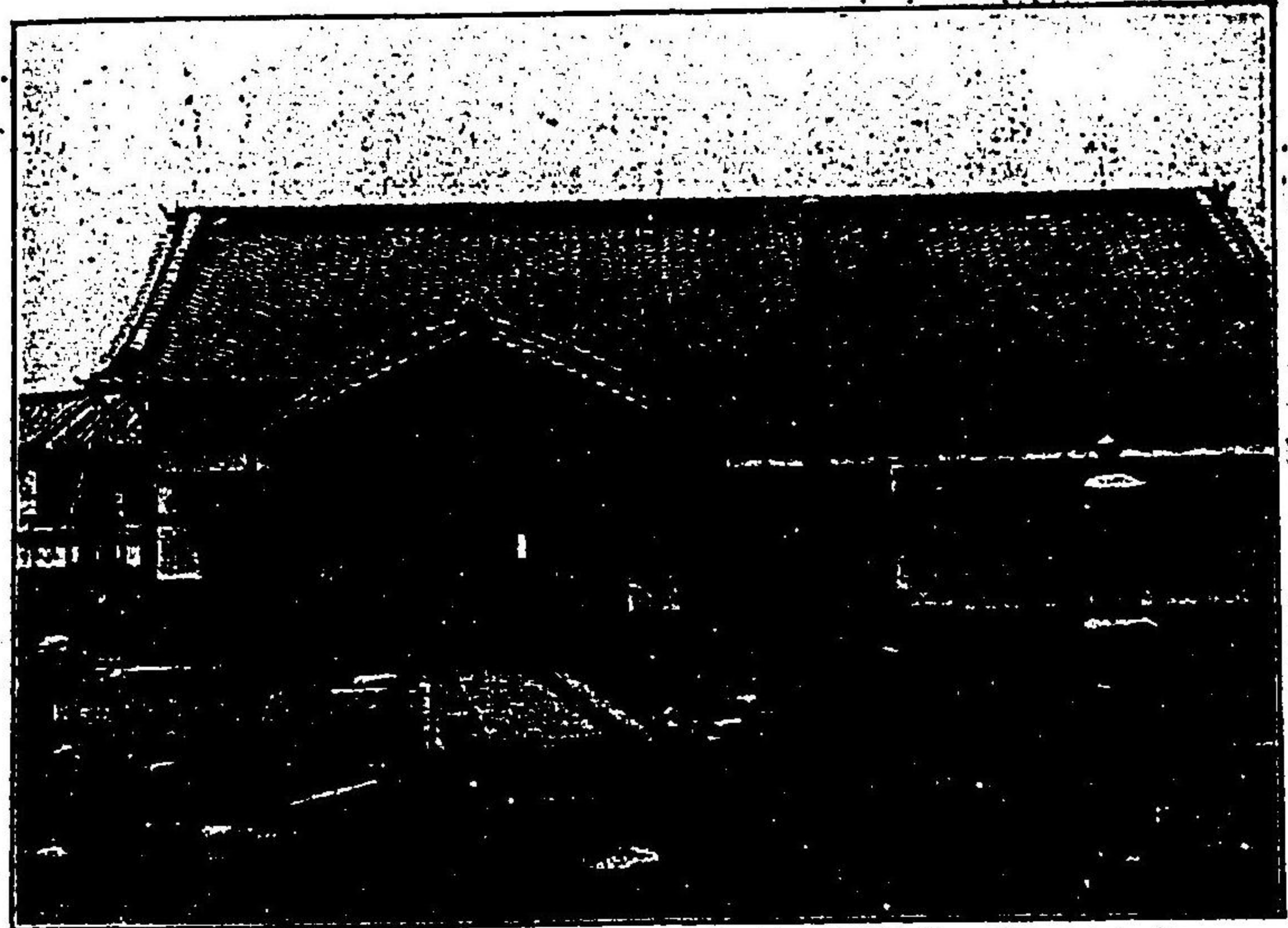
たす  
十月二十三日頃となりては、心神の疲勞甚だし  
くして、今は所詮回春の望みもあらず  
長助自から旦夕の命と覺りて、右衛門七を枕邊近  
く召し寄す

右衛門七、モウ我れも所詮駄目ぞ、我れは身分  
こそ低けれ、久しく亡君の御側に在りて御恩を  
受けたる身、是非とも吉良殿の首を討つて、亡  
君の御墓に供へ奉つらんと存じたるに、計らず  
も斯かる重病に罹りて、日頃の本望を遂げざる  
こそ無念至極なれ

憤恨胸に迫りて、熱淚枕を沾ほす  
去りながら我れ死すれども、汝在り、必らず我  
志を継ぎて、我が望みを遂げしめ、人の死な

んとする其言ふと善しと云へり、汝能く心  
を留めて、臨終の際に我が申すことを聞きしめ、  
武士たるものは如何なることありとも、必らず義  
を重んじ、約を守るべきとぞ、假りにも義に背  
き、約に戻らば、決して武士とは申すべからず、  
子を視ると父に若かず、汝若年と雖も義心に富  
めり、此上にも父の言葉を守りて、不義の振舞  
を慎みしめ、我れ死すとも、念佛の要なく、讀  
經も無用ぞ、唯同志と與に吉良殿を討つて、一  
つには亡君の御憤りを休め奉つり、二つには  
父の妄念を晴らすべし、大石殿は尋常の人には  
あらず、必らず大事を遂ぐべき人ぞ、我れ見る  
所あり、疎かに思ふべからず、去りながら人生  
は計りがたし、大石殿若し不幸にして我が如く



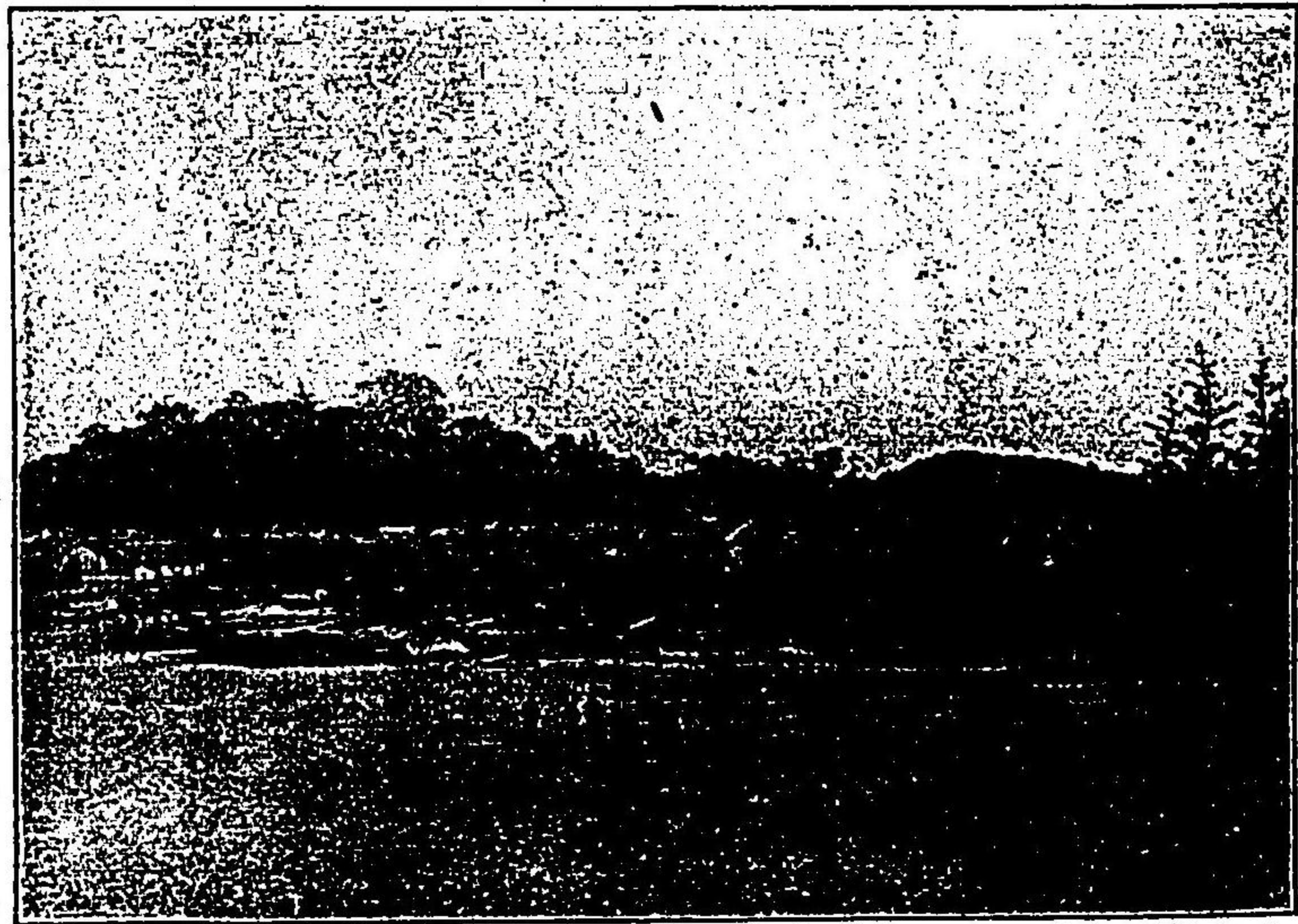


浄 祐 寺

大坂市北区上福島一丁目在に矢頭長助の墓此境内に在り  
同寺は明治四十二年の大火に焼損し此頃再建せしなり

に果て玉は、此事努々成るべからず、然る時は汝豫讓を以て師とせよ、必らず不義の命を全うせんと思ふべからず、母は女なれば、人に見ゆるか、左なくとも如何にかして身を過さん、左様の事は心に懸くるに及ばず、只管忠孝の道を勵みて君父の恩に報いしへ、これは代々の重器なれば、今改めて汝に譲るべし、我が魂此れに在り、必らず汝の守りとならん、之を着て吉良家へ討入りしへ  
病苦を忍びて繰返し、言ひ聞かせ、重代の腹巻を取つて渡せば、右衛門七兩手に捧げて押し戴く有り難き御教訓、肝に銘じて忘却仕つらず、假令骨は砕かれ、身は醜にせらるゝとも、必らず亡君の仇を復ししへし、御心安く思し召さ

れ玉ふべし、去りながら父上の御病氣左して重しと申すべからず、能く御養生あらせ玉へ落つる涙を笑ひに紛らし、言葉を盡して様々に慰む  
介抱等閑ならねど、定命限りあり、終に十月二十六日の夜を以て歿す、享年四十有五  
永々の煩ひに、少許の貯へも盡きぬ、右衛門七大家の久兵衛に頼みて父の筐の腹巻を質に入れ、泣ぐく空しき骸を上福島の浄祐寺に葬む  
父は既に亡せぬ、同志は早や出府しぬ  
今は便々として此地に留るべからず、事に後れては詮なし、此上は一日も早く出發すべし  
右衛門七急ぎ發足せんと思へど、心に掛かるは母と妹との身の上



新居關址(其一)

新居關は遠州濱名郡新居町に於ける湖海の間地所に在り右衛門七の女入  
通行券を所有せしり爲め通行を許されし此處に新居關址の近景なり



何處に預け置かんと云ふ宛てもなし、遠方なれども母上の御生家へ預け参らせん外はあらず

右衛門七母に謀れば、これも異議なし  
母は奥州白河城主松平大和守直矩の家臣中根彌兵衛の女なり、彌兵衛は先年既に死去して、其妻のみ同じ家中の矢頭庄右衛門の宅に在り  
左らば母上の御供して一旦奥州へ下り、其上にて江戸へ出づべし

終に母と妹とを伴うて彼の地へ向はんとす、旅装は忽ち調へども、一つ調はぬ物こそあれ  
腹巻なくては父上の御志を空しくするの虞あり、去りとて之れを受け出さんと、今の身の叶ふべくもあらず  
兎やせん、角やせまし、右衛門七獨り頻りに胸を

苦しむ

儘よ、大功は細産を顧みずと申すとあり、一時欺きて取り出ださんに若かず

右衛門七早速久兵衛の許を訪うて語る  
先頃其許に頼み参らせて質入れしたる腹巻、今の中に少々手入れ致し置きたし、暫時貸し玉ふまじきや、手入れたに済めば、早速返へし参らすべし  
日頃正直なる右衛門七の申すと、久兵衛露ばかりも疑はん心あらず  
安き程の事にこそ、暫し待ち玉はれ、直ぐと借り来るべし

急ぎ質屋に駆け行きて、首尾よく借り来れば、右衛門七

千萬辱けなし、頓て持参いへし  
厚く禮を述べて持ち歸る

これさへあれば大丈夫ぞ  
右衛門七一通の書置を渡し、其夜、母と妹とを携へて人知れず此處を抜け出で、淀川を溯りて伏見に着し、近江より伊勢に入り、尾張、參河を歴て、漸やう遠江に達す

行きて濱名湖の畔に到れば、新井の關所あり、與力、同心五十人ばかり此處を守る、右衛門七何氣なく關に差し掛かれば、番人

コレく旅人、女人の手形なくては通行は罷り成らぬぞ

右衛門七聞いてハッとはかりに驚く  
扱ては手形の入用ありしか、我れ初旅にして左

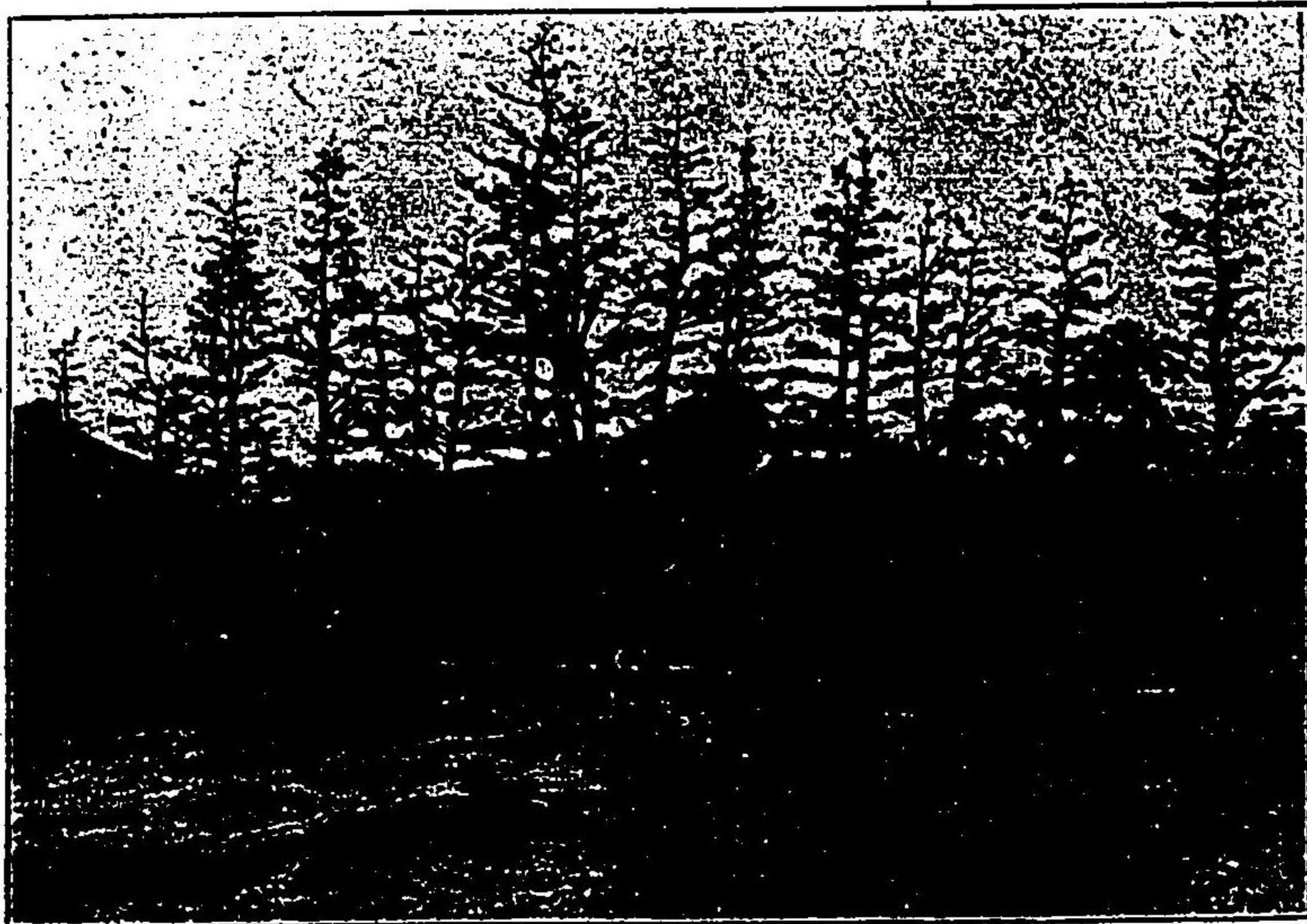
様の事とも存せず、迂闊々々是れまで来りしこそ恐なりけれ

百たび悔い、千たび恨めども甲斐なし  
今は前に進まんとの叶はぬ此身、唯後に退かん外はあらず、又々大坂へ引返へして母と妹とを天満の知己に托す

某は是れより一人出府仕つりいへし、母上には暫らく此處に在はし、兎も角もして奥州へ下り玉へ

心急ぐ身の今は足弱を伴はんと叶ふべからず、唯一人にて出府せんとすれば、母は氣丈夫の女  
我れは女なりとて、如何にもして世を渡るべければ、聊かも心を置くべからず、天晴れ本望を達して父上の御志を達しいへ





(二其) 址 關 居 新

るらせ止廢後以新維治明は關りな址關居新は圖此

雄々しくも言ひ放ちて、更に悲しむ色もあらず  
右衛門七心に喜びて暇乞もそこへに立ち出で、  
夜を日に繼いで江戸に下り、内藏助に逢うて長助  
の遺言を語れば、其心根を想ひ遣りて覺えず袖を  
絞る

右衛門七是より清水右衛門七と稱し、片岡源五右  
衛門の南八丁堀湊町の宅に住みて時機を待つ  
復讐の機来るや、右衛門七父の戒名を記したる紙  
片を兜頭巾の裏に收めて仇家に闖入し、以て父の  
志を遂げ、併せて己れの望みを達す、亦た忠孝  
兩全の士と謂ふべし  
野間屋久兵衛右衛門七の出奔するや、大に其不義  
を怒る、後ち其復讐の義舉に加はりしを知りて感  
嘆已まず、質屋の主人と謀り、僧に請うて其冥福を

修せしと云ふ、節義の人を感せしむると此の如し、  
右衛門七死する年十八

(四三) 神崎與五郎

神崎與五郎名は則休、美作津山城主森美作守長成  
の支藩森伯耆守長武の家臣神崎半右衛門の長子に  
して、幼より奇骨あり  
延寶七年、與五郎十四歳の時、同じ年齢の従弟箕  
作十兵衛と與に毎日其住地黒土村より津山の町に  
通ひて小鼓を學ぶ

津山の市中に彦七と呼べる無頼の少年あり、十兵  
衛の我意に従はざるを怒りて、怨みを露らさんと  
し、一日、林田と言へる所に隠れて待つ  
それとも知らぬ十兵衛、與五郎と睦じ氣に物語り

しつゝ、此處を過ぐる折りしも、彦七突と躍り出  
で、一刀深く十兵衛の頬先きに切り付けさま、  
忽ち身を翻へして飛鳥の如くに逸れ去る  
斯く見えるより與五郎憤然として跡を追ひ掛け、  
近づく儘に一刀ザクリと彦七の肩先を斬り下ぐる  
と七寸ばかり

アツと叫びも敢へず、彦七ドタリ大地に倒るれば、  
與五郎乘し掛つて止めを刺し、十兵衛を劬りく  
連れ歸る

此由疾くに父の耳に入りぬ、與五郎の歸るを見る  
より  
汝、何とて十兵衛を斬りしぞ  
聲荒らかに詰り掛かる、與五郎  
イヤ、十兵衛を斬りしにはははは、十兵衛を斬



りし曲者をこそ殺したるにていへ  
と答ふれば、半右衛門  
出来したりな、出来したり  
嬉れしさの餘りに、與五郎を抱き上げつゝ、躍り  
上りくつて悦ぶ  
此噂忽ち遠近に傳はりて、人々皆與五郎の振舞  
を賞せざるはなし  
爾來十餘年、主家の祀絶ゆるに及び、與五郎赤穂  
に出で、仕を求む、或人之を内匠頭に推舉すれば  
彼の十四歳にして従弟の仇を討ちたる勇士にあ  
らずや、召抱へ取らすべし  
直に收めて臣籍に入れ、徒目附として五兩、三人  
扶持を給ふ  
與五郎君の知遇に感じて忠勤を勵むと數年、其不

慮の變あるに及び、慨然として一死臣節を盡さん  
と欲す  
内藏助其才智と堅忍とを見抜きて、托するに仇家  
偵察の任を以てすれば、與五郎二言となく之れを  
諾し、早々旅装を整へて唯一人江戸に出づ  
時に前原伊助専ら本所の吉良家を探索す、與五郎  
乃ち麻布飯倉なる上杉家中屋敷を偵察せん欲  
して、店舗を麻布谷町に開き、姓名を變じて美作  
屋善兵衛と曰ふ  
其家主の叔父なるもの吉良家の足輕を勤むると聞  
き、與五郎其縁故に依りて吉良家の奴僕たらんと  
欲し、百方其周旋を乞ふ、然れども當時吉良家の  
警戒嚴重にして、一切の婢僕は其領邑のものにあ  
らざれば使用せざるを以て、與五郎折角の目論見

も終に齋餅に歸す  
與五郎身を扇子の行商に扮して上杉家中屋敷を  
偵察すると若干日、上野介此處に居るの氣振なき  
を察し、本所に移りて伊助と與に吉良家を偵ふ  
虎穴に入らずんば、虎子を獲ず、一日、與五郎又  
も行商に身を變じて、大膽にも吉良家の邸内に入  
り込み、其處此處と見廻りて容子を窺はんとす、  
家士の面々、其見慣れざる商人なるを怪しみ、寄  
つて集つて叩き出だす  
與五郎日夜苦辛に苦辛を重ね、爲めに其虚實を知  
り得たると少なからず、諸士の首尾よく成功せし  
もの、與五郎偵察の力與つて多きに居るを見る  
與五郎和歌を善くし、又俳諧を好みて、竹平と號  
す、曾て萱野三平の蟪蛄賦に和して後蟪蛄賦を作

る、其文亦た見るべし、前原伊助と與に述作せる  
赤城盟傳に至りては、赤穂藩士の小春秋と謂ふも  
亦た可なり、與五郎死する年三十八  
(四四) 茅野和助  
茅野和助名は常成、玄安の長子なり、内匠頭に事  
へて横目となり、五兩、三人扶持を賜はり、役高  
五石を給せらる  
初め神崎與五郎と與に美作津山の支封森伯耆守長  
武に事ふ、故ありて國を去り、同じく赤穂に到る、  
内匠頭其用ゆべきを知り、召して職を授く、幾ば  
くもなくして國難あり、二人與に節に死す、人々其  
知己の爲めに死するを見て、古人の義に愧ぢすと  
稱す



和助武術に長じ、自眼心流居合の奥義を究じ、死する年三十七

(四五) 横川 勘平

横川勘平名は宗利、父を祐悦と曰ふ、其曾祖父各務竹左衛門美作津山城主森美作守忠政に仕ふ、祖父宗右衛門亦た津山に住す、父祐悦出でて仕へず、勘平に至りて去つて赤穂に赴き、内匠頭に仕へて歩行となり、僅かに五兩、三人扶持を給せらるる、勘平身長六尺、力十人を兼ね、劍道に達し、角瓶に巧みなり、曾て内匠頭の増上寺火消方たりし時、勤勞衆に拔んするを以て褒辭を賜はり、歩行頭格に陞せて鹽硝庫の守衛となす、國變の起るに及び、赤穂に馳せ歸つて頻りに籠城、殉死の議を唱へ、

或時は自殺して滿城の士氣を鼓舞せんとし、或時は糟谷勘左衛門の反覆を憎み、之れを斬つて不義の徒を懲らんとするに至る、其慷慨節義を重んずると此の如し

諸士の吉良家に侵入するや、上野介隠れて出でず、勘平式臺へ躍り上りつ、

淺野内匠頭家來共是れまで參りて、上野介殿を尋ねれども出合ひ玉はず、左程生命を惜しく思召さるゝか、左兵衛殿は出で玉はぬか、家來衆は勝負し玉はざるか

椽板を踏み鳴らしくゝて大音聲に呼はる、其聲雷の如し

勘平其出でざるを見て室内、廊中、到る處自から搜索し、毫も危懼の態なし、自から打物取つては

唐の焚燔、筑紫の八郎殿にも劣るまじと言へるも亦た宜べなり、死する年三十七

(四六) 三村次郎左衛門

三村次郎左衛門名は包常、其先き備中松山城主三村元親より出づ、内匠頭に仕へて酒奉行を勤め、米七石、二人扶持を給せらる

國難の起るに及び、籠城、殉死の議ありと雖も、諸士皆次郎左衛門の卑賤なるを以て敢て其席に加へず

次郎左衛門今は厨下の小吏なりと雖も、其祖先は備中の勇將なり

我れ何條不義に生きて家名を辱かしむべきや、イデく進んで一味に加はらん

連判の日、酒を運びて其席に出でたるを幸ひ、強ひて乞うて義盟に加はり、奔走周旋せらざるなし、諸士尚ほ其心術を疑ふ

何れ褒美にでも有り附かん下心なるべし

皆敢て心を許さず、内藏助獨り其他心なきを察して感嘆措かず、次郎左衛門を側近く召し寄せて勵ます

家中には厚恩を受くるもの少からずと雖も、大方は後先の考へのみにして、國家の難を憂ふものあらず、然るに忠義の士、却つて其方の如き小役人より出づると、我等に於ても心耻かしう存するぞ、此上ども臣たるの道を勵みいへ

次郎左衛門の感激言ふべからず、涙を揮つて退く、赤穂を出づるに臨み、信岩宗忠信士との法號を附



して、復た生きて還らざることを心に誓ふ  
復讐の夜は掛矢を揮うて裏門を撃破し、更に二の  
門をも破つて進む、後ち水野邸に在るの日、人に  
語りて言ふ

某は掛矢を以て門々を打破り、進入り、  
若し敵に用意ありなば、真先に討たる、所に  
ていはん

其死を顧みざる此の如し、内藏助深く其勇を稱  
せしと云ふ、次郎左衛門死する時三十七

(四七) 寺阪吉右衛門

寺阪吉右衛門名は信行、弓組の足輕にして、吉田  
忠左衛門に屬す、性質純朴にして交友に厚く、人  
の難に赴くと我身の事の如し

國難の作るに及び、籠城、殉死の議ありと雖も、  
吉右衛門卑賤にして其席に連なると叶ひがたし、  
一日、忠左衛門に向ひて言ふ

吉右衛門微賤にこそは、平生君恩を蒙り  
いなり、何とて義に背き、恩を忘れべき、あ  
はれ吉右衛門をも加へさせ玉へ、生死を與に仕  
つりいはん

誠意面に形はる、忠左衛門其誠實に感じ、内藏助  
に乞うて同盟に加ふ

京都へ出で、後ち、三日に一度、四日に一度は、  
必らず内藏助及び忠左衛門の宅に候ふ

復讐の後、内藏助特に吉右衛門に命じて瑤泉院并  
に大學の許に使せしむ、秘して實を告げざるもの、  
蓋し累を大學に及ばさんとを慮るゝに由るなり

(四八) 萱野三平

同志の外に同志あり、萱野三平重實と曰ふ、攝州  
萱野芝村の郷士萱野七郎左衛門重利の次子なり

七郎左衛門は御使番を勤めて五千石を領する麾下  
の士大島出羽守義近の領内に住し、若き頃には日  
々其陣屋に勤む、今は年老いて、其子重通之れに  
代る

三平十三歳の時、出羽守の推舉にて赤穂に仕へ、  
中小姓となりて、金十二兩二分、三人扶持を給せ  
らる

内匠頭切腹の日、早水藤左衛門と與に早打を打つ  
て赤穂に馳せ歸る

三平の宅は東海道筋の沿道に在り、三平馳せて宅

前に到り、ハタと葬車の門を出づるに會ふ、三平  
見て胸忽ち悸く

誰れの葬儀ぞ

駕籠の中より問へば、計らざりき是れぞ二十餘年  
の間、深き撫育の恩を受けたる我が慈母の葬儀な  
らんとす

扱ては母人には御果てなされけるか  
近くは君に訣れ、今や又母に別かる、三平の心緒  
亂れて糸の如し、急ぎ駕籠より飛び下りて柩を送  
らんとす

イヤ待て、私事を以て公事を枉ぐべきにあらず  
翻然一變、一言事の由を告げしばかり

駕籠、遣れ

又も宙を飛んで赤穂に馳せ附く、江戸より此處に



至る僅かに四日半

三平義心鐵より堅し、主として義盟に加はり、一死故君に殉せんとす

赤穂より書を父七郎左衛門に送りて、君家の急難を報じ、且つ籠城の決心を告ぐれば

人臣として君の祿を食むものは、誰れしも斯くこそあるべけれ

七郎左衛門敢て驚かず、直ちに返書を認め、家僕をして之を齎らして、赤穂に到らしむ

三平父の書を得て、披いて之を見れば生きて耻を遺さんよりは、死して義を全うせん

こそ、武士の道なれ、死骸を取片付けん爲めに家僕一人差遣はす、心置きなく生寄せよ

この意を書き認めて、復た一言も女々しき事を記

三平讀み了りて慨然たるもの久し、決死の心これより愈々堅し

三平事の序に此由を内藏助に語れば

扱て、義に堅き武士や、斯父ありてこそ斯子あれ

深く七郎左衛門の志を感ず

既にして赤穂の形勢一變し、再變し、籠城よりして殉死となり、殉死よりして又復讐となる

三平初めより内藏助と行動を與にせんと欲す、乃ち復讐の舉を贊し、開城と與に父の許に歸り來りて、母の喪に服す

歌々たる一片の丹心、固く胸裏に藏して父にも告げず、嫂にも語らず、時々山科及び大阪に赴きて、

同志の士と密議を凝らす

斯くて其年も空しく過ぎて、元祿十五年の春は來る

會々吉田忠左衛門、近松勘六の二人日ならずして東行せん

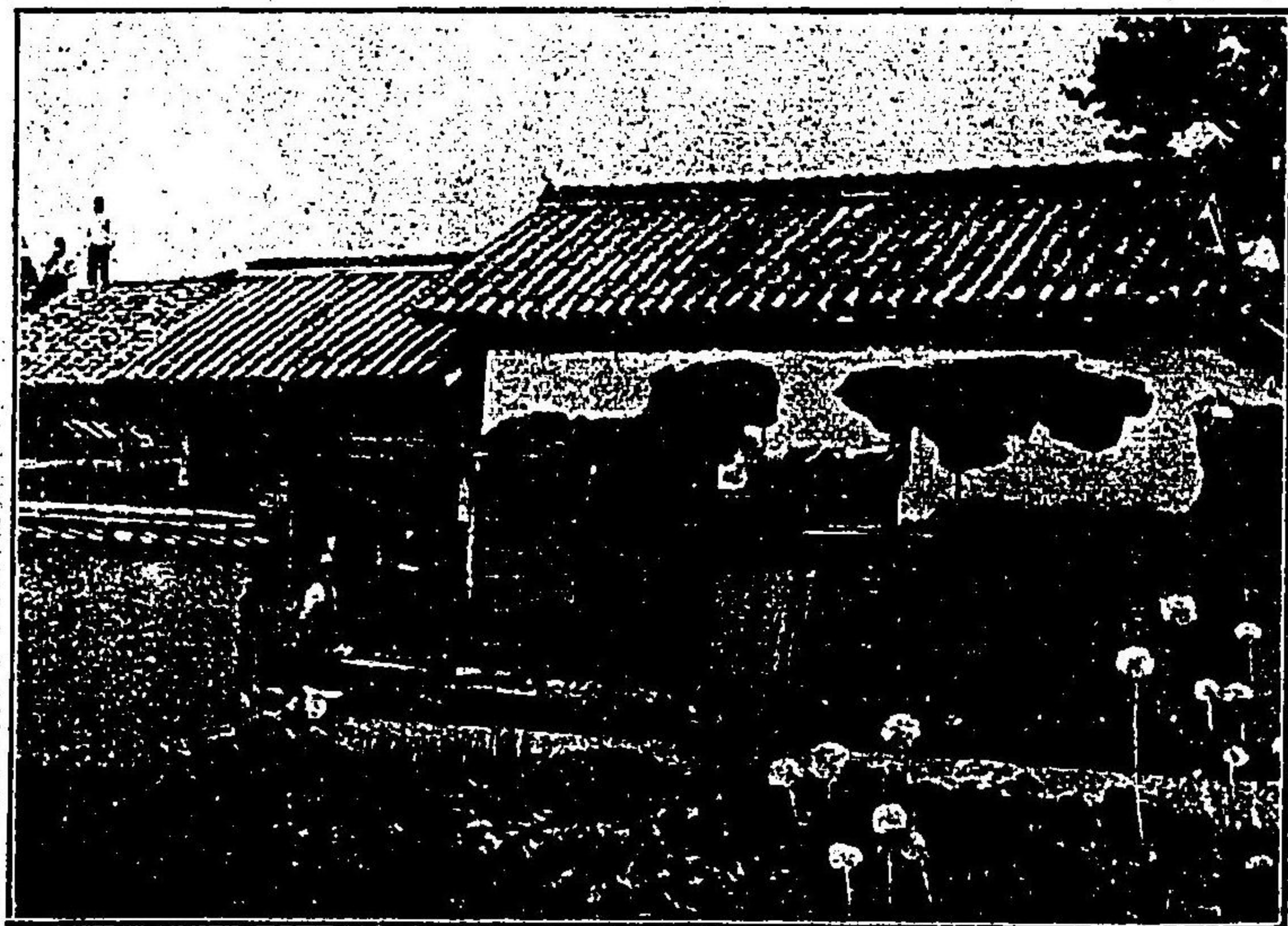
三平亦た之れと同行せんとを約す、乃ち暇を乞はんと欲して父の前に出で、兩手を突き頭を下ぐ

父上、御願ひのい、舊冬以來、舊朋輩共ども申し談じ、近日關東に下向して再び仕官を求めん

所存にこそいへ、何卒御暇を賜はり、且つは豫て御預け申し置きたる分配金を渡し玉ふべし

七郎左衛門聞いて眉を顰む

ナニ、關東に行きて再び仕官致さんとや、今は治世日久しくして、武備年に弛び、器量拔群の



野三平の邸

りな荷後の平三野三は那大三野三村芝字村野三那能豊國津孫  
そこ屋長門此寸存みの隣門只りなと畑桑園桑は址宅の方四丁一  
りな室の疊八しせ殺自其は所るあの窓中圖てしに所るせ居住の平三



武士と雖も、空しく不遇を嘆つゝの始末、手蔓な  
 くては容易に仕官の口をも得られまじ、無益の  
 望みを起して、亡君の遺金を失はんは詮なし、  
 父母老いては遠く遊ばず、此土地に留まりて生  
 先き短かき我が先途を見届けしへ  
 深き仔細ありとも知らぬ七郎左衛門、言葉を盡く  
 して懇ろに説き諭す  
 三平ハタと途方に暮れぬ、否やとも言へず、承知  
 とも言へず  
 何れ篤と勘者仕つりいはん  
 それとなく答を延ばし、我が居間と定まれる門長  
 屋の座敷に入り、腕を拱ぬき、目を瞑りて、黙然  
 として思案に耽る  
 扱ても思ひの外なる事とはなりけり、父上の御

心に従はんとなれば、亡君の仇を討つと叶はず、  
 亡君の仇を討たんとすれば、父上の御心に従ふ  
 こと能はず、悲しいかな忠義を立てんとすれば、  
 不孝に陥り、孝道を立てんとすれば、不忠に  
 陥る、不忠の臣とならんは如何にも忍びがた  
 きところ、去りて不孝の子とならんと亦忍び  
 がたし、曾ては籠城を勵まし玉へる父上、我が  
 本志を明かし参らせなば、ヨモ聞き入れ玉はざ  
 るとはなからん、寧ろその事何も角も打明け参ら  
 せん、イヤ〜人には泄すまじと神文を以て固  
 く誓言せる事、父上と雖も安りに明かし参らす  
 へさにあらず  
 兎やせん、角やすべき、心は千々に亂れて、思ひ  
 極めては又思ひ返し、思ひ返しては又思ひ煩ふ

君父忠孝の岐に立ちては、聖人君子とても去就  
 に迷ふべし、況して凡夫の我れに思慮せらるべ  
 きにあらず、此上は一死を以て君と父とに詫び  
 奉つらん  
 時は正月十三日、心徐かに遺書を認め、飛脚を頼  
 みて山科に贈る  
 明日は亡君の御命日、此日をこそ我が死期と定  
 むべけれ  
 固く思ひ定めては、胸裏の雲霧忽然として霽る  
 黄昏より屋後の山に登りて亡き母の墓に詣つ、頓  
 て我身も死して此處に来るよと思へば、胸中の感  
 愴何ぞか深からざらん、東の天より差し昇る月を  
 見つ、腰なる一管の笛を把つて、嚙腕として吹  
 ますさむ、泉下の人亦た涙にや咽ばん

三平我家に歸り來りて父七郎左衛門及び嫂を相手  
 に、四方八方の話に時を移す、之れを永訣と思へ  
 ば、起たんとして起り得ず、思はずも夜を更かす  
 斯くては果てじと漸やう母屋を辭して、中庭に立  
 ち出づ、天を仰げば月尙ほ高し、兄や見るらんと  
 思へば、月も懐かし  
 (附言) 兄重通時に領主大島豊八義也に従うて屋前の長崎に在  
 り  
 三平頓て門側の我が居室に入りて、心徐かに天を  
 明かし、飛脚の山科に着きたらん時刻を計り、備  
 中水田國重の鍛へし尺九寸餘の脇差を引き抜き、  
 我れと我が腹を異一文字に掻き切つて東向に俯伏  
 す、鮮血サツと四壁に迸りて腥さし  
 春の夜は何時しか明けて、旭の光は障子に梅の影







### 第三篇 義士の遺蹟

#### (一) 赤穂城址

赤穂城址は播磨國赤穂郡赤穂町字上假屋に在り、赤穂の舊名を加里屋と曰ふ、故に以前は刈屋城と名づく、寛永年間、池田輝興此處に陣屋を設く、正保二年、淺野内匠頭長直の常陸國笠間より封を移さるゝに及び、幕府に請うて城を築く、其家臣近藤三郎左衛門の繩張せる所、本九五町、二の丸十一町、三の丸九町餘あり、十櫓、十二門、四方に散在し、狹間の數二千二十八に達す、川に枕み沼を擁して、要害自から固し、子采女正長友、孫内匠頭長矩相繼いで此に居り、元祿十四年に至り

て國除かる、其間實に三世五十七年なり、元祿十五年、永井伊賀守直敬來り移り、寶永三年、其封を信州飯山に移るゝに及び、森和泉守長直來り移り、子孫相承けて明治年間に至る、今は城櫓全く荒廢に歸し去り、僅かに大手門の礎石を存するのみ

#### (二) 大石邸址

大石内藏助良雄の邸宅は赤穂城内の大手門を入りし左方に在り、今は全く荒廢に歸して、僅かに門長屋一棟を存するのみ、屋上の瓦には其定紋二つ巴を現はす、門を入れば右の方に大石神社あり、内藏助の靈を祀る、祠畔の櫻樹は吉田忠左衛門の舊邸より移せるもの、左の方には内藏助遺愛の櫻

樹あり、其側に碑を建て、赤穂文學河原寛其文を讀ぶ

#### (三) 華嶽寺

華嶽寺は赤穂城の北方に在り、雲山と號し、曹洞宗に屬す、利岸和尚の開山たり、淺野家の香華院にして、采女正長友の法號華嶽院に因みて寺に名づく、長直、長友、長矩の墓あり、寛延三年、郡人義士の徳を慕うて其墓を建つ、長矩の墓を中心として、右に内藏助、左に主税の墓を設け、其周圍に他の四十五士の墓を列ぬ、入口の左に大石邸に在りし櫻を植ゑて、忠義櫻と稱し、右に大野九郎兵衛の宅に在りし柳を栽ゑて、不忠柳と名づく、柳は二代目にして、櫻は三代目なり、門前に

忠義塚を建て、藤江忠廉其文を讀ぶ、寺門の西部に義士堂あり、長矩の位牌及び義士の木像、内藏助の守本尊千手觀音を安置し、外に種々の遺物を藏す、此寺の山門は赤穂城の弱手鹽屋門を移せるもの

#### (四) 遠林寺

遠林寺は赤穂に在り、眞言宗に屬す、淺野家の祈願所として、領内寺院の首座を占む、大石内藏助赤穂開城の前後、即ち四月十五日より五月末日まで、此處に殘務取扱所を置き、内藏助亦た一時假りに寓居す、當時の住職祐海、内藏助の囑托を受け、江戸に出で、淺野家再興の爲めに運動すると二回に及ぶ、淺野家滅亡後、引續き永井家、森



家の祈願所たりしが、廢藩後維持の道なくして廢寺となり、同宗の慈光寺と合併し、其跡は劇場と化せり

(五) 尾崎村寓址

尾崎村は赤穂郡に屬し、赤穂城の東に位す、此村の元屋八十右衛門は大石内藏助の家臣瀬尾孫左衛門の兄弟なり、内藏助其縁故に依りて、赤穂開城後暫く此處に寓居す、内藏助の激烈なる行に惱みたるは、實に此處に在りし時なり、後赤穂の人横河子寛其徳を慕うて節華亭を建つ、今尙ほ内藏助寓居の址あり

(六) 山科隱棲址

野中務少輔長祚等其志を嘉みして助力し、終に寺院を建て、義士堂を作り、且つ義士の木像を作りて安置し、外に數種の遺物を藏す

(八) 瑞光院

瑞光院は山城國愛宕郡大宮村紫野大徳寺の門外塔頭にして、洛北の一名所なり、慶長十八年、因幡國若櫻城主山崎左馬允家盛の建立せるものにして、其法號を取りて瑞光院と名づく、往昔、清和天皇の御宇、朝野宿禰と云ふ人、天皇の御胞衣を此に埋め奉つり、祠を建て、朝野稻荷と稱す、豊臣秀吉の聚樂の第に在りし時、淺野彈正忠長政此處に別業を構へ、朝野稻荷を崇めて鎮守とす、朝野と淺野と和訓同じきより、人々何時しか淺野

山城國宇治郡山科村字西の山に大石内藏助隱棲の地あり、岩屋明神の鳥居の前、北側の藪の中に在り、山科停車場を距ると約十七丁なり、安永四年江戸の人宮部孫八、上田惠五郎の二士、其地少許を購ひて、舊址の碑を建て、伏見の龍公美子玉の文を刻す、明治三十四年、又碑を建て、題して「大石良雄君隱棲舊址」と曰ふ、男爵北垣國道の筆に係る

(七) 岩谷寺

岩谷寺は大石内藏助隱棲地の前に在る尼寺なり、元と廢寺同様なりしに、嘉永年間、尼僧此遺蹟を保存せんを企て、村民に勸化して一木一石を募る、畿州侯及び内匠頭九世の孫たる京都町奉行淺

稻荷と稱するに至る、秀吉薨じて後ち、長政亦た別業を廢せしより、家盛徳川家康に請うて此地に寺院を建てたるなり、元祿年間、内匠頭此寺の祖先の邸址たりしと、院主宗湫、徒弟宗海の俱に夫人の族弟たるとの縁故に由り、毎年米百石を寄附す、大石内藏助の山科に隱棲せる際、内匠頭の墓を建つ、義士の歿後十七年、寺僧又其墓を内匠頭の墓畔に建つ、嘉永七年七月、其北方に隣りて遺蹟の碑を建て、淺野中務少輔長祚其文を撰ぶ、寺中別に小野寺幸右衛門の墓あり

(九) 本國寺

本國寺は京都市下京區五條松原通南に在り、日蓮宗に屬す、寺中に小野寺十内の妻丹女の墓あり、



十内死を賜ふの後、六月十八日、此寺に來りて、自害せるものにして、其法號を梅心院妙薫日性信女と曰ふ

(二〇) 吉祥寺

吉祥寺は大阪市生玉の南、蛇阪の上に在り、萬松山と號す、曹洞宗に屬する寺院にして、大阪に於ける淺野家の香華院なり、寺中に内匠頭の墓あり、其左右には内藏助父子の墓を樹て、周圍の玉垣には他の義士の氏名、法號、年齢を刻す、山門の匾額「萬松山」の三字は内匠頭の筆に係る

(二一) 淨祐寺

淨祐寺は大阪市北區上福島一丁目に在り、矢頭長

助の墓あり、高松隱士河田正徳の寶曆十二年三月を以て建つる所にして、高松儒學菊池武賢其文を撰ぶ、此寺明治四十二年の大火に類焼せしも、長助の墓は恙なかりき、正徳は右衛門七の墓を建てし如くに諸書に見ゆれば、同寺には長助の墓あるのみにて、右衛門七の墓はあらず

(二二) 善福寺

善福寺は攝津國豊能郡萱野村字萱村に在り、此寺の共同墓地に萱野三平の墓あり、三平の生家萱野七郎左衛門方を距ると二丁餘の後山に在り、法號を陽光院、洞廓道義居士と曰ふ、墓は嗣子長好及び孫重好の建つる所、南湖堀正修碑文を撰び、京都百拙和尚之れを書す、元文五年正月十四日、

之れを建つ

(二三) 大石莊

近江國栗田郡に大石莊あり、小田原、龍門、淀村、中村、東村の五ヶ村より成る、今は大石村と曰ふ、中村の小林中に大石屋敷の跡と言ふものあり、東西二十間、南北三十間あり、大石家の祖先代々此處に住す、東村に明見山淨土寺と稱する寺院あり、大石家の香華院にして、累代の墓あり、内藏助の死を賜ふや、族人其戎具を收め、之れを大石莊に瘞めて、碑を其上に樹て、准后藤原家照題して「忠義碑」と曰ひ、栗山潛録其文を撰べるとは、諸書に散見すれども、今は邸址にも、淨土寺にも在らず、人に問へども、絶えて知るものなし、泉岳寺の

(二四) 泉岳寺

泉岳寺は東京市芝區高輪車町に在り、號を萬松山と曰ひ、橋場の總泉寺、愛宕下の青松寺と與に曹洞宗江戸の三ヶ寺たり、慶長年間、門庭宗關和尚の壽命を奉して外櫻田に創建せしものにして、寛永十八年、今の地に移る、總門の額「萬松山」の三大字は閩の沙門道滯の筆に係る、江戸に於ける淺野家の香華院にして、内匠頭及び其夫人瑤泉院の墓あり、義士の死を賜ふに及び、内匠頭の墓畔に葬むらんとを請うて許さる、寺僧乃ち其遺骸を瘞めて石塔を建つ、享保二十年、義士三十三回忌碑を建て、南條俊賢文を撰ぶ、文政二年、四十七義

龜井鵬齋の碑の如く、壽命に依りて撤せしものか



士碑を建て、龜田鵬齋文を撰ぶ、後ち幕府の命に由りて之れを撤す、明治四十二年五月八日、政教社員再び之れを建つ、又寶物館あり、種々の遺物を陳列す、寺内に妙海尼の墓あり、明治元年十一月五日、今上天皇の東京に幸し給ふや、特に權辨事藤原献を遣はして宣旨を賜ひ、且つ金貨三千匹を下し賜ふ

(一五) 本願寺別院

東京市京橋區築地本願寺別院の墓地に間新六の墓あり、法名を歸真釋宗貞信士と曰ふ、新六の姉老中秋元但馬守喬朝の家臣中堂又助に嫁し、新六の江戸浪居中、其宅に居る、新六の死を賜ふや、特に死骸を請ひ受けて、菩提寺たる本願寺別院に葬

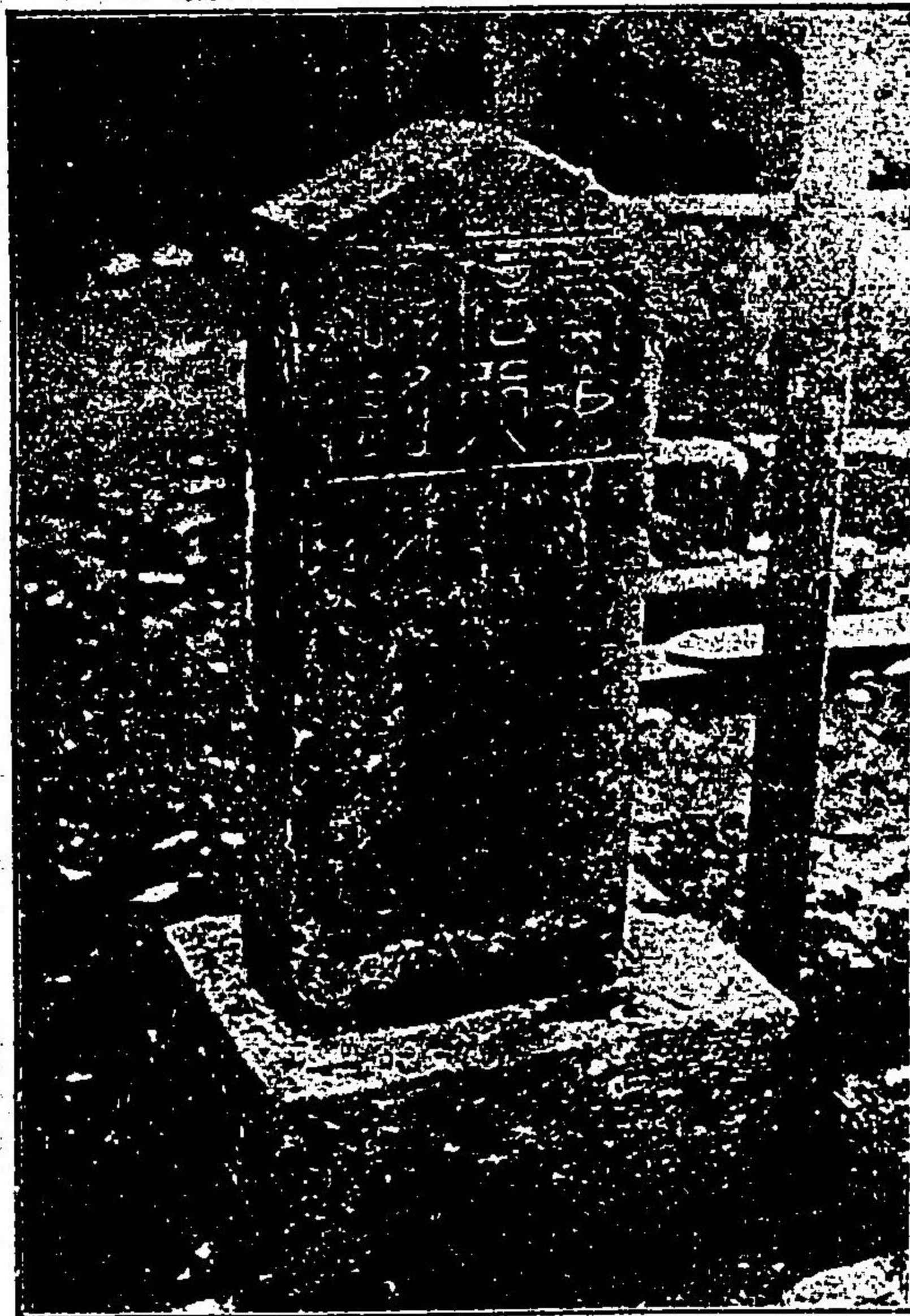
ひる、泉岳寺には埋葬せざるも、其住職特に一碑を建て、法號を乃摸唯劍信士と曰ふ、別院には尙ほ新六の槍を藏す、這は新六の本望を遂げて泉岳寺へ引揚ぐる途中、別院の前を過ぐる時立ち寄り、此槍に金五兩を添へて寄附せしものなりと言ひ傳ふ

(一六) 仙龍寺

仙龍寺は元と東京市下谷の屏風坂に在り、後ち本郷區駒込東片町九十三番地に移る、瑞祥山と號し、臨濟宗に屬す、九世の住職智郷和尚は内藏助の伯父に當るの人のして、義士死を賜ふの後、内匠頭及び内藏助父子、大石瀨左衛門の位牌を設け、且つ内藏助の守護神瑜伽山大権現の尊像を祀る、尙ほ大石三士の木像ありしも、今は存せず

(一七) 曹溪寺

曹溪寺は東京市麻布區本村町古川に在り、寺中に寺坂吉右衛門信行の墓及び其孫信成の建てし碑あり、墓誌銘は伊藤長準、碑文は内田叔明の撰ぶ所なり、外に吉右衛門妻の墓あり、吉右衛門復讐の夜、蕪州に使ひせし爲め、賜死の數に加はらず、一時此寺に寓居し、後ち山内主膳に仕ふ、延享四年十月六日、壽を以て終り、子信保此寺に葬ひる

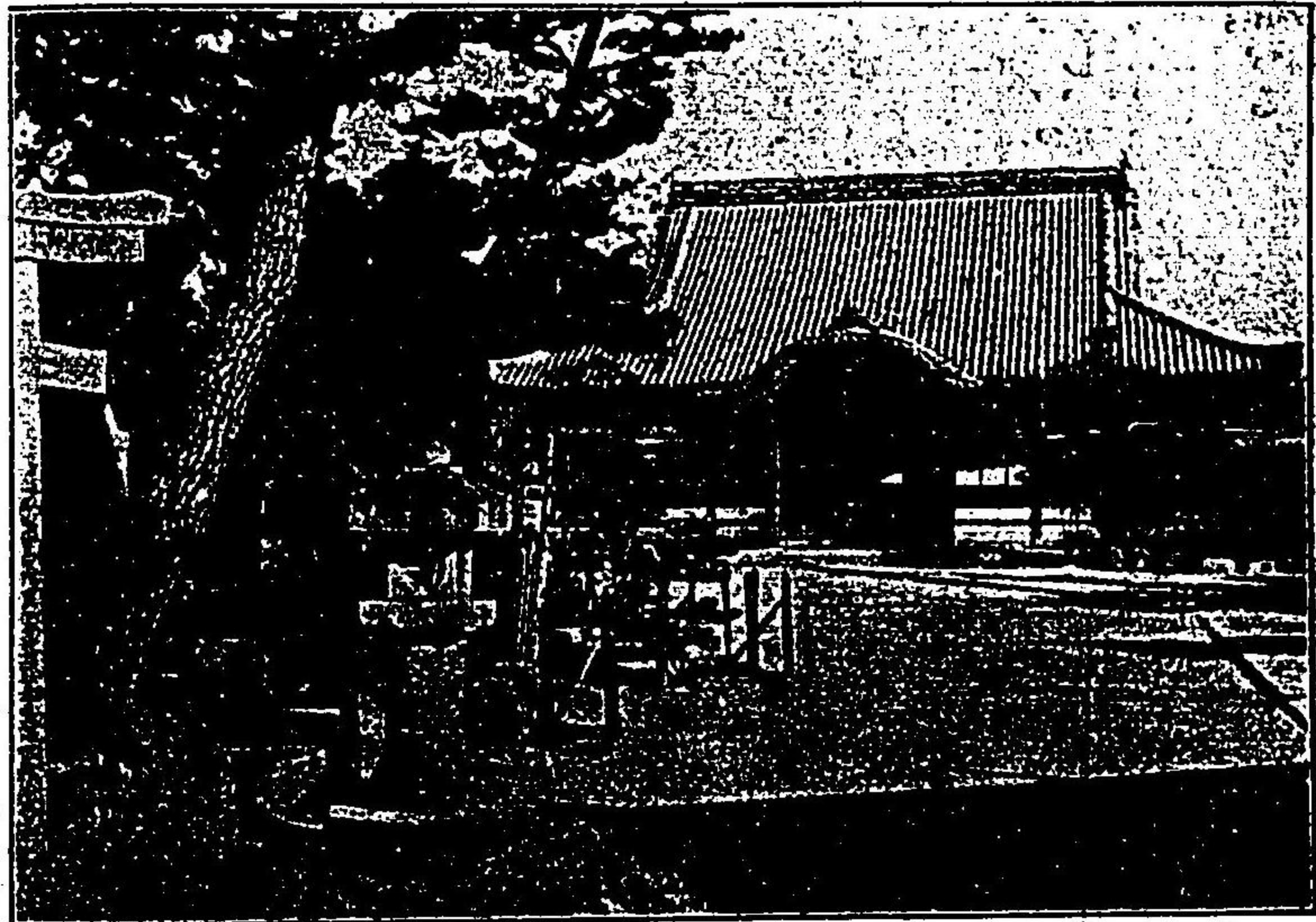


碑の門衛右吉阪寺 藤伊りに在に寺溪曹町村本區布麻市京東 る係に文撰の藏平

(一八) 青松寺

青松寺は東京市芝區愛宕町に在り、萬年山と號し、曹洞宗に屬す、蕪州侯淺野家の香華院なり、寺中





寺 泰 國  
りお墓の妻助蔵内石大りに町小市島廣

に堀部彌兵衛父子の墓あり、其戒名は泉岳寺のものと同じけれども、俱に院號を附して彌兵衛は忠山院、安兵衛は義海院と曰ふ、當時の住職安兵衛と縁故ありしに由り、特に父子の墓を建て、其菩提を弔ひたるものなりと云ふ

(一九) 乾 德 寺

乾德寺は名古屋市東田町に在り、寺中に片岡源五右衛門の墓あり、其法名は泉岳寺のものと同じく、及勘要劍信士と曰ふ、源五右衛門は尾州藩士能井十次郎の男なり、出で、片岡家を嗣ぐ、源五右衛門死を賜ふに及び、十次郎此に墓を建て、其冥福を修めしなり

(二〇) 大 蓮 寺

(二二) 正 福 寺

正福寺は但馬國城崎郡豊岡在なる三江村字日撫に在り、禪宗に屬す、寺中に大石内藏助妻りく子の碑あり、其法號は國泰寺のものと同じきも、死去の年月を元文二年十二月十九日とし、年を七十七とせると、國泰寺のものと同じからず、蓋し國泰寺の方を以て正とすべきか

大蓮寺は上野國前橋市立川町に在り、虎淵山と號し、淨土宗に屬す、寺中に矢頭右衛門七母の墓あり、其甥なる多賀谷次郎右衛門致泰の建つる所、法號を自性院深泉源寶妙心大姉と曰ふ、寶曆二年四月十五日、病んで没す、年八十五、或書に同人の墓は前橋市十八郷町淨土宗正幸寺内銀杏樹の下に在りと見ゆるは、誤傳に屬す

(二二) 國 泰 寺

國泰寺は廣島市小町に在り、大石内藏助の妻りく子并に其子大三郎良恭の墓あり、りく子は大三郎の藝州侯に聘せらるゝに及び、俱に廣島に移り、元文元年十一月十九日を以て没す、年六十八、法號を香林院華屋壽榮大師と曰ふ

日本史蹟 赤穂義士 終



芬  
芳  
餘  
韻



# 芬 芳 餘 葩

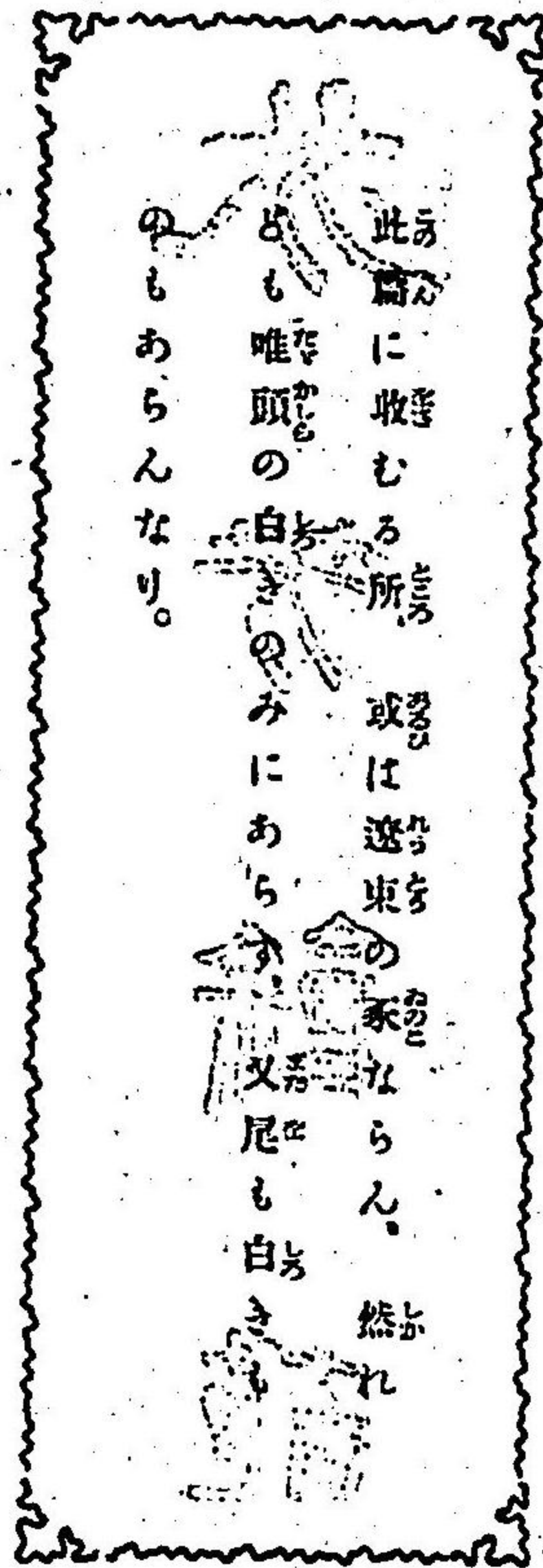
## (一) 平間村の僑居

富森助右衛門が武州川崎在の平間村百姓輕部五兵衛方へ寓居し、尙は大石内藏助も亦た一時此處へ假寓せしとは、有名な事實なり、今同村稱名寺の記録に依りて、當時の概況を記さんとす

輕部五兵衛方は武藏國橋本郡下平間村にして、川崎より土手を傳うて北に入ると二十丁ばかり、池上街道を西に入るあたりに在り

熊田葦城著

五兵衛は此近郷にての舊家にして、元祿年間、淺野内匠頭の邸へ秣を納め、又下掃除を請負うて始終出入し居たれば、江戸留守居堀部彌兵衛を始め、家中の誰彼にも知り合ひあり、然るに元祿十四年三月中旬(十四日なるべし)堀部彌兵衛方より急飛脚を以て、急用出來に付人夫四五名并に馬一頭引連れ、早々參るべしと申し來る、五兵衛何事なるかと取る物も取敢へず、鐵砲洲の上屋敷へ駈付ければ、彌兵衛出で、對面せし上、此度容易ならざ



此處に收むる所 或は遠東の家ならん。然れども唯頭のみならず、又尾も白くもあらんなり。



る御大變にて、明、日中に家中の面々残らず屋敷を引拂ふやう、公儀より御達しありたれば、取片付方精々相働き呉れいやうとの挨拶あり、五兵衛大に驚き、且つ嘆き、早々邸内の掃除に取り掛る、頓て仕事を終へて暇を乞へば、彌兵衛復た對面して申すやう、其方儀も年來屋敷へ立ち入りて入懇に致せしが、最早今日限りと相成りて、一入名殘惜しうこそ存すれ、今後家中一同浪人の身と成り果て、何方へ便るべき目當てともなければ、時宜に依りては一時其方の許へ厄介を頼むともあらん、其砌には舊誼を忘れず、世話致し呉るゝやうこの事に、五兵衛坐に涙に咽び、此度の御不幸、何とも以て申上げやうも御座なく、私も百姓にてこそいへ、随分人の世話好きにてい、御頼みと

あれば決して辭退仕つらず、御不自由さへ御厭ひなくば、五人十人の御同居も苦しからず、何時なりとも御心置なく、御入來下さるべし、年來の御恩を報い奉つるは斯かる時にこそいへと、日頃義氣強き五兵衛快よく承引すれば、彌兵衛其真心に感じて尙ほ呉れくも頼み聞え、扱て諸道具類は何れも拂物となす筈なり、若し入用の品あらば、何にても差遣はさん、遠慮なく申せよとあるに、五兵衛、左らば如何なる粗末の品にても宜しく、重箱一つ頂戴仕つりたしと申せば、彌兵衛、サア「易き程の事なり、これ取らすべしとて、黒塗に秋草の蒔繪ある重箱一組并に臺所に在る銅の大釜(淺野家の定紋鷹の羽の打違ひの紋あり)を與へられ、外に軸物をも出だして、これは如何にと申

されしかど、五兵衛農家には不似合の品なりとて、固く辭退して歸村せり  
 其後四月頃に至り、堀部彌兵衛、其子安兵衛、宮森助右衛門の三人、五兵衛方へ尋ね來り、何角物語りして立歸りしが、其後此三人折々訪ひ來り、後には大高源吾、中村勘助、神崎與五郎等の人々も時々來りて、十日又は一ヶ月間位滞留せしとあり、翌十五年七月頃、助右衛門は五兵衛の居宅の東手なる空地へ家作して此處に住居す、其時の大工は隣村上平間の渡邊喜右衛門と云ひしものなり  
 此喜右衛門折々此五兵衛方へ遊びに來るうち、助右衛門とも懇意となり、互ひに酒量を戦はせしとなどあり、左れば普請は此喜右衛門が引受け、一切を金五兩以内にて仕上げたり



塚子銃  
 てしきの念記門衛右助森宮りに在に村間平下郡樹橋縣川奈神  
 のもるれ祀てめ埋を子銃るけ置し遺に方衛兵五部輕

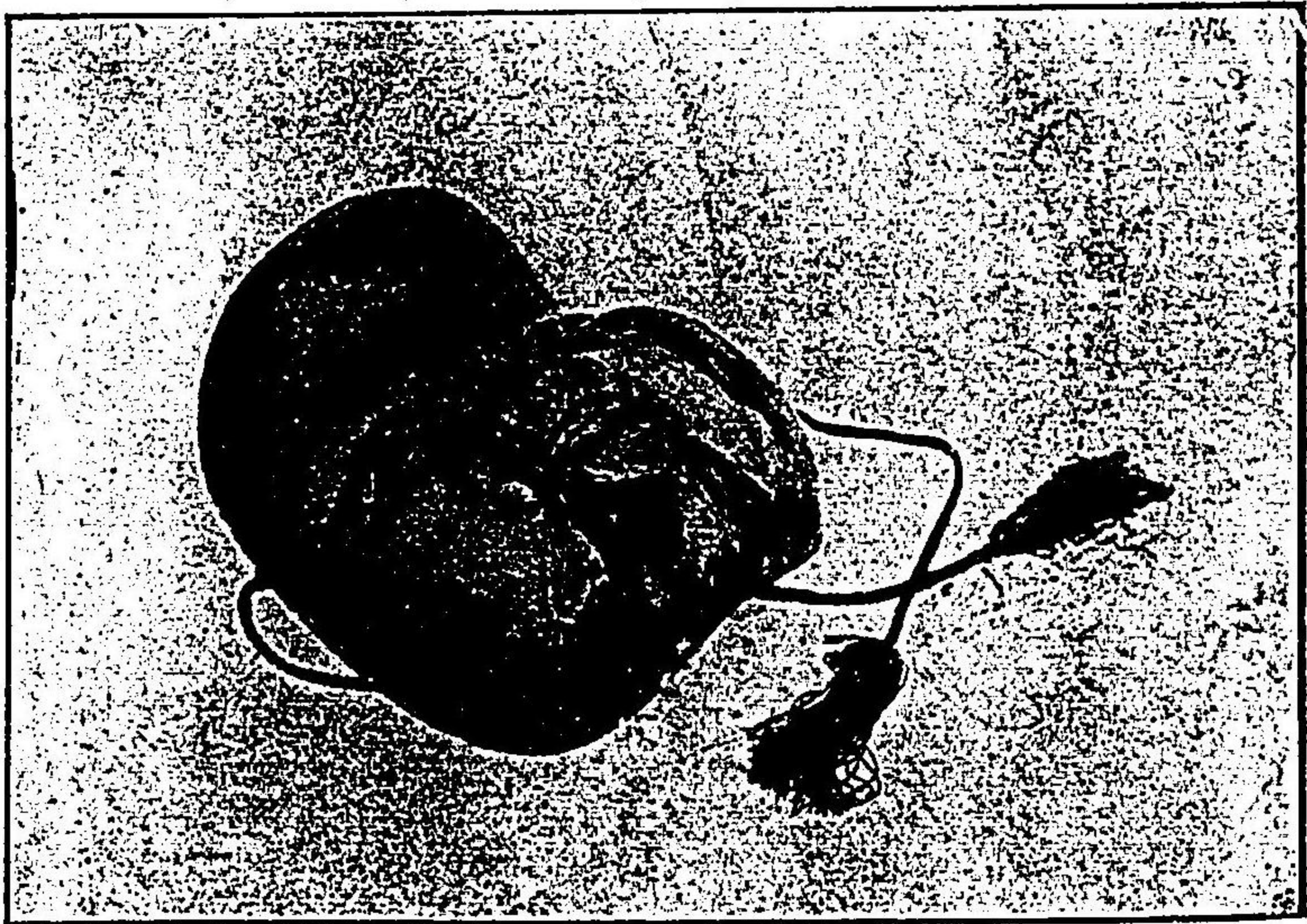




寺名 稱  
の助藏内石大りに近附の方衛兵五部經てしに寺名稱の村岡平下郡樹橋州武  
のもしせ影撮りよ邊の址宅衛兵五は圖此す蔵を面の能ふ云さりな作

八月頃(十一月なり)に至り、大石内藏助來着、右  
新宅に居住せしに、其後は參會の人々多く、時ど  
しては十四五人も泊りしとあり、間もなく江戸へ  
轉住すること出立ありしが、其節白箱の刀一口を  
殘し置かれたり、助右衛門のみは四五日も跡に殘  
りて夫々取片付け、家作は其儘五兵衛に預けて、  
隨意に使用するも苦しからすと申されたり、其時  
助右衛門は大石殿と同道上方筋へ旅行する筈なり  
と申され、大工の喜右衛門をも呼び寄せ、圖らすも  
懇意に致せしが、近日一先づ故郷へ立ち歸る筈な  
り、再會の程も期しがたし、永らく入懇になせし印  
までに此銚子を取らすべし、これは亡君御在世の  
砌、酒席にて賜はりし品にて、我身に取つては大  
切なる品なれども、長途の旅行、携帶も叶はざれ

ば、特に其方に譲るなり、永の片身とも思ふべし  
とあれば、喜右衛門涙を流し、斯かる由緒ある御  
品を賜はり、有がたき仕合せ、永く家の重寶と仕  
つるべしとて、數多度禮を述べ  
十一月(十二月なり)中旬に至り、不圖江戸本所  
吉良家に於ける仇討の風聞を聞き付け、五兵衛、  
喜右衛門の兩人、其實際を質さんとして急ぎ出府に  
及び、大石内藏助を始め日頃出入せし人々は皆此  
義舉に加はりしと聞くより、且つは驚き、且つは  
喜び、早々村へ引返し來り、浪士の人々首尾よく  
本望を達せられて、如何ばかりか満足ならん、日  
頃懇命を蒙りし我等までも面目なりとて、早速  
赤飯を蒸して内祝をなせり、村内の人々此事を聞  
き傳へ、義士の容子を聞かせよとて、日々群參す



物遺の助藏内石大  
製の助藏内石大る係に蔵所の寺名稱村岡平下郡樹橋縣川奈神は面の圖此  
ふ傳ひ言さりなのもるけ置し殘へ方衛兵五部經てしに物しせ



るもの引きも切らざりしを云ふ

以上は稱名寺の記録に基づきて綴れるものにて、後世に至り口碑を書き記せるものと覺しく、時日などにも分り切つた間違ひあれども、赤穂落穂集の記事などよりは實際なりと思はるゝ節多し此稱名寺には能の面を藏す、内藏助の自作に係るものと云ひ傳ふ

下平間村に銚子塚あり、喜右衛門斯かる貴重品を自宅に置きて汚がすは勿體なしとて、小祠を作りて安置せしが、後ち盜難を恐れて地中に埋ひ、爾來之れを銚子塚と稱す  
五兵衛の後裔を五郎吉と呼ぶ、家道零落して今は人力車夫を業とす、其宅地は小倉村鳴川藤三郎、下平間村佐藤兼三の所有に歸せりと云ふ

(二) 大石内藏助の預金遺拂

大石内藏助が赤穂引拂の際、公金一萬餘兩を持出したるやう、當時専ら世上に評判せられたるが、其實内藏助が後室瑤泉院の用人落合與左衛門に送りたる預り金請拂帳に依れば、其預りたる金高は唯金六百九十兩二朱と銀四十六匁九分五厘に過ぎず、尤も貝賀彌左衛門の松平邸にての談に依れば、内藏助は一味連判のものへ内證にて金百兩づつ遣はしたりとの事にて、之れを事實とすれば、一味五十四人として五千四百兩となり、之れに右の六百九十兩餘を加ふるときは六千餘兩となる、即ち一萬餘兩と云ふを話半分と見て丁度相當の勘定となれども、一味の中には随分困窮せるものゝ

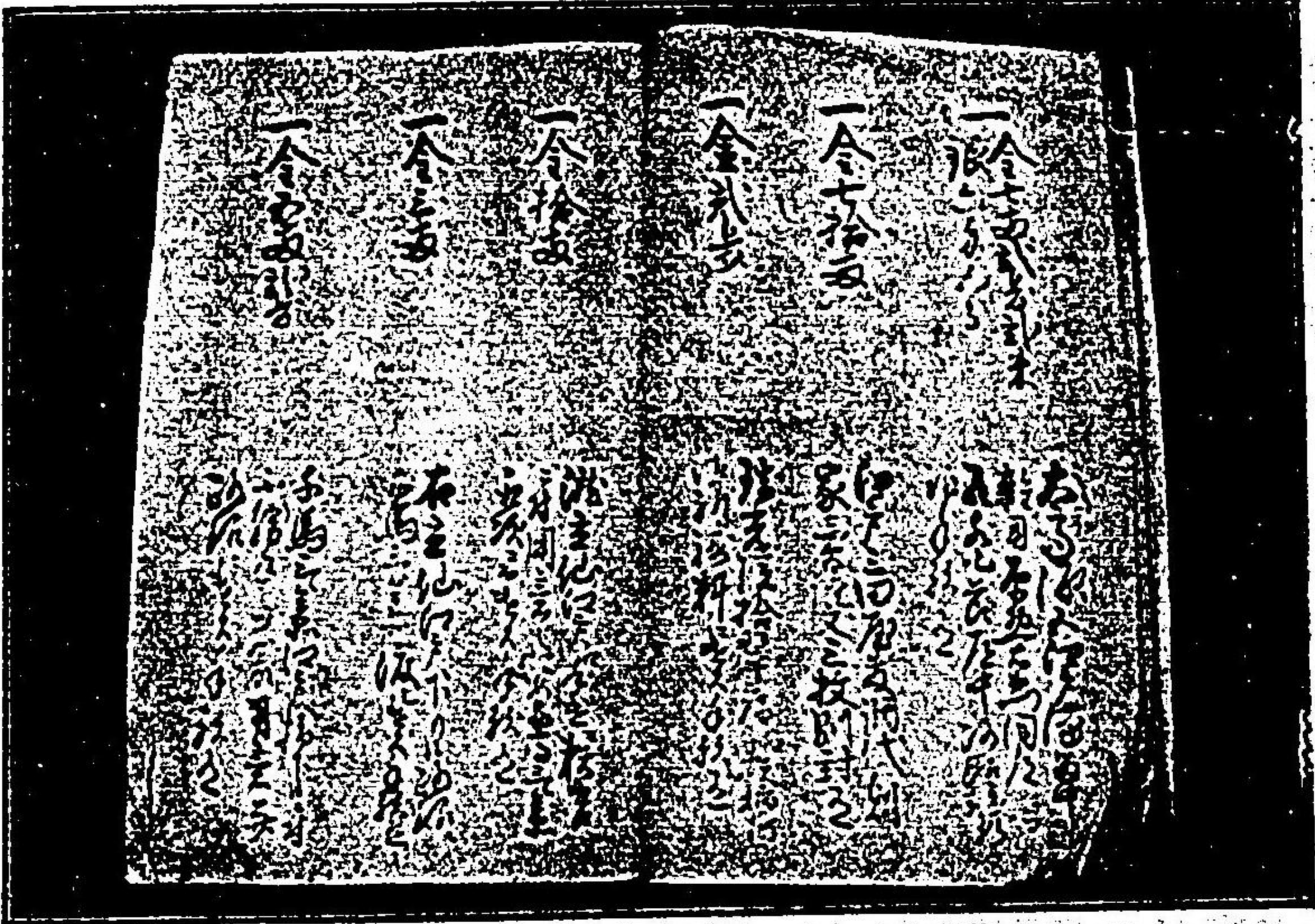
多かりし事實に徴すれば、百兩づゝの金が面々の懐中に入りたらんとは受取られず  
扱て右六百九十兩餘の金子は亡君の永代祠堂金、御家の再興運動費并に復讐の諸經費に充てたるものにて、結局金七兩一分の不足を生じたれば、これは内藏助の懐より出だして支拂へるとは、與左衛門への報告の通りなり、此請拂帳は箱根神社に於て所藏し居れるが、其遺拂の道を見るに随分趣味あり

最も金高の多きは紫野瑞光院へ祠堂金として納めたる百兩にして、之れに次ぐものは芝三田通りにて買入れたる家屋代の七十兩なり  
内藏助の主人再興の運動費として遠林寺祐海に渡したるは高は三十兩にして、此等は護持院、護國寺

は勿論、柳澤家々老等の懐にも入りしなるべし  
内藏助の岡本次郎左衛門外數名と與に初度に出府せし費用は金二十一兩一分と銀十匁四分二厘にして旅費も、滞在費も、雜費も皆此中に籠る  
内藏助以下十九人の會合せし丸山大會議の費用はタツタ金一兩にして、湖田又之丞の出府せし爲め催はせし大川舟中會議の費用は金三歩二朱と銀五匁五分五厘なり

瀧立仙なるもの江戸へ下るに付、用意として金十兩、路銀として金三兩を千馬三郎兵衛の手を経て渡し、三郎兵衛亦た出府するに付、用意并に路銀として金五兩二歩を渡し居れり、三郎兵衛我が財産を盡して吉良家の容子を知れる或る浪人を扶助し、後ち俱に出府せしと云ふは、此瀧立仙の事な





帳拂請金り預つ助藏内石大  
るれ送に門衛左與合落人用の院泉堵り助藏内石大はるぐ掲にこ  
る係に藏所の社神根箱りな部一の帳拂請金り預

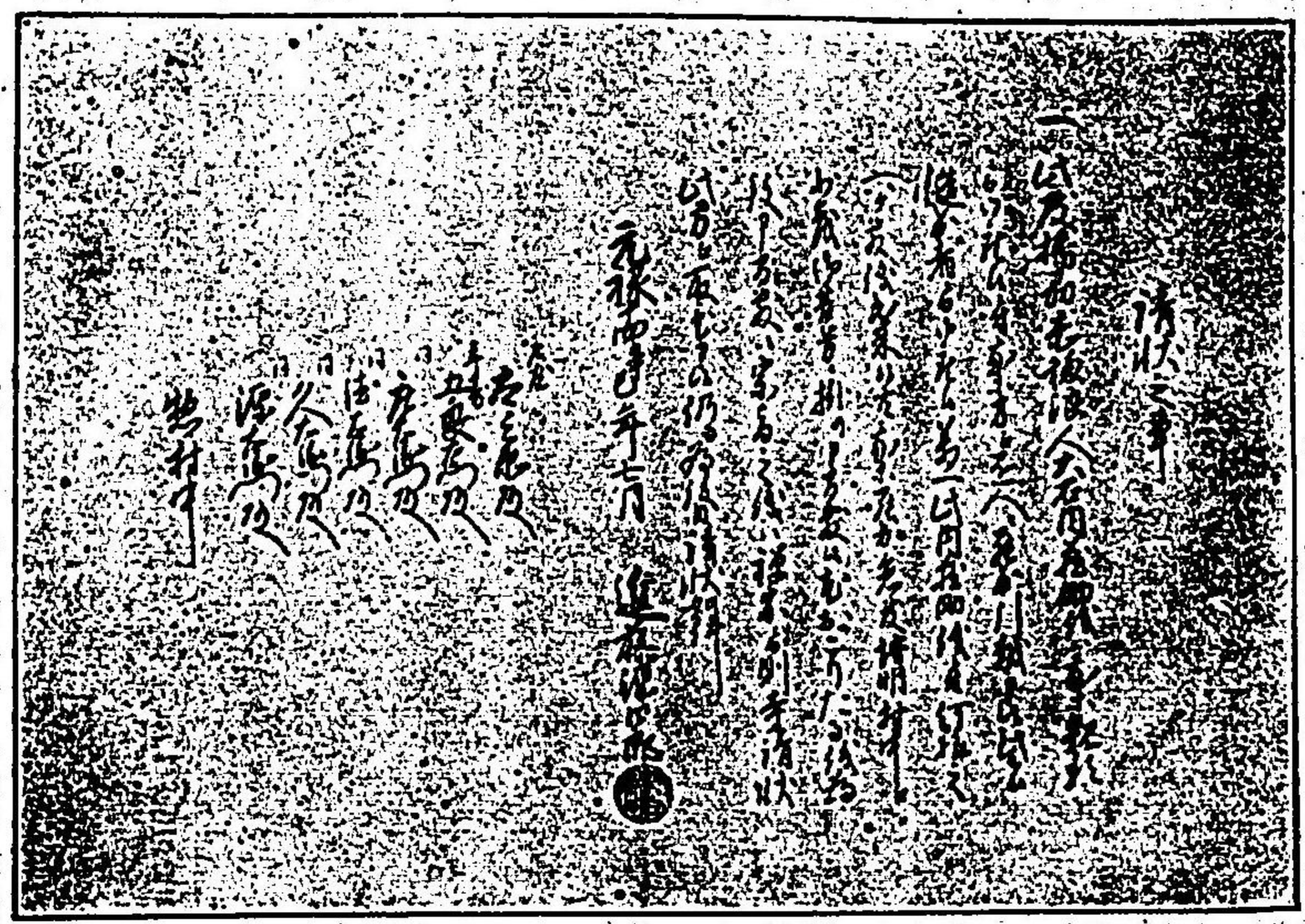
るべし  
三郎兵衛及び神崎與五郎の宿、飢渴に付原惣右衛門、岡本次郎左衛門相談の上にて渡すと云ふ金六兩と銀三十兩とあり、又矢頭右衛門七飢渴に及びしに付進藤源四郎、岡本次郎左衛門申談じて之れを遣はすと云ふ金三兩あり、其外大高源吾は勝手取次ぎなりがたしとて金十兩、早水藤左衛門や奥田孫太夫等は勝手差詰りしとて各々金三兩を受け居れり  
其他飯料やら宿料やら給せらるゝもの多きを身ても、如何に諸士の糊口に窮せしかを察すべし、之れに付けても諸士が分配金の外に尙ほ金百兩づゝを受け居るものと思はれず、此に掲ぐる寫眞は右道拂帳の一部なり

(三) 大石内藏助の請狀

大石内藏助の赤穂を出で、山科西の山へ移りたるは、此地の親戚進藤源四郎由縁の地たりしに由るなり、左れば内藏助の此處に移住するに就ては、源四郎が身元引受人となりて一札を庄屋に差入れたり、其請狀左の如し

請狀之事

一此度播州赤穂浪人大石内藏助義我等親類にて御座いに付、我等方へ懸人に相成、引越申し、此者健成者にて御座い、萬一此内藏助儀に付、何様の之六ヶ敷儀出来い共、我等能出、屹度埒明、村中え少茂御苦勞掛け申問敷い、尤おごりたる儀、爲致申問敷い、宗旨之儀、禪宗にて、則寺請狀、



狀請の助藏内石大  
りな狀請るせた出へ屋庄りよ耶四源藤進際に住轉へ科山の助藏内石大  
る係に藏所の氏吉之與木鈴地番四十七百三町坂助込駒區郷本市京東



此方に取置申し、仍而爲三後日、請狀如件  
元祿十四辛巳年七月 進藤源四郎印

- 庄屋 太兵衛殿
- 年寄 五郎右衛門殿
- 同 庄右衛門殿
- 同 徳右衛門殿
- 同 久右衛門殿
- 同 源右衛門殿
- 惣村中

右の請狀は東京市本郷區駒込動坂町三百七十四番  
地鈴木與之吉氏の所藏に係る、山科西の山村進藤  
備前の家に傳ふる請狀と其文言相同じ、備前方に  
在りしもの、鈴木氏に傳はりたるものにや

(四) 伊藤仁齋之内藏助

大石内藏助が贅を京都の鴻儒伊藤仁齋に取りて、  
論語の講釋を聞きしとは、先哲叢談に記せる所な  
り、京都留守居小野寺十内は仁齋の門人なれば、  
多分其紹介にて入門せるものならんとさへ稱せら  
る、十内の老母の九十の賀には仁齋も、仁齋の子  
の東涯も壽詩を贈りし程なれば、十内は無論仁齋  
の門人なりしなるべし、去りながら内藏助が其門  
人なりしや否やは聊か其疑ひなきにあらず  
先づ左に掲ぐる東涯の並河千左衛門に贈れる書翰  
を見らるべし

猪日之華簡落手、辱致三拜見、如仰、新年之  
御祝儀、目出度申納、愈御堅固に被成、御  
越年珍重令存、手前無相替事、一家平安致  
加年、殊に思召被寄、預御祝儀、毎度被

掛御心不淺悦入、辱存、家翁茂宜舖相意得  
以様にと申付

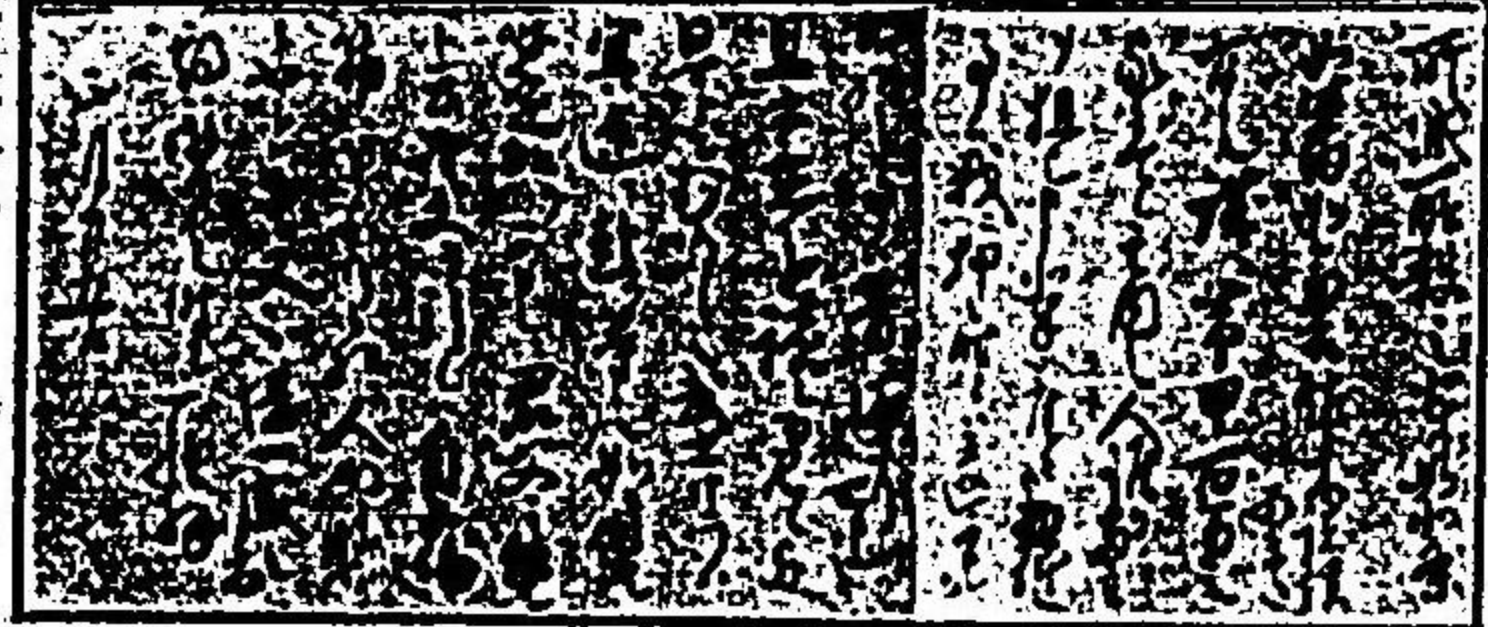
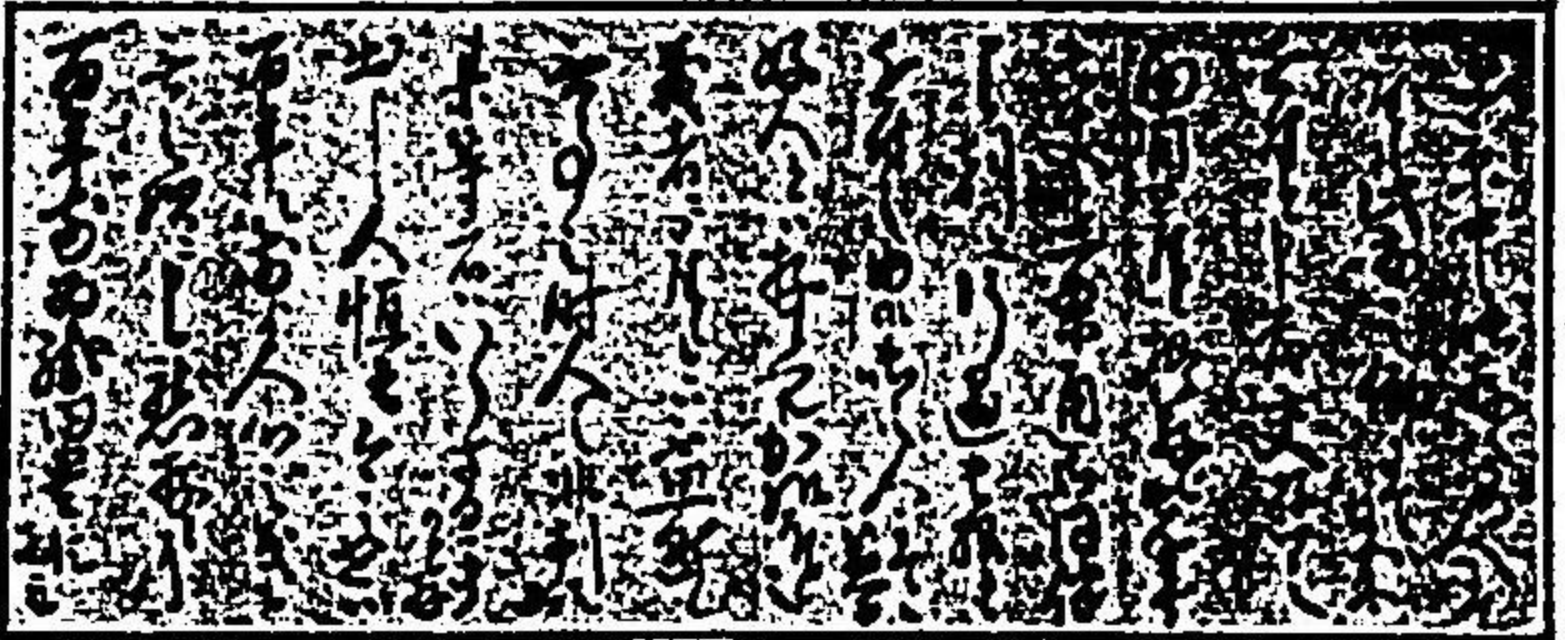
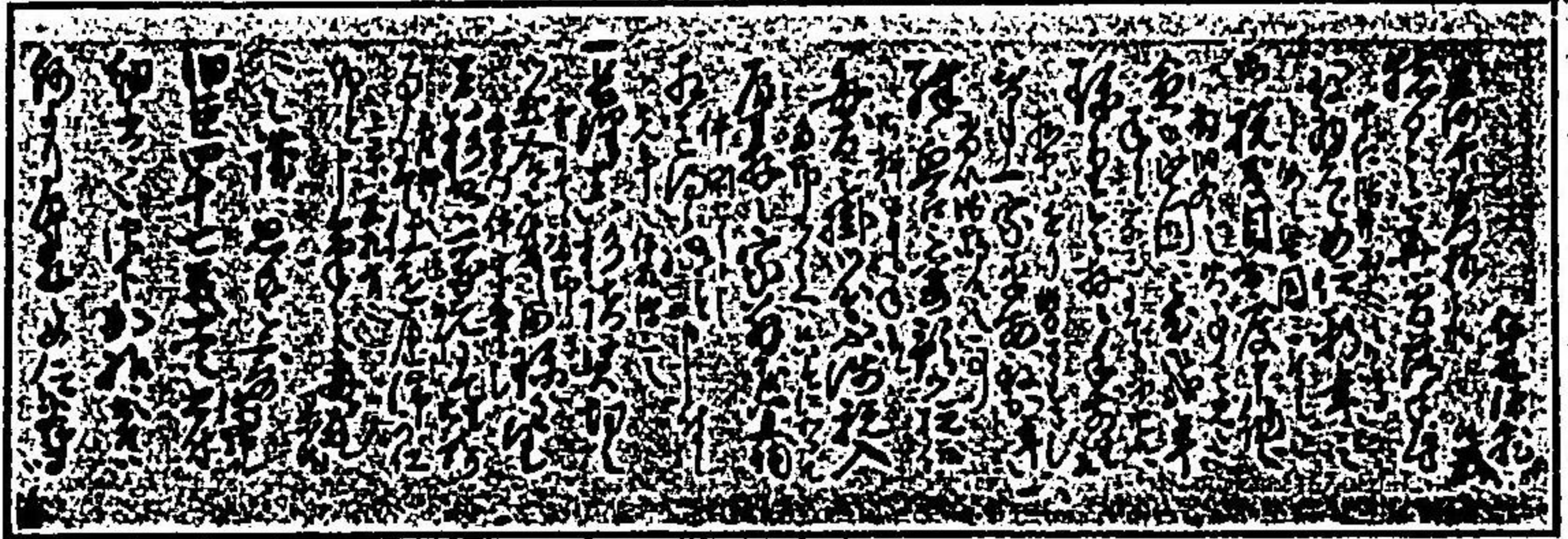
一、長澤、真杉諸賢切々御出合被成、由、珍重存  
以、真杉殿は爰元にて御預り事にて、仕進運  
滞可仕哉と申、氣之毒に存、果然にて、誠に  
思召被寄、淺野殿舊臣四十七義士之書付、細書に  
被二仰下、加様之書付は、何より辱存、如  
仰、小野寺は在京中能存たる人にて御座、  
此度之働にては、日來近付と申茂交遊之面目御  
座、先年貴丈と二條通御同伴申、刻に  
行遇、貴様にも近付之由御咄之人にて、兼て好  
人とは存、共、加様ほご也義者に御座、とは  
不三思懸、無事之時、人之非判は、如三某等  
者はいらざる事かと存出申、人恒言、今之世

は百年以前も人心之義も無之様に申、然存  
以に、百年前、爲三織田、豊臣兩主一所滅所、殺  
之輩、如三北條、如三柴田、如三齋藤、佐々木諸  
侯あまた有之、誠に帯甲百萬之家にても、其内  
之人誰か兩主を狙ひ申、豫御座、總體之事は、  
戦に狎、時とは遠可申、加様之事は昔にまさる  
り可申哉、且書置を讀、これらもひかし  
之武士ならば、冥途に赴く等之如き佛語、必定  
加り可申に、君父之誓と云證文を引しは、自  
五倫之筋にたより、人心も成り、やと、  
是又不堪一感、尙期三永日之時、恐惶、  
拜

正月廿五日

中江、淺井兩丈へも御辱ごも、何も堅固に御





伊藤東涯の書翰  
此に掲ぐる伊藤東涯より並河千左衛門に宛たる報返の書翰

座の、扱舊冬之火事、  
其元之も承りし、爰  
元にても〇〇〇、拙宅  
近く、暫さわき申し  
尙以淺野殿之事御料簡  
も承度し、多野九郎  
兵衛は只今仁和寺にて  
仲間セイと申し、先年  
之伊藤源三之弟にてし  
多野のヲと五右衛門、  
伴宗壽と申し、産科之  
醫になり申し、上京に  
屋札有之

此書翰は復讐の義舉ありて

後ち四十日、即ち元禄十六年正月二十五日付を以て、仁齋の門人たる並河千左衛門に與へし返書にして、此頃は恰かも義舉の噂、遠地へも響き渡りて、寄ると觸はると、此話にて持ち切りたる時なりしなるべし  
東涯は千左衛門より義舉の模様を報告せられ、且つ其書翰中に何か十内の事の記しありしを受けて「仰の如く小野寺は在京中能く存じたる人にて御座し」と言ひ、直に十内に對して論評を加へたるものなるべけれど、先年、二條通にて邂逅せし事までも、古き記憶より喚び起し來り、且つ「此度の働にては、日來近付と申すも、交遊の面目御座し様存し」とまで記して、其知人の中より義士の一人小野寺十内を出だせるとを面目となせるな

一人の義士を出だせるが面目なれば二人の義士を出だせるは尙ほ面目なり、普通の義士を出だせるが面目なれば、統領の義士を出だせるは尙ほ面目ならん、若し之れあらば、無論一言なかるべからざる筈のものなり  
左れば内藏助にして若し仁齋の門人なりしのみならず、先哲叢談に掲ぐる如き趣味ある逸話ありしならんには、東涯たるもの何條之れに言及せざらん、必らずや其事を掲げて義士の二人まで、爾かも統領まで家翁の門弟、自家の知人中より出だせるを面目なりとなすたらん、然るに東涯は一言半句も内藏助の事には及ばざるなり  
願ふに内藏助にして仁齋の門に遊べりとするれば、



其家督を相續せる延寶五年以前の事ならざるべからず、延寶五年は内藏助の十九歳の時にして、東涯は僅かに八歳の幼年なり、内藏助假令仁齋の門に遊べりとするも、幼年の東涯之れと訂交せざるや勿論なり、左れども義舉の報が京都に傳はるや、仁齋の塾中にては必らず内藏助の事に就て、斯々の話もありし、爾々の事もありしなど、種々様々の談話も出でしとならん、況して内藏助の居歴の如きは其偉材を知り、及び仁齋の明鑒を證すべき佳話なれば、眞先きに人々の話頭に上りしと無論なるべし

十内の事は二條通にて邂逅せしとまで記せし程の東涯、若し斯かる話の出でたらんには、必らず之を記せしや言ふまでもなからん、然るに東涯の一

言半句も之れに及ばざりしは、ツマリ東涯の之れを聞かざりし證據にして、飛騨、佐渡、壹岐の外、全國各地より集まり來れると云ふ仁齋の門人中にも、當時内藏助の其塾に來り學べる事實を噂せざりしことを察知すべきなり

東涯は斯く内藏助の事を記さるるに反して、不義の徒の事は記せり、其追て書の中に「多野九郎兵衛は只今仁和寺にて伴閑セイと申し、先年の伊藤源三の弟にてい」とある多野九郎兵衛とは言ふまでもなく大野九郎兵衛の事なり、其兄の伊藤源三と申す男、仁齋の門に遊びしとありと見ゆ、又「多野のヲヒ五右衛門」とは組頭の一人伊藤五右衛門の事にして、右の伊藤源三の子なるべし、九郎兵衛の岡島八十右衛門に一喝せられて逃げ込みたる

は、此五右衛門の宅なり、五右衛門は赤穂開城後京都へ來り、伴宗壽と稱して産科醫に化けたるものなるべく、九郎兵衛も同じ伴姓を名乗りて、関西とか、關省とか號して、仁和寺のほとりへ隠れ居りしものなるべし

九郎兵衛は林遊談と稱して上州磯部のあたりに隠れ、吉良上野介の其附近に在る領地見廻りとして來るを待り受け、之れを刺して亡主の仇を復せんと企てしに、會々義士復讐の報達したれば、今や戦事已矣として、意を世事に絶ち、偽雙となりて殘生を送りしと傳説し、之れを豫讓に擬せんとするものさへあり、然るに元祿十六年正月、尙ほ京都に在りしとすれば、右の説は根底より打壊せらるゝ譯なり、尙ほ此事は別に記す所あるべし

東涯は此の如くに大野九郎兵衛の事をも記し、伊藤五右衛門の事をも記せり、唯十内の事のみにはあらず、然るに内藏助の事に至りては、徹塵も之れを記さるるもの、益々内藏助の仁齋の門に遊びしとなきを察知すべきなり

右に掲ぐる東涯の書翰は静岡市紺屋町柏原學而氏の所藏に係り、先年、東京大學の歴史學者も之れを謄寫せしとあり、氏は實に先哲叢談に掲ぐる所を誤傳なりと主張せる一人なり

内藏助の仁齋の門に學んで、其講釋中に居睡りせりとは、極めて興味ある話にして、之れを抹殺せんよりは、寧ろ存置したしと雖も、事實は事實として研究せざるべからざる以上、之れを否認するも亦た已むを得ざる成行なり



(五) 伊達左京亮の實名

内匠頭長矩と並んで院使御馳走役となりたる人は、伊豫吉田城主伊達左京亮宗春なること、義人録にも記され、烈士報警録にも記されるれど、吉田侯の系圖には左京亮なく、宗春なし、太宰春臺の四十六士論に吉田侯村豊とするもの之れならんかとは、文政年間、中田永寧と云へる人の疑ひを挾める所なるが、如何にも左京亮宗春とは此村豊と同一の人物なり、此吉田侯は伊達政宗の長子伊豫宇和島城主遠江守秀宗の四男宮内少輔宗純の別名家を興したるものにして、其子能登守宗保早世して嗣子なきより、宗純の弟宗職の二男金之助と云ふを納れて嗣となす、是れ即ち左京亮宗春にし

て、元祿十四年の頃には無論此名稱なりしなり、然るに七代將軍吉宗の諱と差し合ひたるより村豊と改名し、且つ官名も和泉守となり、更に若狹守となりたれば、其系圖には若狹守村豊の名ありて、左京亮宗春の名なき譯合なり、彼の院本に桃井若狹介と云ふものあるは、暗に此若狹守村豊の事を指したるものなりと云ふ、伊達家の記録に左の一説あり

元祿十四辛巳二月四日、御參向の公家衆前大納言様御馳走役、淺野内匠頭様へ被二仰付、三月十一日公家衆到着、同十二日、御對顔、同十四日、勅答被二仰出、其節淺野内匠頭様、吉良上野介様不慮之儀出来、依之、内匠頭様御代り戸田能登守被二仰付、公家衆、同十八日、御駕

龍、同廿九日、御歸京其頃伊達家の屋敷は南八丁堀に在り、即ち今の東京市京橋區木挽町一丁目十四番地にして、今も依然として其所有に係る、當時臣下に其人なくんば、或は淺野家の如くに疾く没收の厄に罹れるやも知るべからず、持つべきものは、國には賢臣、家には良妻なり

(六) 仙石伯耆守の邸宅

義士の本望を達して、泉岳寺へ引揚ぐる途中、芝の汐留より吉田忠左衛門、富森助右衛門の二人を、大目附仙石伯耆守久尙の邸に遣はして、復讐の始末を届けさせたることは諸書に掲載せる所の如し、此伯耆守の邸を愛宕下と記せるもの往々あれど

も、左にあらす

伯耆守は天和三年六月を以て愛宕下の屋敷を拜領せしが、元祿八年六月十日、大目附を仰付けられ、祿高千五百石の處、別に役高として玄米にて若干扶持を給せらる、元祿十三年二月、即ち復讐の二年前、溜池なる近藤備中守の上げ屋敷を賜はる、爾來代々此處に住して當主義夫氏に至る、即ち今の芝區西久保明船町十七番地なり、忠左衛門、助右衛門の届けに行きしは、此明船町の邸にして、四十六義士の雪にまみれし足を洗へる井戸、現に其處に残れり伯耆守は享保年間、五百石を加増せられて二千石となり、八十三歳の高壽を保てり、其自筆の記録二卷あり、同家の年譜中、元祿十五年十二月十五



日の條下に左の記事あり

淺野内匠頭家來四十七人、昨十四日、吉良上野介を夜討致し由、届けとして右の内吉田忠左衛門、富森助右衛門なるもの兩人罷越され、申聞けは、上野介を討留めし上、四十七人の者共、芝泉岳寺へ罷居りし趣に付、子細委曲承り届け、書付等認め置き、御用番稻葉丹後守殿御宅へ罷越し、委細申上し處、御登城して御伺の上、御指圖之ある可くし間、御城へ罷出で居られし様仰聞らる、右兩人の者某宅へ留置、朝夕調等申付く、右一件殿中に於ても御尋ねの儀共之あり、畢つて御老中御列座、丹後守殿御渡されしは、四十七人の者共御預け仰付けられし間、右の者泉岳寺より其宅へ呼寄せられ、申

渡す可き旨、立合として御目附兩人御渡されし、御預けの大名へも右の趣、御渡されし間、其宅へ家來差出されし條、相渡し遣はしし様仰聞けられし、之に依つて右の面々残らず泉岳寺より呼寄せ、御目附水野小左衛門、鈴木源五右衛門立合ひ、大石内藏助初め四十七人の者へ申渡し、細川越中守へ十七人、毛利甲斐守へ十人、松平隠岐守へ十人、水野監物へ十人、留守居呼出し、引渡し遣し、御徒目附、御小人目附罷越し引渡されし

賣りて酒代となせり、短冊のみは仙石家に傳はりしが、此れは歌か何か書きて號を「春帆」と署しありしと云ふ

仙石家に四十七義士の繪巻物あり、用紙は美濃紙を綴ぎたるものにて、殿中の刃傷より義士の切腹まで漏なく描きあり、當時繪巻物三巻ありて、此仙石家のもの最も大きく、最も完備せり、泉岳寺にもあれど、小にして、且つ漏れたる所あり、先年其望みに任せて寫させたりと云ふ

(七) 堀部彌兵衛の心掛

若州小濱藩士に鳥井勘右衛門と云ふ人あり、文化の頃、余の郷里高濱の町奉行を勤む、其頃狩野探幽齋守信の筆牡丹に唐獅子の二幅對を持ち來りて

珍藏す、一日、余の伯父伊藤某に向ひて、元祿十四年三月、故淺野内匠頭殿凶變の當時、鐵砲洲の藩邸を召上げられ、同時に中屋敷として我が君侯に下し賜はる、當時堀部彌兵衛父子の邸宅は、我が祖先勘左衛門に宛がはれて引移りたるが、邸宅の掃除奇麗に行届きて一點の塵だもなく、奥屋敷の床間には此探幽の二幅對を掛け、其前面には香爐を置きありて、沈香を燒きたる跡ありしと云ふ、爾來我家にては忠臣の遺物として珍藏すれども、主家斷絶、不吉の品なれば、佳辰祝日等には一切用ひざるを例とせりと語りしと、余は後日伯父より此話を聞きて其高潔清雅の士の志に泣けり、其後鳥井氏の子孫に此事を質せしに、今は其品もなく、傳説も分明せずと云へり、或は同氏の世に



他へ譲りたるものかと、若州高濱の人堀口高與翁より報じ越さる、種々の傳説あれども、此説最も信據すべきに似たり、翁懷舊の和歌あり、其一首を左に掲ぐ

ぬしを思ふころの奥の深み草  
花うるはしく世に匂ひけり

(八) 堀部安兵衛の着京日

堀部安兵衛の元禄十五年六月、大石内藏助にして若し愚圖々々せば、断然分離すべき大決心を以て西下せしは、此月の十八日にして、其入京せしは二十九日なると、赤城義臣傳などにも見えたるが、内藏助が二十七日付を以て遠林寺の和尚に與へたりと云ふ返書に依れば、安兵衛は二十五日の夕方

入京、大高源吾方に投じ、二十七日、京都に於て内藏助と會見せんことを求めたるものらしく、其書中に

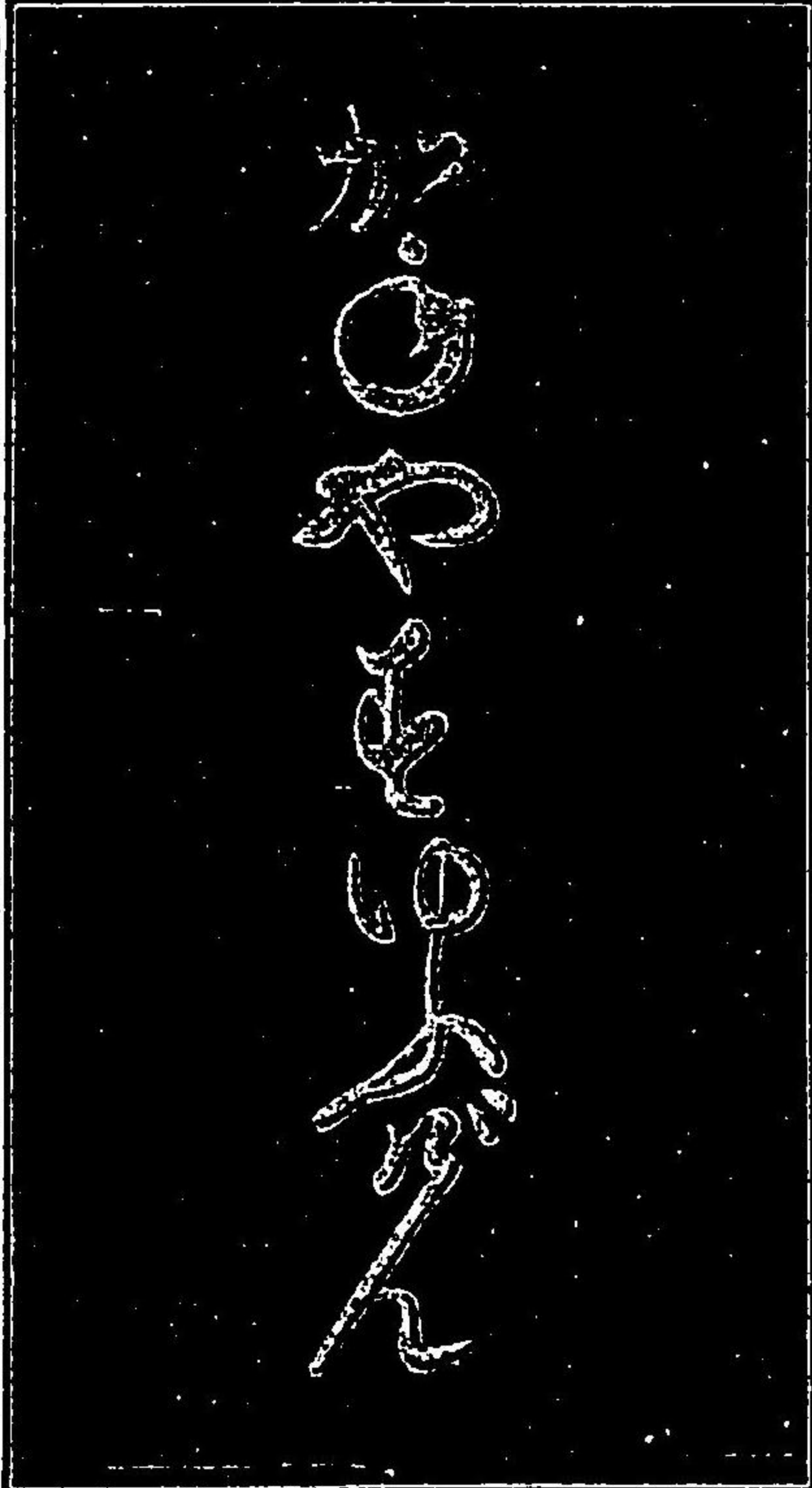
堀部安兵衛一昨日京着、大高源吾方へ参り、今日、拙へも出京申出有之、申談筈に御座は、何事かと無三心元一存い

とあり、内藏助も安兵衛は何しに出て来たか、何れ又例の催促ならんが、罷り間違へば分離も仕兼ねましと思へるとは、心元なく存いとの二句、之れを説明して餘りあり  
遠林寺の和尚は淺野家再興の運動の爲に出府し、其の歸途山科に立ち寄りて内藏助に報告する所あり、其京都あたりに滞留中、書狀を遣はしたるに對し、内藏助より右の返書を送りたるものと覺し

(九) 堀部安兵衛の看板

堀部安兵衛は大剛の勇士にも似やらず、書を佐々木玄龍に學びて、中々能筆なり、芝柴井町に本店を置き、本郷三丁目に分店を置きて口中薬を隠し齒醫者兼康祐元に書きて與へたる「かねやすゆふげん」の看板は頗る有名のものなるが、淺草本願寺別院の直ぐ向ふなる甘酒屋にも安兵衛の看板あり、此甘酒屋は榮久町百二十二番地にて、伊勢峰事井上みねと曰ふ、家は二間半ばかりの間口なるが、

これは堀部安兵衛の書したる芝柴井町齒醫者兼康祐元の看板にて其屋上に掲げありし物なり



堀部安兵衛の看板

これは堀部安兵衛の書したる淺草區榮久町百二十二番地甘酒屋伊勢峰事井上みね方の看板なり



長五尺五寸、幅七寸の楳へ、白粉にて

御門まへ御みやげあま酒  
と記せるもの、即ち安兵衛の筆なり、多年雨さら  
しとなりしと見えて、楳の下の方は腐蝕しかへり  
しより、其周圍に梓を篋めて保存を計る、文字は  
黒味を帯びて白粉とは見えぬ程なり  
此外早稲田邊にも安兵衛の看板と云ふものあり、  
酔ふた勢ひか何かで、何うだ一つ書いて遣らうか、  
など、無雑作に書き散らせしものと見ゆ

(一〇) 神崎與五郎の諧謔

神崎與五郎、前原伊助の二人が吉良家の裏門の近  
傍へ店舗を開きて、仇家の偵察に努め、倉橋傳助、  
岡野金右衛門なども番頭、若者に化けて手傳ひ居

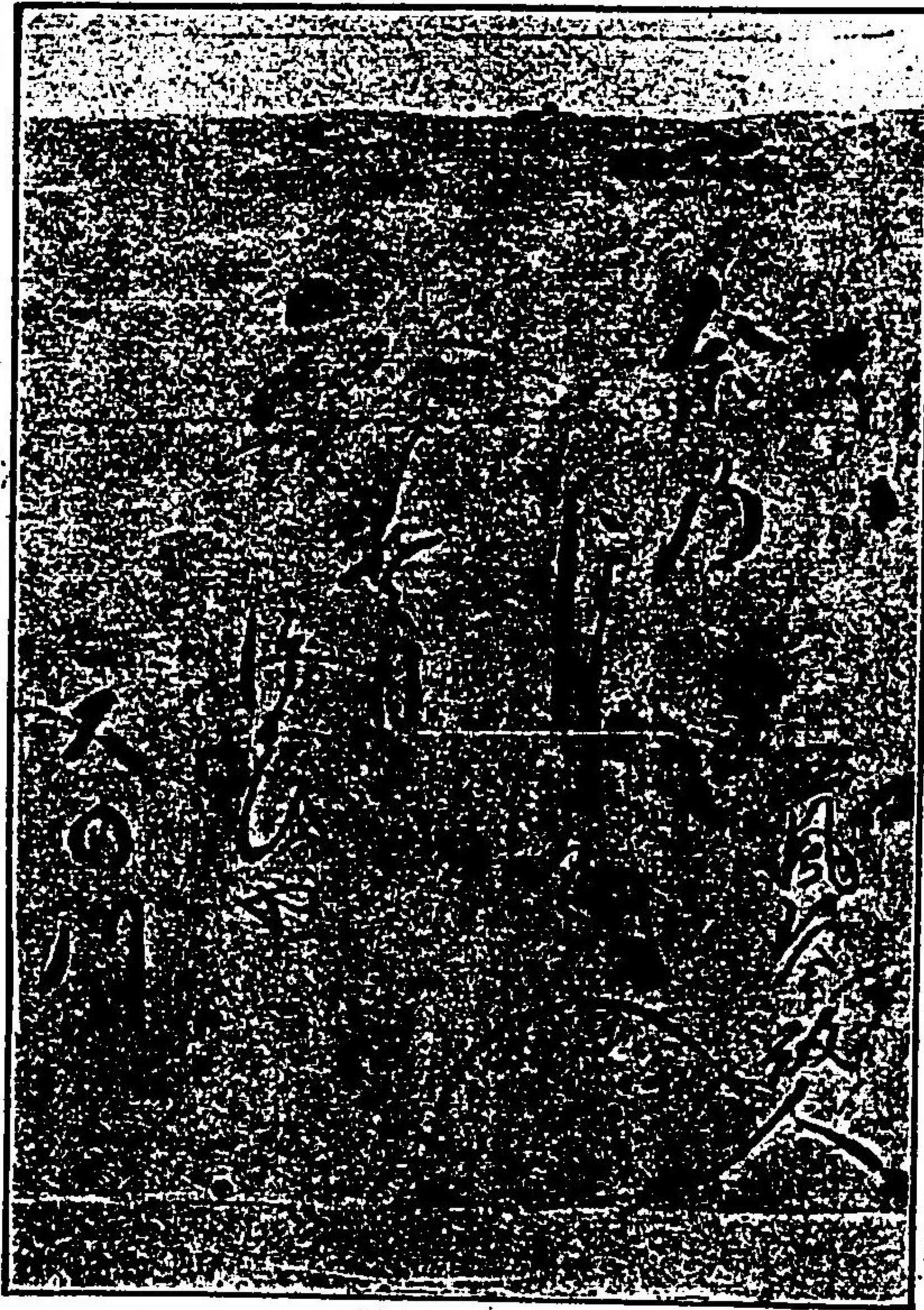
る内、年若の金右衛門、何時しか吉良家の女中を  
手に入れて、秘密を探り出さんと力めたるは、  
赤穂義士一夕話に記載せるのみならず、赤城士話  
の中にも、吉良家の子守つやと云ふ女に愛着の體  
に仕掛けて、上野介、左兵衛佐在邸の事を聞き出  
だせる由を記せるは、正しく此金右衛門の事なる  
べし  
左れば與五郎なども時には金右衛門をからかひし  
とありしと見えて

同志のもの、戀初を見て時雨を  
神無月しぐる、風はこゆるとも  
おなじいろなる末の松山

と言へる歌は、無論此金右衛門の事を詠せしもの  
なるべし、左れども其れよりも更に可笑しきは、

矢張り與五郎の

餘の星は餘所目つかひや天の川  
と云へる俳句なり、これは金  
右衛門とつや女と嬉々する  
を、與五郎、伊助、傳助など  
の知らぬ顔して居りし狀を詠  
みしものなるべく、與五郎が  
例の一杯機嫌にて、何うだ此  
俳句はと言ひつゝ、詠み出でし  
時、伊助、傳助等は哄然とし  
て大笑するに引換へ、金右衛  
門の頭掻きく、苦笑する狀、  
目に見ゆるが如し、仇家の偵察中は苦しき事もの  
りし代りに、又斯かる可笑しき事もありしと見ゆ



(一一) 小野寺十内の歌稿

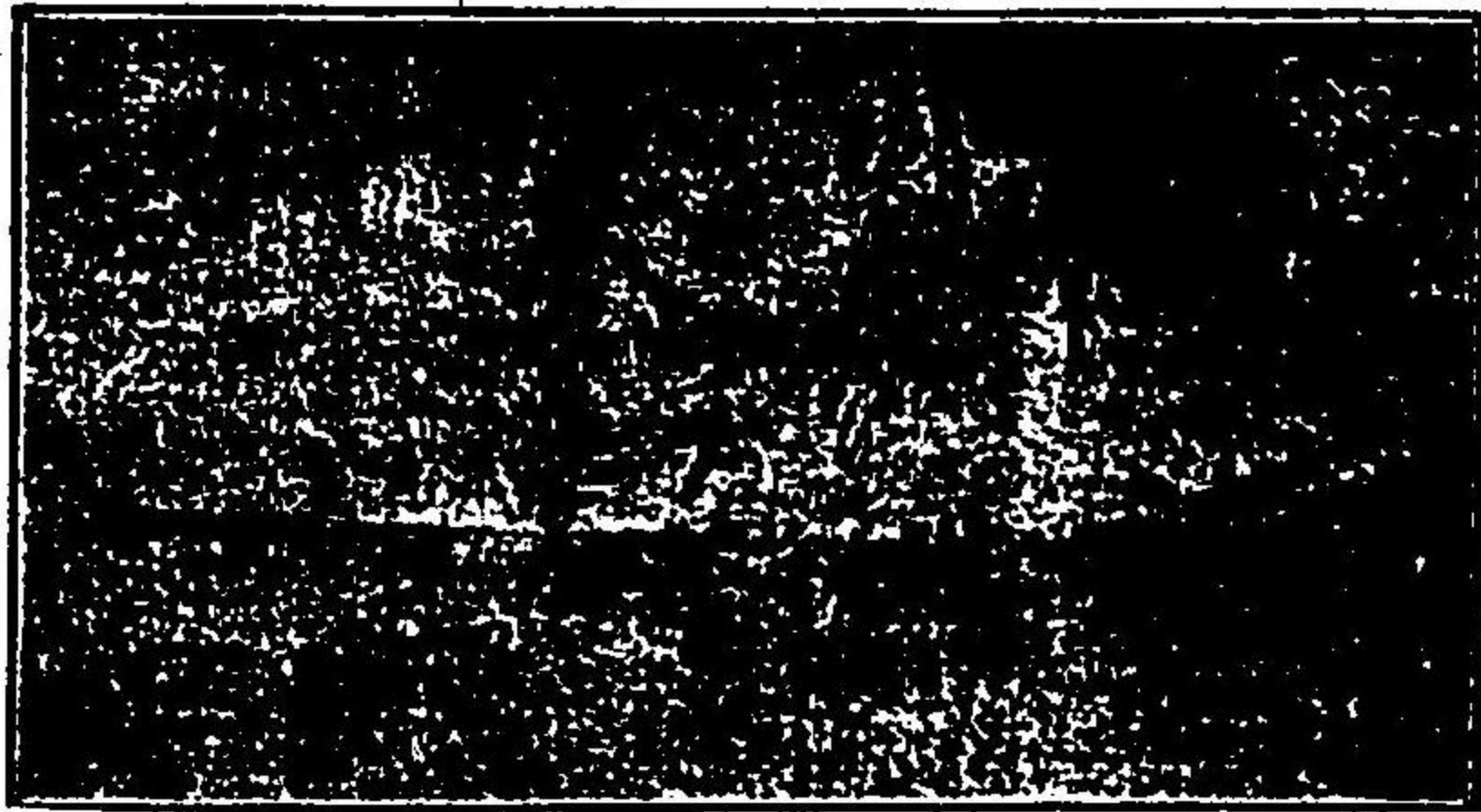
小野寺十内は京都の留守居役として常に京都に住  
す、佐々本慶安に従うて和歌を學ぶ、慶安本姓は

神崎與五郎の俳句  
此に於ける神崎與五郎の俳句は、  
此に於ける神崎與五郎の俳句は、  
此に於ける神崎與五郎の俳句は、



源、名は郷高、江州木田の人、法橋高正の子なり、  
壯年の頃、京都に遊び、歌道を以て著はる

小野寺十内歌の蹟



小野寺十内歌の蹟に安樂木々佐に附  
しけの京東市橋區四丁目五十番  
地跡源右衛門氏の蔵所に係る

神戸源右衛門義貞と云ふものあり、亦た慶安門下  
にして十内と交り深し、十内出府に臨みて訣別の

和歌一首を贈る、源右衛門之れを珍蔵せしも、何  
時しか紛失して今在らず、源右衛門亦た十内の和  
歌一首を藏す

試筆

初空のかすみ氣色にわれさへも

こゝろの花の催されけり

これ慶安に添削を乞へる歌稿にして、慶安之れに

二點を興へ、且つ心あたらしく面白しと評す、

今尙其後裔たる東京市京橋區銀座四丁目十五番地

神戸源右衛門氏方に藏す

(一一一) 大高源吾の詔證文

大高源吾赤穂開城の後、京都へ赴く時、播州大久  
保の驛にて不圖馬子と口論し、互に言ひ募りける

に馬子唯伏せず、以ての外に惡口無禮に及び、堪  
忍なりがたき仕合せなりしを、源吾色々詫入り、  
馬借の間屋へ誤證文を遣はして、漸やく無難に  
通りしとは、赤水郷談に記す所なるが、伊豆三島  
の驛にても其れと同様なる詔證文の話あり  
元祿十四年九月、源吾進藤源四郎と與に出府の途  
中、伊豆三島の驛に差し掛かりし折柄、馬子の曳  
き來れる荷馬不圖物に駭きて刎ね上りたるに、何  
が扱て此馬子は名うての惡漢國藏と云ふものなれ  
ば、忽ち源吾の行途に立塞がり、お武士、何の意  
趣あつて大事の預り物を壞はされしぞ、元の通り  
にして返へさば好し、左もなくば許さじと、以て  
の外なる難題を吹つ掛けたり、身に大事を抱ゆる  
源吾、種々に詫入れども、中々以て聞かばこそ、

相手が下手に出るほど尙ほ附け上がり、益々惡口  
雜言を吐き散らすに、源吾はとく迷惑し、三島  
の本陣世古六太夫方は淺野内匠頭の定宿にて、源  
吾も亦御供の都度宿泊したる縁故あるを幸ひ、仲  
裁方を本陣に頼みたるに、手代の次郎右衛門と云  
ふ者氣の毒に思ひ、種々國藏を押し宥むれば、左  
らば詔證文と酒手を寄越せと口を切るに、源吾聞  
いて、そは易き程の事ぞ、好しく一札を書いて  
遣はさんとて、直に筆を執つて

詔入申一札之事

一我等今度下向の處、其方に對し不束之筋有之、  
馬附之荒荷積所出來申に付、逸々談事之旨、  
尤之次第、大きに及三迷惑申し、依て御本陣衆  
を以て詫入り、酒手差出申し、仍而一札如件



元祿十四年巳九月、大高源吾

國藏の

とツラく、と書き認め、金二兩を添へて差出せば、

文證證の香源高大



駿國千馬の香源高大にて驛島三豆伊在津沼州駿てしに文證證るたへ與にる係に藏所の氏道直古世臥牛

國藏は宛がら鬼の首でも取つたる如きの心地、金さへ取れば其れで本望と、一札は番頭さんお前に預けるよと言ひつゝ、其處へ投り出して立ち去り

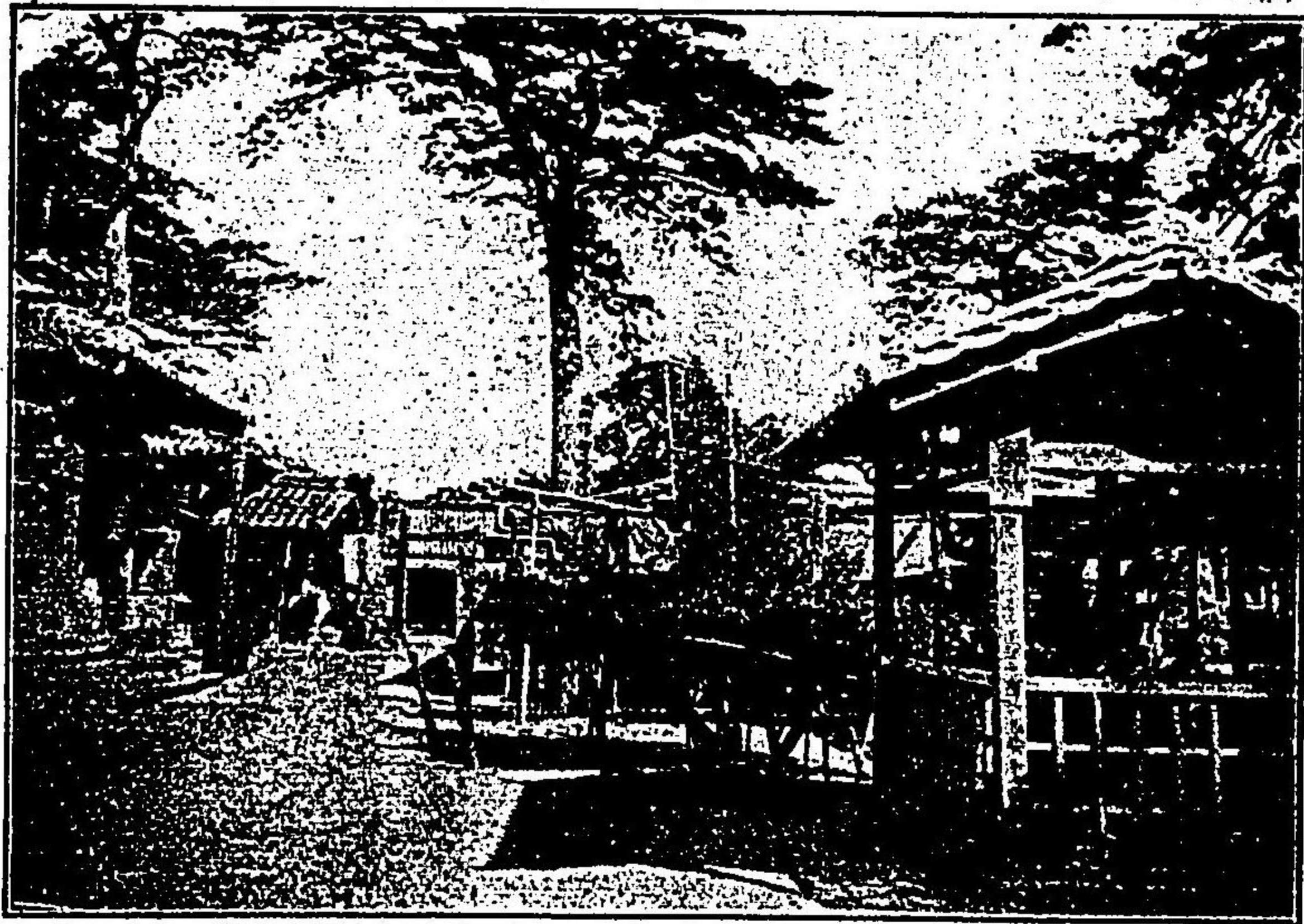
しこの事にて、其証文今も尙ほ世古家に所藏せらる

大久保驛と三島驛と兩方にて同一の事ありたらんとは思はれず、何れドチラか一つは誤傳なるべきが、世古家に証文を現存するからは、三島驛の方を事實とするの外なかるべし、然るに右の証文たる、其文面は自から士風を帯び、其書風も亦た俳味を帯びざるにはあらねど、損所を積所と書き誤まれる按配、之が文事に長けたる源吾の手際とは思はれがたし、察する所、手代の次郎右衛門が源吾の口授せる所を其儘書き認むるとき、ツイ損所を積所と書き違へたるにはあるまじきか、世古家當時の宿帳と其書風の似通ひたるを見れば、此疑ひ自から起らざるを得ず、併し其れにしても

此事の佳話たり、此証文の珍品たるを失はざるとは言ふまでもなし

(一二三) 間瀬久太夫遺愛の梅

播州明石人丸神社の祠前に八房の梅あり、其形船の如くなるより、名づけて船形の梅と曰ふ、實に間瀬久太夫遺愛の梅なりとす、其來歴として傳ふる所に依れば、久太夫赤穂を立ち退く際、日頃愛したる盆栽の梅を携へて人丸神社に詣で、其祠前に額づきて、心の中に、往古の神詠島かくれ行く船の如く成り行き玉ひし君が御跡、某の心中何ぞか惜しと思はざらんや、然らば神慮と同じ心なれば、あはれ神助を垂れて願望を叶へさせ玉へ、若し叶はずんば此梅忽ちに枯れなんと祈念しつゝ、



梅形船の前社丸人

水古る在に中の圓るな手右りな梅の房八の寺照月山丸人石明州播はるぐ橋に臨りな梅の房八の目代二が樹梅る在に傍其てしにのもるせ納奉の夫太久瀬間



惜しぞこの歌にひかれて其船の  
すがたあらはせ庭の梅ケ枝

と詠みて社前の庭に植る置きしに、忠臣の至誠神も納受ましませしにや、日ならずして枝葉繁茂し、終に船形の大木となれりと物の本に見ゆ、斯かる名木も年を経て壽命竭き、去る明治三十五年中、終に枯死して今は僅かに古木を存するのみ、其傍に二代目の梅あり、其實を栽るたるものにして、枝葉漸やく長じて僅かに船の形を成せり

(二四) 菅谷半之丞の遺蹟

菅谷半之丞の備後國三次に隠れ住み、伴跛、偽雙となり、日々釣を垂れて、人の耳目を避け居たるは、菅茶山の筆のすさびなごにも記されて、人

の知る所なるが、其寓居せる所は三次の町と川一  
つ隔つる甲斐谷の甲斐庵と稱する邑人徳永某の別  
邸なり、文政、天保の頃頼杏坪の代官として三次  
に在りし時、甲斐庵に遊びて其記を作る、左に其  
全文を掲ぐ

甲斐庵記

三巴邑、三面皆水、其東川之東、有二莊、邑人  
積山氏所有也、莊在三山足稍高處、距水數百步、  
呼曰甲斐庵、蓋以三其在二峽也、戊子夏、予爲  
邑宰、初遊此、衡門柴扉、入則開庭數畝、花木列  
植、屋後則靠山受谷、松楓交茂、幽邃可愛、  
升堂則遠近山環、兩市挾水、寺觀橋梁、一臨可  
盡矣、聞此庵昔邑士徳永氏所置、而赤穂義士菅  
谷半丞、嘗寓居焉、蓋有舊也、跛躄不能遠行、  
日持三竹竿、釣三魚前溪、出入有時、所往亦有  
方、不問其得魚與不得、邦家滅亡、亦似毫  
無憂色、如是者、蓋有年矣、一日、脫然失其所

在二人皆謂徳永氏食客出亡、此自除累也、但跛人  
遠逃、是可怪已、既而世盛傳義士報讐之事、檢  
其姓名、半丞與焉、於是、人皆驚嘆、曰彼魯鈍勃  
率、皆伴而非真、深自韜晦、以示其無所爲  
也、土人傳其事、至今尊此庵、莫不知義士  
之所寓者上也、予既撫景勝、復感節義、低徊  
久之、乃作歌、曰

跛能履兮、行以義死、魂平安歸、青山白水  
筆のすさびに記する所と相待ちて、當時の状況  
を察知するに足る

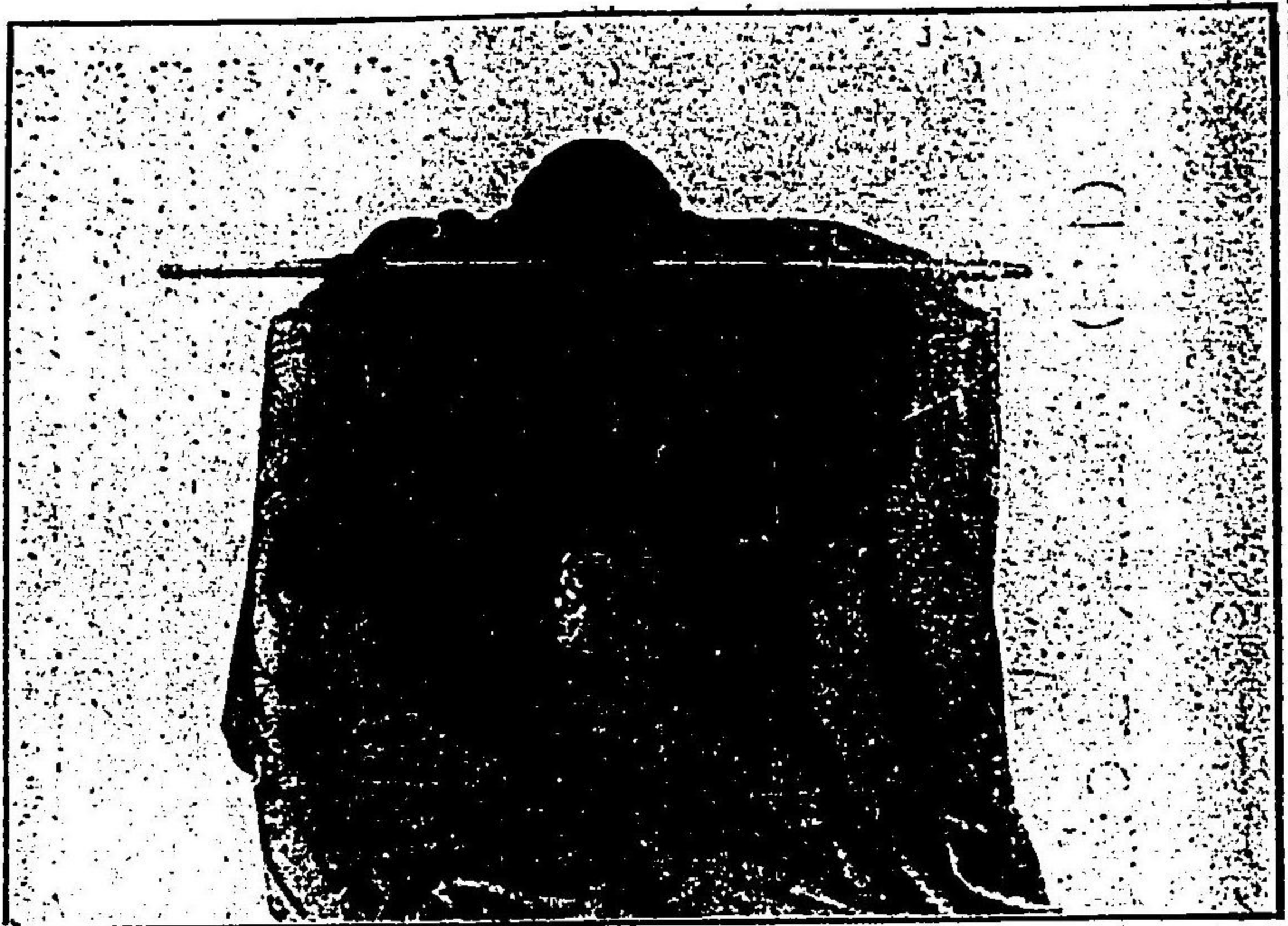
杏坪の此記を作れるは天保元年三月なり、爾來八  
十年を経て、此庵終に空しく、只其遺址に残れる  
石の手水鉢の當時を語り顔なるあるのみ

(二五) 吉田澤右衛門の遺物

長州長府城主毛利甲斐守綱元の家臣に粟屋八郎兵衛

衛景行と云ふものあり、赤穂義士御預けの際、家  
老田代要人、番頭原田將監等と與に仙石邸へ受取  
りに赴きたる八騎の中の一人なり、仙石邸に於て  
待合せ居る折柄、御徒目付より公儀に於ても上杉  
を心元なく存せらるゝとなれば、途中も其覺悟に  
て念を入れらるゝやうにと注意せられ、左らば加  
勢の人数なくては叶ふまじと、家老田代要人の命  
に由つて急ぎ藩邸へ注進に及びたるは此粟屋八郎  
兵衛なり、頓て義士を受取りて歸り、北小屋に五  
人、南小屋に五人づゝ分置し、双方に御預者挨拶  
人と云ふもの四人づゝを置きたるが、八郎兵衛は  
即ち北小屋に於ける挨拶人の一人に擧げられたり  
挨拶人とは挨拶委員とも云ふべきものにて、義士  
に對する萬事の世話をなすものなるが、此の北小





物遺の門衛右澤田吉  
るな關馬てしに刀に并込着巾頭兜るたし着夜當の入討の門衛右澤田吉  
るは傳に家の氏芳忠子金佐少兵歩軍陸故

屋に吉田忠左衛門の長男澤右衛門あり、八郎兵衛  
意氣の投合してにや、一見宛がら舊知の如く、別  
けて親しく交はりたるが、愈々切腹を仰渡さるゝ  
や、澤右衛門流石に名残の惜まれてか、八郎兵衛  
に向ひて染みくゝと是までの親切を謝したる上、  
豫ねて御預かりの品の内に刀并に兜頭巾、着込  
のいへし、これは討入の當夜、身につけたる品々  
なれば、片身として參らせんに、苦しからずば受  
納め玉へと言へば、八郎兵衛の悦び言はん方なく、  
其は願うてもなき仕合せなり、永く家寶として子  
孫に傳へはんと答へ、事終へて後甲斐守に乞う  
て右の三品を引き取りたり、それより二三代の孫  
景恒と云ふ人、諸家の和歌、文章を乞ひて一卷と  
なし、右の品々と共に保存し居りしが、維新以後、

家道零落に及びたれば、同藩士たる陸軍歩兵少佐  
金子忠芳氏其心なき人の手に渡らんことを惜みて  
買ひ取り、今に同家に珍藏せりと云ふ

(二六) 岡野金右衛門の續合

室鳩巢の赤穂義人録を始め其他の諸書にも、岡野  
九十郎、即ち後の金右衛門を以て大高源吾の姉の  
子なりとなせるもの多し、左れども九十郎は全く  
源吾の甥にはあらずして、源吾の母貞立の甥なれ  
ば、源吾とは従兄弟同士の間柄なり

此貞立は小野寺十内の姉なると同時に、九十郎の  
父岡野金右衛門にも姉なり、即ち貞立は小野寺家  
より大高家へ嫁ぎ、金右衛門は小野寺家より出で  
て岡野家を立てたるなり、其關係を示せば左の如



然らば如何にして九十郎を源吾の姉の子なりと誤  
りたるものなるか、察するに源吾の其母貞立に送  
りたる書状の中に

私三十一、幸右衛門廿七、九十郎廿三、いづれ  
もくつきやうの者共にてい

と連記せる案配、如何にも従兄弟など、は思はれ  
ぬのみか、其末の方には

九十郎母公お千代へもより、は仰きかされひ  
て、必々、おろかになし申さぬ様に、たが  
ひに御ちからをそへさせられは、云々  
とあるより、此お千代をテツキリ源吾の姉(妹と



しては年齢が合はねば(なりと速了せる結果なるべし)

お千代若し源吾の姉なりせば、何も態々九十郎母公と断はらずとも、單に姉上様とでも書けば澤山ならん、それに源吾ともあらうものが、我が母に向つて姉の事をお千代と呼び捨てにするのも、随分變な話にあらずや

此手紙の書きさまから見れば、お千代は決して源吾の姉とは受取られず、受取られざるも道理、お千代は源吾の姉でもなければ、貞立の娘でもなく全くは岡野金右衛門の妾にして、正妻にはあらざるより、源吾も叔母とも呼ばれず、お千代様とも言はれず、當時の慣例に依りて單にお千代と呼び捨てになせる譯なり、現に九十郎の親類書にも其

母を妾と記し、尙ほ親類其不存也

と断はれるを見れば、其素性も卑しきものなりしなるべく、源吾の「おろかにもかなしまぬ様に」と母まで申し遣はせるも、畢竟は町人の娘、士道に疎しと思へばの事なるべし

左れども小野寺十内も其妻に送れる書状の内「貞立様ならびにおちよ事、そもじへ頼み置い」と記せるを見れば、お千代は妾は妾なれども、九十郎の生みの母と云ひ、金右衛門には外に正妻とてもなかりしより、弟嫁の格にて目を懸けしものなるべし

十内、源吾、幸右衛門、九十郎即ち金右衛門の親類書に徴するも、源吾と九十郎と従兄弟の間柄な

りしと明々白々にして、寸毫の疑ひを挿むべき餘地もあらず

(二七) 義士同志の關係

テヨイと調べさへすれば、直ぐ分かることながら、何かの参考にもと義士同志の續合を左に掲ぐ、但し是れは各人の親類書に基づくものにて、其正確なることは言ふまでもなし

父(△印は養父)

子

- |        |        |
|--------|--------|
| 大石内藏助  | 大石主税   |
| 吉田忠左衛門 | 吉田澤右衛門 |
| 村松喜兵衛  | 村松三太夫  |
| 間瀬久太夫  | 間瀬孫九郎  |
| 間喜兵衛   | 間十次郎   |
| 同      | 間新六    |
| △堀部彌兵衛 | 堀部安兵衛  |

△小野寺十内  
△奥田孫太夫

小野寺幸右衛門  
奥田貞右衛門

兄

弟

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 吉田忠左衛門               | 貝賀彌左衛門  |
| 原惣右衛門                | 岡島八十右衛門 |
| 大高原吾                 | 小野寺幸右衛門 |
| 近松勘六                 | 奥田貞右衛門  |
| 間十次郎                 | 間新六     |
| 叔父                   | 姪       |
| 貝賀彌左衛門               | 吉田澤右衛門  |
| 小野寺十内                | 大高原吾    |
| 同                    | 岡野金右衛門  |
| 從兄                   | 從弟      |
| 小野寺十内                | 間瀬久太夫   |
| 大高原吾                 | 岡野金右衛門  |
| 小野寺幸右衛門              | 同       |
| 又母若くは妻との續合ひを示せば、左の如し | 叔父母     |
|                      | 姪       |



間瀬久太夫 中村勘助妻  
吉田忠左衛門 岡島八十右衛門妻

貝賀彌左衛門 同

大高源吾母 岡野金右衛門

從兄姉 從弟妹

大石内藏助 潮田又之丞妻

大高源吾母 間瀬久太夫

岡島八十右衛門妻 吉田澤右衛門

此外大石瀨左衛門の大石内藏助の一族たるを論じし。右の關係に依りて一類の多きもの、順序を掲ぐれば

第一 小野寺十内△小野寺幸右衛門△大高源吾

△岡野金右衛門△間瀬久太夫△間瀬孫九郎△

中村勘助

第二 大石内藏助△大石主税△大石瀨左衛門△

潮田又之丞

第三 吉田忠左衛門△吉田澤右衛門△貝賀彌左衛門

第四 奥田孫太夫△奥田貞右衛門△近松勘六

第五 間喜兵衛△間十次郎△間新六

第六 原惣右衛門△岡島八十右衛門

第七 堀部彌兵衛△堀部安兵衛

にして、小野寺十内の一類最も多く、之れに亞ぐは大石内藏助の一派なり、若し進藤源四郎、小山源五右衛門、大石孫四郎の徒變心せずば、内藏助の一類こそ多數を占むべかりし所なれ

(一八) 新居關所の手形

矢頭右衛門七其母を奥州白河に送り届けんとして荒井の關所に到り、女人通行の手形を所持せざりし爲め、關吏の爲めに一喝せられて、憎々元の大

阪へ引返へしたるをあり、此關所は事實手形を所持するにあらざれば、女人の通行を許さざりしなり

荒井の關は遠州濱名郡荒井町に在り、元と此荒井町と舞阪町との間には一條の道路ありしに、永正七年八月の高浪にて決られ、濱名湖と東海と聯絡するに至りたれば、此所を今切と稱し、渡舟場となせり、慶長五年の秋、始めて今切に關所を置きしが、元祿九年、高浪に襲はれたる爲め、荒井町の藤十郎山下に移す、寶永四年十月、大地震と與に高浪の災ありたれば、更に中の郷の地に移し、其文字を嫌ひてにや、荒井を改めて新居となせり此關所は幕府の直轄にして、一名の奉行を置きしが、元祿九年二月、之れを二名となし、使番成瀬

瀧右衛門重章、船手頭佐野與八郎政信を以て奉行となす、元祿十五年閏八月十九日に至りて、參州吉田城主久世出雲守重久に關番を命せられ、番頭二人、驗人十八人、改役二十人を置きて通行の旅客を檢す、爾來世々吉田藩の管理に屬せしが、明治元年正月廿七日、全国各地の關所と與に廢止せらる

此關所は男子は土下座をなして、發着地及び用件等の委細を申立つれば、容易く通行するを得たれども、女人に至りては手形を所持するにあらざれば一切通行を許されず、特に少女の如きは振袖を着するにあらざれば決して通行を許されざりしものなり、隨つて新居町には其等のもの、便宜を計りて、振袖の損料賃を業とするもの、出來たる程



なり  
此手形は京都所司代に於て下渡せしものにして、  
此外には御三家及百萬石の大名前田家の其家臣に  
限りて下渡せし外、如何なる國主、大名と雖も、  
一切下渡すべき權能を有せざりしなり、但し或る  
時代には新居地方の女人に限りて參州岡崎藩より  
下渡したるもあり、又元祿年間には自家の家臣に  
限りて各大名より下渡したることもありと云ふ  
女人通行の手形とは、今の汽車や電車の切符の如  
きものにはあらず、各藩主より差出せる證文に京  
都所司代の裏書せるもの、若くは京都所司代より  
女改役に宛て、差出したる書付なり  
此關には女改婆なるものあり、多くは足輕の妻  
女より採用す、女人の出入する毎に、仔細に御籠

の中を檢分して、書面と相違なきや否やを檢し、  
頭の髪をも解きて其中を調ふるなど、其取調方隨  
分綿密なり、斯くて愈々別條なき時は、始めて一  
聲高く「通りれ」と號んで其通行を許す  
今一二の例を示さんに、京都所司代裏書の手形は  
左の如し

女上下十人、内一人振袖、乗物四挺、私家來大  
石頼母助妻子に而御座し、從三播州赤穂、江戸え  
指下申し、今切御關所無滞罷通し様に、御手  
判被遣可被下し、右は私娘に而御座し、爲二  
後日一仍證文如件  
寛文九年己六月朔日 淺野内匠頭  
板倉内膳 正殿  
(裏書)  
表書之女人十人、御關所無相違可被相通し、

斷は本文有之、以上

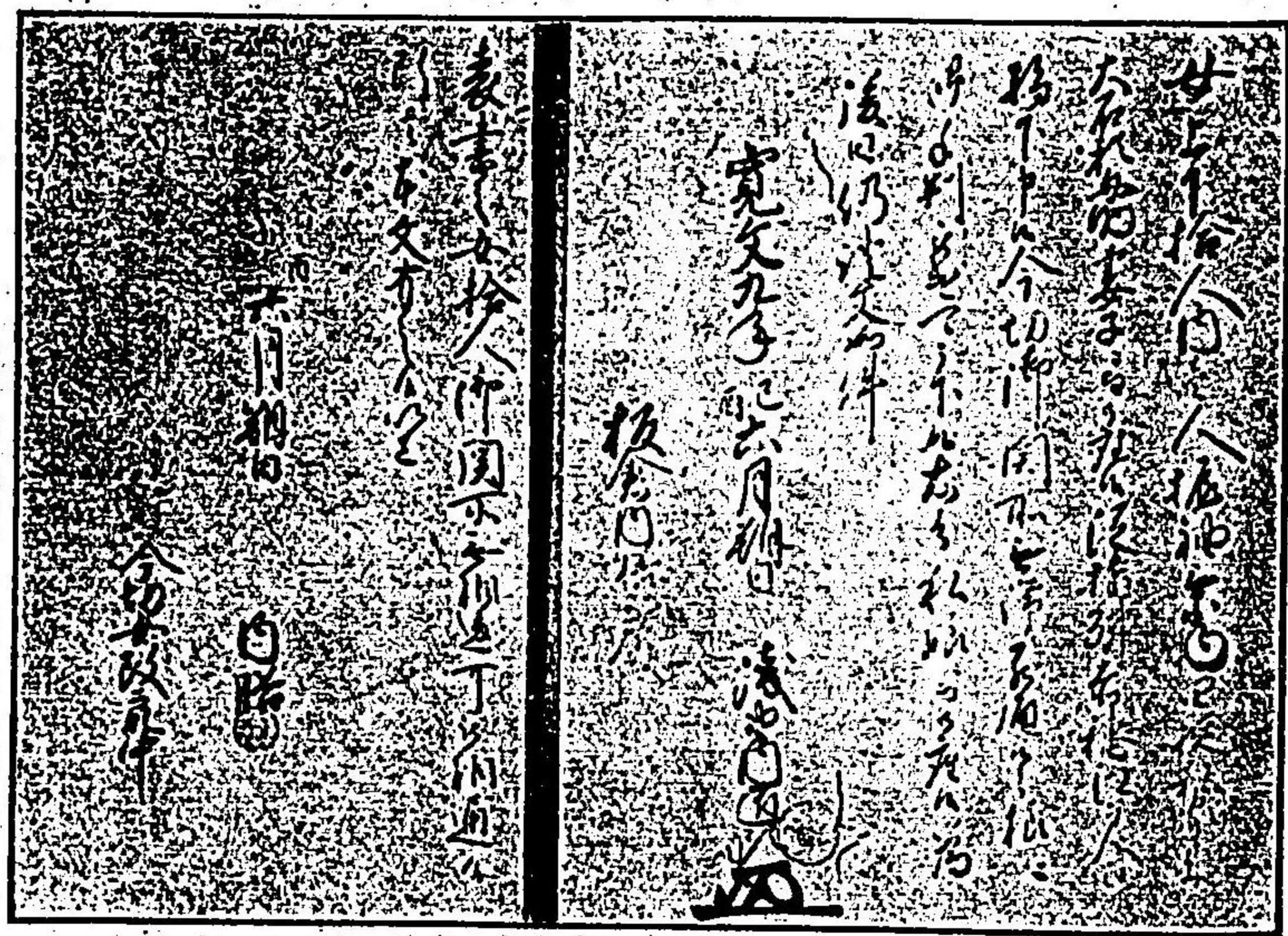
西六月朔日

今切女改衆中

内

膳

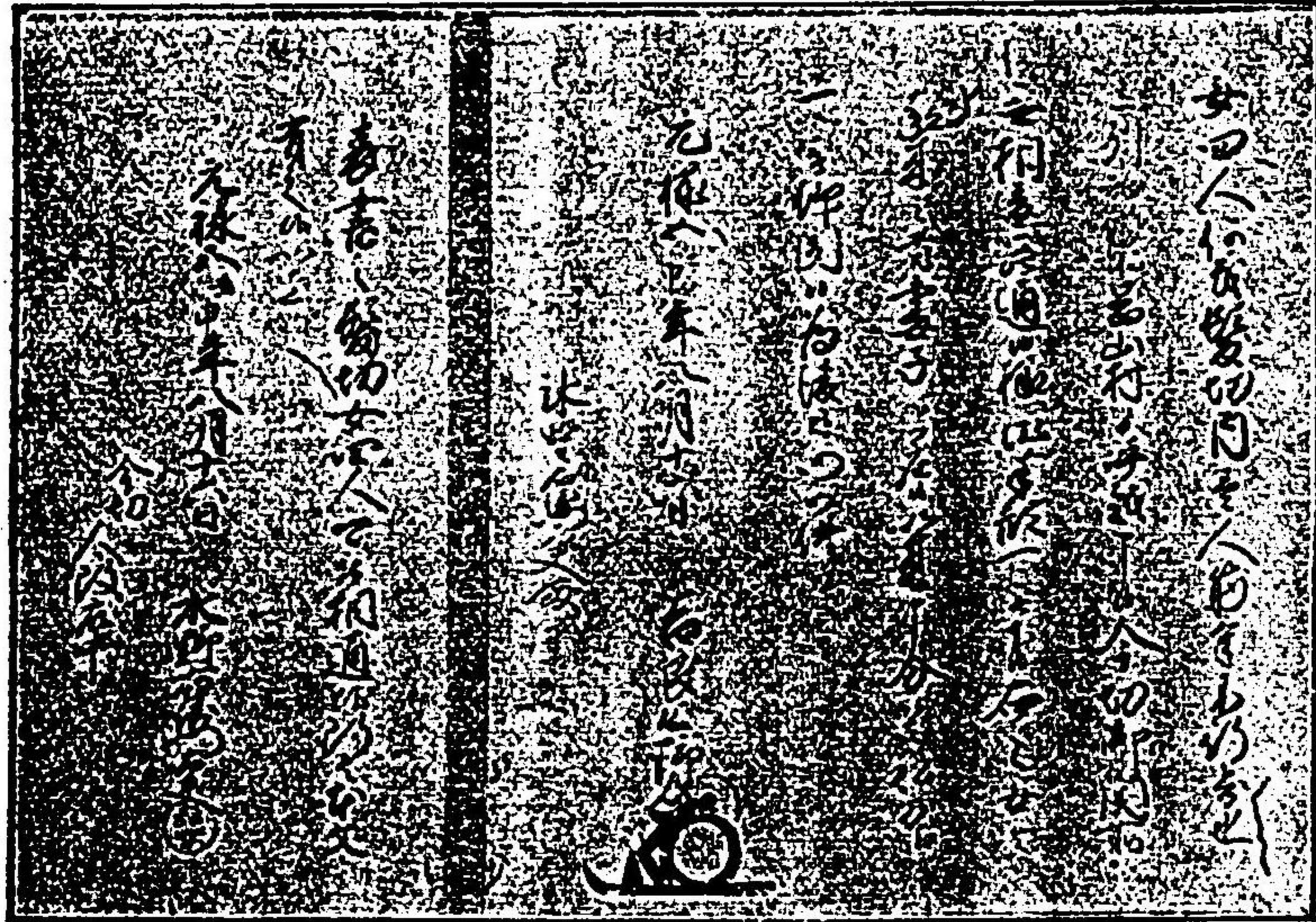
右の淺野内匠頭は長矩の祖父長直なり、其長女を  
家老大石内藏助良勝の次男頼母良重に嫁し、二男  
一女を生じ、長男隼人は長直自から養うて子とす、  
淺野美濃守長恒是れなり、次男は長直の養子内記  
友政の嗣子となり、淺野左兵衛長武と稱す、女は  
松平主馬介の室となる  
此手形に記す大石頼母妻子とは、即ち長直の息女  
にして頼母良重に嫁せる人、及び後年松平主馬介  
の室となる良重の女なり、一人振袖とあるは即  
ち良重の女のごにして、少女は振袖着用を要せし  
と是れにても察すべし



(一其) 形手の所關井新

のもしるせ書裏の炬重正膳内倉板代司所都京に文證の直長頭匠内野淺  
藏所人主樓月松館族島天拂州遠





(二其) 形手の所關井  
のしるせ書墓の春忠夫大門衛右野水主城崎岡州登に文證の央義介野上其吉  
蔵所人主樓月松館旅島天辨州遠

板倉内膳正とは内膳正重宗の甥重矩の事にし  
て、當時京都所司代たり、所司代の裏書を要せし  
と亦た以て見るべし

次には參州岡崎侯より與へし裏書の例を示さん  
女四人、何茂髮切、内壹人筋氣不行歩也、三州  
知行所岡山村を呼越申し、今切御關所無相違  
罷通し様に、御手形可被下し、右之女は家  
來之者妻子に而御座し、以來申分には私方え可  
被仰聞し、爲後日一仍如件

元祿五申八月十六日 吉良上野介  
水野右衛門大夫殿

(裏書)  
表書の髮切女四人、可被相通し、斷は本文有  
之、以上

元祿五申八月十六日 水野右衛門大夫

今切人改衆中

右の吉良上野介とは即ち義央の事なり、岡山は參  
州幡豆郡に在りて、吉良家の領邑七ヶ村の一なり、  
今は瀬門村の大字となる、水野右衛門大夫は名を  
忠春と曰ひ、參州岡崎の城主にして、後年、義士  
を預かりたる水野監物忠之の祖父なり、即ち當時  
は岡崎藩にても參州附近の女人に手形を下渡せし  
なり  
次に掲ぐるは京都所司代より下渡せし手形なり  
女壹人、但髮切、從京都、江戸迄、御關所無  
相違一可有御通し、是は淺野内匠頭家來内海  
道億妹の由、同當地留守居小野寺十内依斷如  
此、以上

元祿四年未十月廿八日 前田安藝守

小出淡路守

今切女改衆中

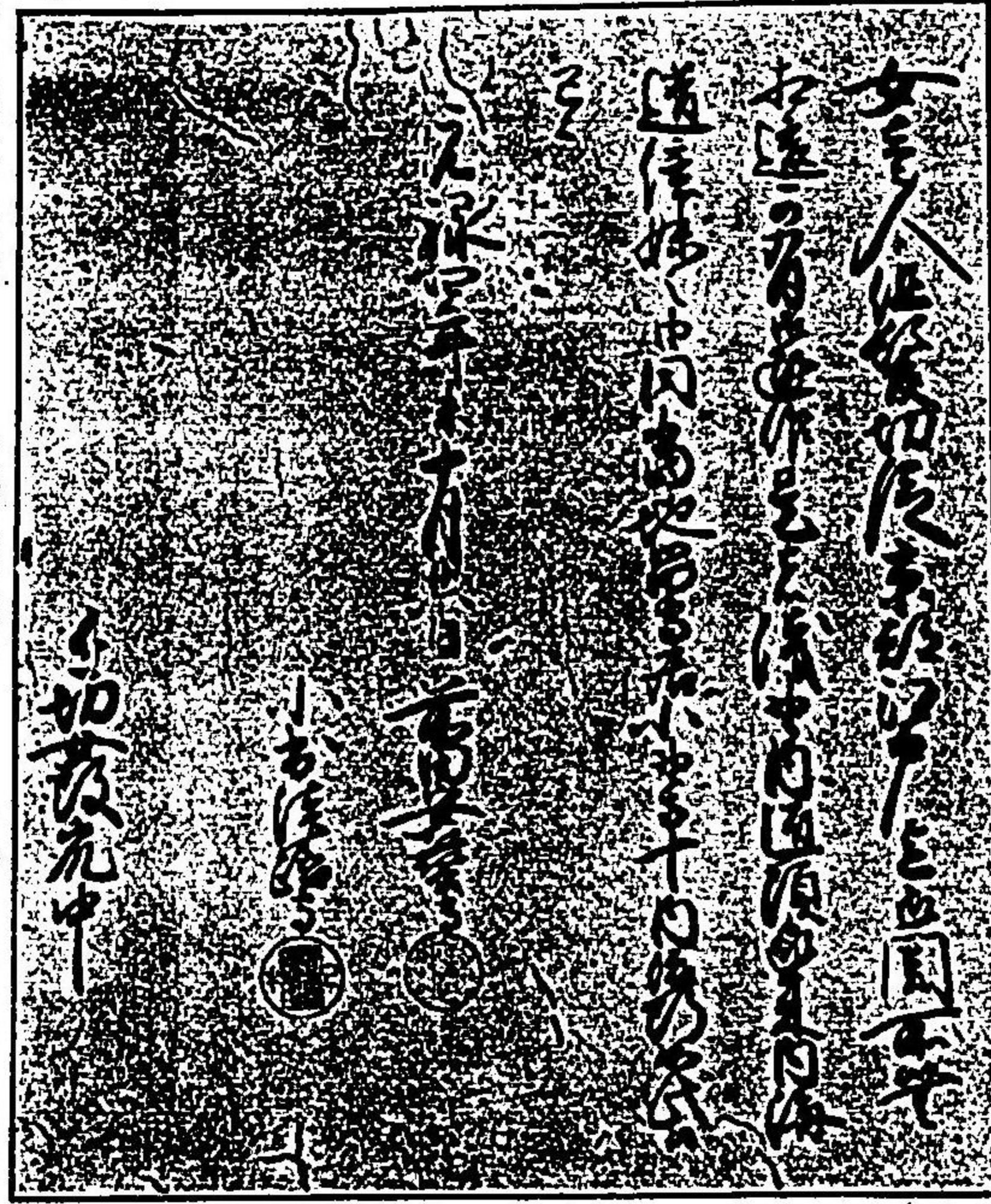
右の内海道億とは淺野家の醫員にして、討入當時  
は江戸山下町近邊に住し、他の治療を止めて義士  
の診療に従事せるもの、小野寺十内は言ふまでも  
なく義士の一人なり、小出淡路守、前田安藝守は  
俱に幕臣にして、當時京都町奉行を勤む、京都所  
司代松平因幡守信興死して、後任小笠原佐渡守長  
重未だ着任せざるに依り、所司代に代りて此手形  
を下渡せしものと見ゆ

右の如く荒井の關所は京都所司代又は岡崎城主の  
手形若くは裏書あるにあらざれば、女人の通行を  
許されざる擬なるより、御目付荒木十左衛門、榊



原采女の城池受取として赤穂に出張するや、女人の江戸に赴くものには今切關所の手形を遣はすべ

き旨を告げ、磯崎彌七の姉妹、佐々木平作の祖母久下織右衛門の母の江戸に赴き、又草刈傳左衛門の母の遠州濱松に、荒木十左衛門、榊原采女より京都所司代松平紀伊守信庸に照會して手形を申受けたるなり、當時大石内藏助より荒木十左衛門に差出したる證文并に京都所司代の與へたる手形の内、磯崎彌七姉妹に關する分を示せば左の如し



(三其) 形手の所關井新  
しせ渡下の守藝安田前守路淡出小行奉町都京  
りな形手の行通人女の所關居新  
藏所人主樓月松館旅島天辨州遠

赤穂半人磯崎彌七姉妹切一人、同妹髮切一人、右女二人、播磨國從三赤穂、江戸え引越し、今切

へ可被下仰下、爲二後日一仍而如レ件  
元祿十四年四月廿六日 田中清兵衛

赤穂御目附

大石内藏助

荒木十左衛門様

榊原采女様

女二人髮切、但乗物二挺、今切御關所無二相違一可被通い、是は淺野内匠家來浪人磯崎彌七姉妹、從三播磨國赤穂、江戸え引越し由、荒木十左衛門、榊原采女依斷如此、以上

元祿十四年五月四日 紀 伊

然るに右衛門七は弱年の事とて、斯かる掟あるとを知らず、無手形にて出掛けたる爲め、通行を許されざりし譯なり

如上の次第にて、此荒井の關所は女人に限り制規の手形なくては、假令此近邊のものにても一切

通行を許されざれば、其出入極めて困難なりし結果、新居地方の住民は今切を隔てし舞阪地方の住民とは一切婚嫁せず、重に濱名湖西又は東參河地方のものとの縁組せし爲め、自から參河風に化し去りて、舞阪以東とは民情風俗を異にするに至れりと云ふ、現に天保年間の前後に於て今切以西のものとの縁組せしは、舞阪の本陣宮崎珍平方と白須賀町の素封家長阪久治郎方と縁組せし一事あるのみ

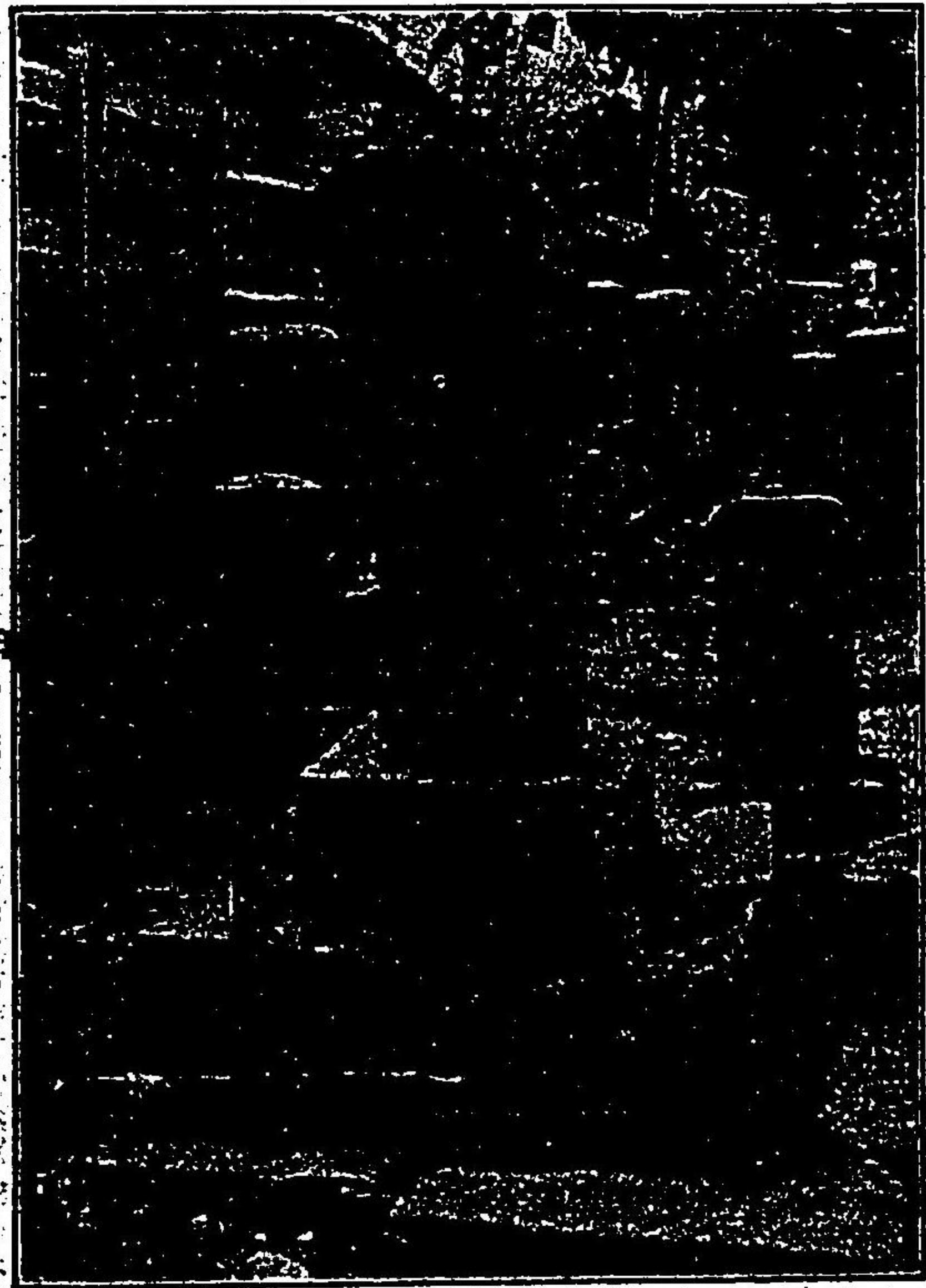
斯く關所の通過困難なりしも、關破りをなせるものは殆ど之れあらず、只天保五年の事なりき、或る大名の才料、其主人の愛妾の江戸に下る際、手形の用意を爲さざりしか、それとも關所の取調を嫌ふ事情ありしか、密かに之れを長持の中へ隠く







大火にて盡く烏有に歸したりと云ふ  
 尙ほ播州赤穂郡鹽屋村柴原政太郎と云へる人の宅  
 に長助父子の書翰なるものを藏す、右衛門七の書翰と云ふは赤穂の隨鷗寺へ贈れるものにして、赤穂を立退きたる後ら、大阪梅田にて和泉屋源兵衛と曰ふ人の世話となり居り、長助は十月二十六日夜病んで歿し、戒名を圓月霜光居士と曰ふ由を記しありて、これは又山口家の世話となりしと云ふ説とも異なり、野間屋久兵衛の借家に居りしと云ふ説とも異なる、今参考の爲めに其書狀なるものを左に掲げん



墓の妻助長頭矢  
 州上松前市川町浄土宗大蓮寺に在り

態々一筆啓上仕い、彌々以御寺様、御方院御心康珍重之御事奉存い、私事共御地立の

みてら、大阪梅田にて和泉屋源兵衛と申す仁之世話にて、是迄罷居申い處、先月父事大病

十一月十一日

矢頭右衛門七

隨鷗寺 惠順様

長助の墓は寶曆十二年三月、高松の隱士河田正然之れを建て、同藩の文學菊地武賢其文を撰ぶ、銘に曰く

歲寒松柏 斯父斯子 彼蒼者天 曷殄厥祀  
 身殉牀褥 心存忠烈 骨子朽矣 遠芳弗竭  
 能く父子の心を得たりと謂ふべし

長助の妻の墓は上州前橋市立川町浄土宗虎淵山大蓮寺の墓地に在り、其正面には

寶曆二壬申歲  
 矢頭右衛門七教兼母墓  
 四月十五日

に取結、廿六日に死去仕、殘念仕い、それ  
 の江戸表へ罷越申い、少々望事御座いに付、  
 右之仕合に御座い事、此度愚父法名さし上い、  
 乍憚永々御祭り被下い様、偏に奉三希上い、  
 愚父葬式等梅田にて相勸申い

父法名

元祿十五年癸午十月廿六日夜

圓月霜光居士

俗名矢頭長助 行年四十五歲

右之通御座い、御位牌等宜敷様奉三希上い、  
 尙又別封御位牌料金差上い、誠に輕少に御座い  
 へ共、自今身心に任せす間、御推察被下、幾  
 重にも宜敷御祭可被下い、吳々奉三願申上い、  
 先者段々御頼旁早々如此御座い、草々



とあり、右側には「自性院深譽源實妙心大姉、施主多賀谷致泰建之」裏面には「播州赤穂之城主淺野内匠頭家臣矢頭氏教兼母、於上州厩橋、行年八十五歳に而死」と刻す、左すれば長助に別れしは、三十五歳の時なり

長助の妻は奥州白河城主松平大和守直矩の家臣多賀谷經致の妻の女の姉なり、前橋は大和守の領地にして、經致は其郡代奉行として三百石を食み居たれば、右衛門七の節に死したる後、同家に寄食し、終に壽を以て歿せしものと見ゆ、此墓を建てたる多賀谷致泰は通稱を次郎右衛門と曰ひ、經致の子にして、長助の妻には甥なり  
横濱市青木町三百四十四番地に多賀谷總象と云ふ人あり、致泰の後裔なりと云ふ

(二〇) 間新六の墓

間新六の墓は東京市京橋區築地三丁目日本派本願寺別院の墓地に在り、其法號を歸眞釋宗眞信士と曰ふ、新六の姉、當時老中の一員たりし甲州谷村城主秋元但馬守喬朝の家臣中堂又助に嫁す、義士の死を賜ふに及び、其屍骸及び武器は公儀に於て御構ひなしと云ふことに決したれば、又助其主但馬守に乞ひて、御預け先なる毛利甲斐守に掛合ひ、新六の屍骸を引取りて其菩提所なる本願寺別院に埋葬したるものなれば、泉岳寺の方は唯墓のみにて、屍骸の埋葬地にはあらず

新六と與に義に死したるもの、父の喜兵衛あり、兄の十次郎もあるに、單に新六の屍骸のみを引取

りたるは何故なるぞ、新六は江戸に浪居中、中堂方へ寄食し居たれば、姉別して新六を愛し、特に其遺骸のみを引取りし次第ならんと解するものなきにあらず、如何に弟を愛すればとて、之れを思ふと父に過ぐべき筈もなからんに、父の屍骸は捨て置きて、獨り新六の屍骸のみ引取りて厚く葬むらん道理あるべからず、赤城士話に  
間新六死體は親類貫以に付、甲斐守殿(毛利)より遣ひ由、監物方(水野)えも十次郎死骸貫來由、然共泉岳寺へ遣ひ後なる故、其旨挨拶におよぶ

とあるを見れば、十次郎の屍骸をも引取らんせしを知るべく、随つて喜兵衛の屍骸をも引取らんせしものなるや疑ふべからず、左れども切腹の

始末は水野家特に手廻し好かりしは事實にして、細川家も亦た之に劣らざりしやうなれば、屍骸引取方を兩家へ掛合ひたる時は、早や泉岳寺へ送りたる跡にて間に合はず、始末方の手後れとなりたる毛利家のみに合ひたるものと察せらるる本願寺別院に新六の棺あり、同寺役僧の語る所に由れば、新六の吉良家より泉岳寺へ引揚ぐる途中、別院の前を過ぎたれば、態々立寄りて懷中せし金五兩及び携へたる槍とを差出して、菩提を弔はんとを請ひたりとの事なり、左れども毛利家の赤穂浪人御預之記の中には

同五日の朝、中堂又助處より、間新六郎死骸を爲三所望、平川藤八と云ものを指越に付、新六郎大小、槍、著込、甲并十四日着以着物を相



添渡之、尤死骸は桶共に乗物に入之、村上七郎右衛門、三戸與市左衛門渡之なり

との一節あるを見れば、槍は中堂方より新六の屍骸に添へて別院に贈りたるものかと察せらるる新六の墓所は築地三丁目十九番地の墓地に在りて別院本堂の西南の方に當り、花賣の家の直ぐ裏手にて、古井戸の前に在り、墓は東向にて、高さ二尺四寸、墓石の厚き八寸あり、天保五年二月十日の火災にて焼失したれば、羽佐間宗玄なるもの再び之れを建て、其墓石に

天保五年甲午二月十日火災、古墓碑焼失、羽佐間宗玄再建之

との二十五字を刻す、此宗玄は十次郎の後裔にして、世々醫を業とす、其子孫今尚ほ芝新錢座町四

番地に住居し、其表に「口中藥」の看板を掲ぐ

羽佐間ふじ子(五子)の談に依れば、十次郎の妻リエと云ふもの一人の男子を抱へて窮困し、五千石を領する麾下の士水野式部方に奉公して、辛くも其子を育つ、然るに此子成長せしも病身にて妻になるものなく、随つて子もなくして歿す、因りて原惣右衛門の次男安廸と云へる俳人を入れて養子となす、安廸醫を業とし、一乘院宗元と曰ふ、爾後六代まで宗元と稱す、今は七代目にして、榮次郎と呼び、函館地方裁判所検事正を勤む、同家に大石内藏助作の薄茶々碗并に間喜兵衛の「壽はいやましにけりあけの春」と云ふ一軸を藏す、榮次郎氏函館に携へ行きて、家には在らずと云ふ右の次第にて此羽佐間家は間喜兵衛の家柄なれど

も、實は原惣右衛門の血筋なりとの事あり、但し惣右衛門には重次郎と云ふ一子あるのみにて、安廸と云ふ次男ありしとを聞かず、若くは妾腹の子にやあらん

(一一一) 片岡源五右衛門の墓

片岡源五右衛門の墓は他の義士と同じく泉岳寺に在ること勿論なれども、名古屋市東田町曹洞宗乾徳寺にも亦た其墓あり、這は源五右衛門が名古屋の産なるに由るなり

源五右衛門の實父を熊井十次郎重房と曰ふ、名古屋の藩士なり、十次郎の父藤兵衛淺野采女正長重に仕へて武具奉行を勤め、祿二百石を食ひ、采女正の實兄にして宗家たる淺野但馬守長晟の女、尾

張大納言義直に嫁するに及び、藤兵衛亦た從うて名古屋に移り、終に留まりて藩臣となりしなり十次郎に四子あり、長を藤兵衛次房と曰ひ、次を彌兵衛と曰ひ、其次を方八郎と曰ふ、季は即ち源五右衛門高房なり、一族熊井長左衛門の女、赤穂藩士片岡六左衛門に嫁す、六左衛門子なきに因り、源五右衛門を養うて嗣となし、八島惣右衛門の女を以て配とす

源五右衛門内匠頭に仕へて側用人となり、祿百石を食ひ、内匠頭深く之れを重用し、祿を加賜して三百石に至る、源五右衛門感激措かず、死を以て其知遇に報いんと欲す會々兇變の起るに及び、源五右衛門大に内匠頭の志遂げざりしを悲しみ、必らず上野介の首級を



斬つて墓前に供へんとを心に誓ひ、籠城にも與みせず、殉死をも賛せず、一意復讐を以て念となし、磯貝十郎左衛門と與に單獨にても決行せんと企つるに至れり、幸ひに内藏助の眞意も亦た復讐に在るを知りて、之れと行動を俱にするに至りたるが、源五右衛門の精神は一圖に上野介の首級を獲て甘心せんとするに在れば、輕擧せず、



安動せず、只管隱忍して成功の時機を待ちしなり。源五右衛門斯くまで確平たる意志を有すれども、現在の實父にさへ微塵も漏らさず、愈々復讐の時機迫るに及び、餘所ながら訣別せんとして名古屋に到り、去る大名の招聘に應じて出府する途次、久々にて拜顔を得ん爲め立寄りたる旨を語れば、武士氣質の父十次郎、忽ち烈火の如く

片岡源五右衛門の墓  
名古屋市東田町淵宗乾寺に在り其父  
熊井十次郎の墓とつるこゝ

に憤はり、殿しく不臣の行ひを責めて即座に勘當せり、辯明せんは易けれども、斯くては大事を漏らすの虞あり、源五右衛門言ふに言はれぬ胸中の苦を包んで、悄悄と江戸に立ち歸る、其心中如何なりしぞ

斯くて幾ばくも經ざるに復讐の擧あり、十次郎我子源五右衛門の其中に在るを知るより、思はず躍り上つて打喜び、先きに其心事を察せずして痛く叱責せし輕擧を悔恨せしが、今は其志を愛づるの心深きにつけ、其死を悲しむの心も亦た深く、江戸と名古屋とは數十里を隔て、時折の墓參も心に任せねば、態々此乾徳寺に墓を建て、懇ろに其菩提を弔ひしなるべし

此墓の下には遺髪を埋めしとも言ひ、又何物をも

埋めすとも言へど、過去帳の外に何の書類とてもあらねば、今は其事實を確めんによもなし

源五右衛門の墓は他の墓石亂立せる間に在り、正面には泉岳寺にて付けし戒名を其儘「及勘要劍信士」と刻し、左側には「俗名片岡源五右衛門高房年三十七」右側には「元禄十六癸未二月四日」と刻す

熊井家は高丘町に在り、其當主駒之介氏は明治初年、名古屋を去りて、山口縣豊浦郡福浦に住せるも、益正月には乾徳寺への附届けを怠らず、源五右衛門の片身として兄藤兵衛に渡せし小柄は、寶物として熊井家に珍藏せしも、何時の頃にか紛失せしと云ふ、惜むべし

(二二二) 片岡源五右衛門の書牘







五右衛門妾腹なりし故、伯父片岡六左衛門方へ養子に遣はしたるやう記せるを見れば、源五右衛門の長男たることは相違なかるべきも、其親類書に藤兵衛、彌兵衛、方八郎を兄となせるを見れば、次男ではなくて、末子の格に置かれたるものと察せらる、又親類書には實母の下に一右重次郎妾にて氏不存ありとあり、熊井家の記録に由るも其苗字は知れざれども、尾州清洲の産なりと云へり源五右衛門の長男を新六と名づけしは、自分の幼名を譲りたるものなり、三宅觀瀾の烈士報讐録には新六の上に今一人男子ありしものとなし「片岡高房の子某、良雄養うて子と爲し、以て男山大西坊を嗣がしむ」と記すれども、通例我が幼名を譲るものは惣領に限るやうなれば、新六の上に尙ほ

一人の男子ありしと云ふは甚だ疑はし、況んや觀瀾自身も直ぐ其次の條に新六を高房長子と記せるをや

(二二二) 瑤泉院の生地

淺野内匠頭の夫人瑤泉院は備後三次城主淺野因幡守長治の女なり、長治は藝州廣島城主淺野但馬守長晟の二男にして、彈正忠長政の曾孫なり、寛永九年の冬、三次に分封せられて五萬石を食ひ三吉町は双三郡に屬す、出雲、石見の國境に接し、山陰山陽兩道交通の要衝に當り、實に備後北部の一小都會なり因幡守資性明敏にして、文武の才あり、専ら意を民治に注ぎ、賦税を平かにし、節義を旌はし、土

功を整理し、社寺を修築し、奢侈の風を禁じ、聖賢の道を勵ます等、其治績頗ぶる見るべきものあり、曾て言ふ、凡そ人は一朝幸を得れば、君となり、主となりて、一國一城を有し、同僚の武辨不幸にして陪臣となるもの、騎を下りて制芻す、我が意之れを耻づと、其身分、位地を殆らざると此の如し

延寶二年、病んで歿するに及び、比熊山鳳源寺に葬むる、士民皆涕泣悲痛すると、宛がら父母を喪ふが如し

因幡守に一男四女あり、其三女栗姫は實に内匠頭の夫人瑤泉院なり、瑤泉院姿色あり、父に似て才徳兼ね備はる、兎變に際して夫は死し、家は亡ぶれども、慌てず、騒がず、靜かに身邊の器具を片



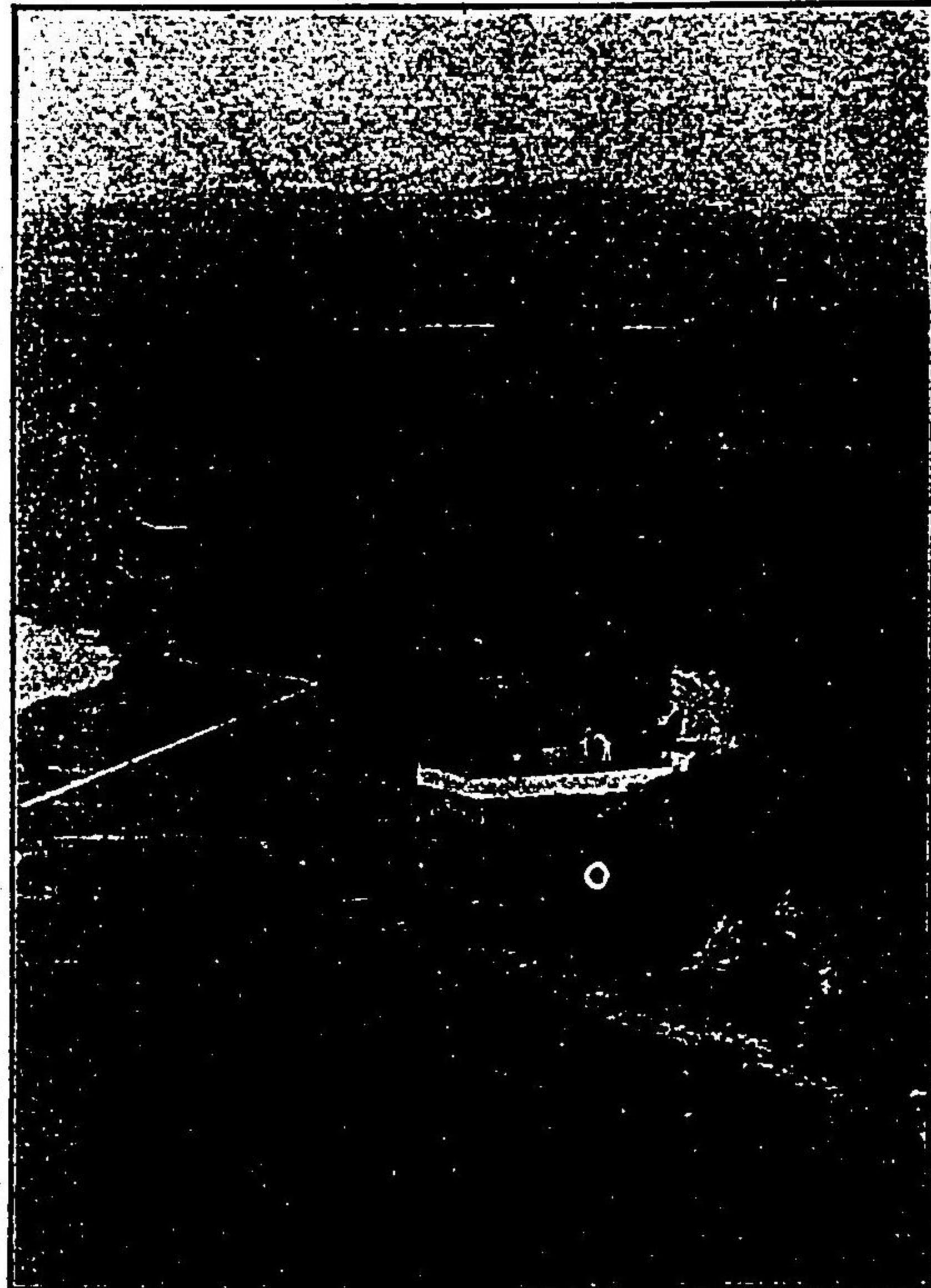
寺源鳳 鳳源寺の町次三郡三双國後備 ありわ牌位の院泉瑤に寺りな院華香



付けて、生家に引取りし健氣の振舞、鬚眉男兒と雖も遠く及ばざるものあり

庶民の樹下に來り集まり、其花を賞して、其人を思ふもの、今に至りて衰へず

斯かる賢夫人なれば、其生地たる三次町に於ては、其徳を慕ふもの少なからず、淺野家の菩提所鳳源寺に於ては、古來瑤泉院の靈位を安置して、懇ろに其菩提を弔ひ、又妙榮寺の櫻樹は瑤泉院の手栽に係るものなりとて、陽春の候、



此の如く三次町と瑤泉院とは密接の關係あり、特に一水を隔つる寺戸の山麓甲斐谷の甲斐庵には、義士の一人たる菅谷半之丞の暫く幽居して、復讐の時機を待てる所とて、町民の義士を欽慕するの風甚だ厚く、内匠頭、瑤泉院並に四

宿坊に充てられたるは、芝公園十號地の觀智院にして、赤門より入れれば其左手に在り、義士傳實記

十七義士の木像を作り、鳳源寺に安置して永く其英靈を弔はんと企て、去る明治三十五年は恰も義士の二百年忌に相當せるを以て、此れを機として決行せんと欲し、在京の櫻井信吉氏並に三次の有力者其發企人となり、愈々資金募集に着手せんごせし際、偶々三陸大海嘯の變あり、各地共に救助金の募集に忙殺せらるゝ有様なるを以て、姑らく其舉を中止して今日に至りしが、風教を維持し、士道を鼓舞するは、此舉に若かざるを感じ、鳳源寺住職千葉等怡氏及び櫻井信吉其他の有力者再び發企人となりて盡力中なりと云ふ

(二四) 増上寺の宿坊

勅使、院使の増上寺へ參詣ありし節、特に勅使の

なごに普光院とあるは、觀智院の前名なり昔時増上寺は貝塚、即ち今の辰の口の邊に在りて、光明寺と稱する眞言宗の寺院なりき、天正十八年八月朔日、徳川家康江戸入國の際、住職源譽和尚も衆人と與に門前に於て見物し居りしに、家康其前に來ると齊しく馬を駐め、左右を以て、御坊は如何なる人ぞと問ふに、和尚、貧道は源譽存應と申すものと答ふれば、家康、然らば感應(參州大樹寺住職)の弟子なるかと問ひ返すに、和尚參ひと答ふれば、家康ヒラリと馬より下り、左らば暫時邪魔すべしとて、寺に入りて茶など喫し、明日又參らんと云ひ殘して立ち出づ



大樹寺の感應和尚と曰ふは、其名を登譽と呼び、達識の名僧なれば、平生家康の尊信淺からず、此度江戸入國に際して、和尚、貝塚の光明寺に我が徒弟とも、法友とも存する存應と申すものあり今こそ眞言宗なれ、浄土宗の教義を信じて、改宗せんと欲する下心あり、學識共に秀づるものなれば、萬事これへ謀らせ玉へと申すに、家康之れを領して入國し、計らずも其門前に於て對面せしなり

其翌二日、家康重ねて光明寺に抵り、浄土宗に改め玉は、菩提院となさんとのるに、源譽和尚、貧道近頃浄土宗の教旨を信じ、折もあらば改宗せんと存せしところ、其儀更に仔細はせず答ふれば、家康悦んで師檀の契約を結ぶ、和尚これより

名を西譽と改め、家康の帷幕に參畫して、献替する所少なからず、

慶長十年、家康の勸めに依りて芝の新比谷、即ち今の地に堂塔を建立し、十哲の一人廓山を始めとして皆夫々の事務を分擔す、西譽和尚は初め今の辨天のあたりの高地へ本堂を置かん志なりしに十哲の面々、本宗の教旨は専ら平易を以て主眼とすれば、彼の天台の如くに高所に建て、善男善女の足を勞すべからず、平地に置きて老若の來聽に便すべしと申せば、西譽和尚實にもと領づかれ、扱てこそ今の位置をば擇びたるなれ

増上寺の寺格は其建築の竣工と與に忽ち一躍して知恩院に迫り、一宗の總録所として、宗政上の實權を掌握するに至れり

西譽和尚は光明寺の住職たる以前に、普光院と云ふ寺院に住職たりしとあり、増上寺を建立するに及び、其因縁を以て宿坊の一を普光院と號したるが、慶長十五年七月十五日、西譽和尚の特に普光觀智國師の號を賜はるに及び、更に普光院を改めて觀智院と稱せしにて、實に元祿十四年を距ると九十三年前に在り

斯かる由緒ある觀智院も今は無住となりて、其筋向なる源流院住職、井上天實師之れを兼務せり、其門標に「中山」とあるは此處に賃居せる人の姓なるべし

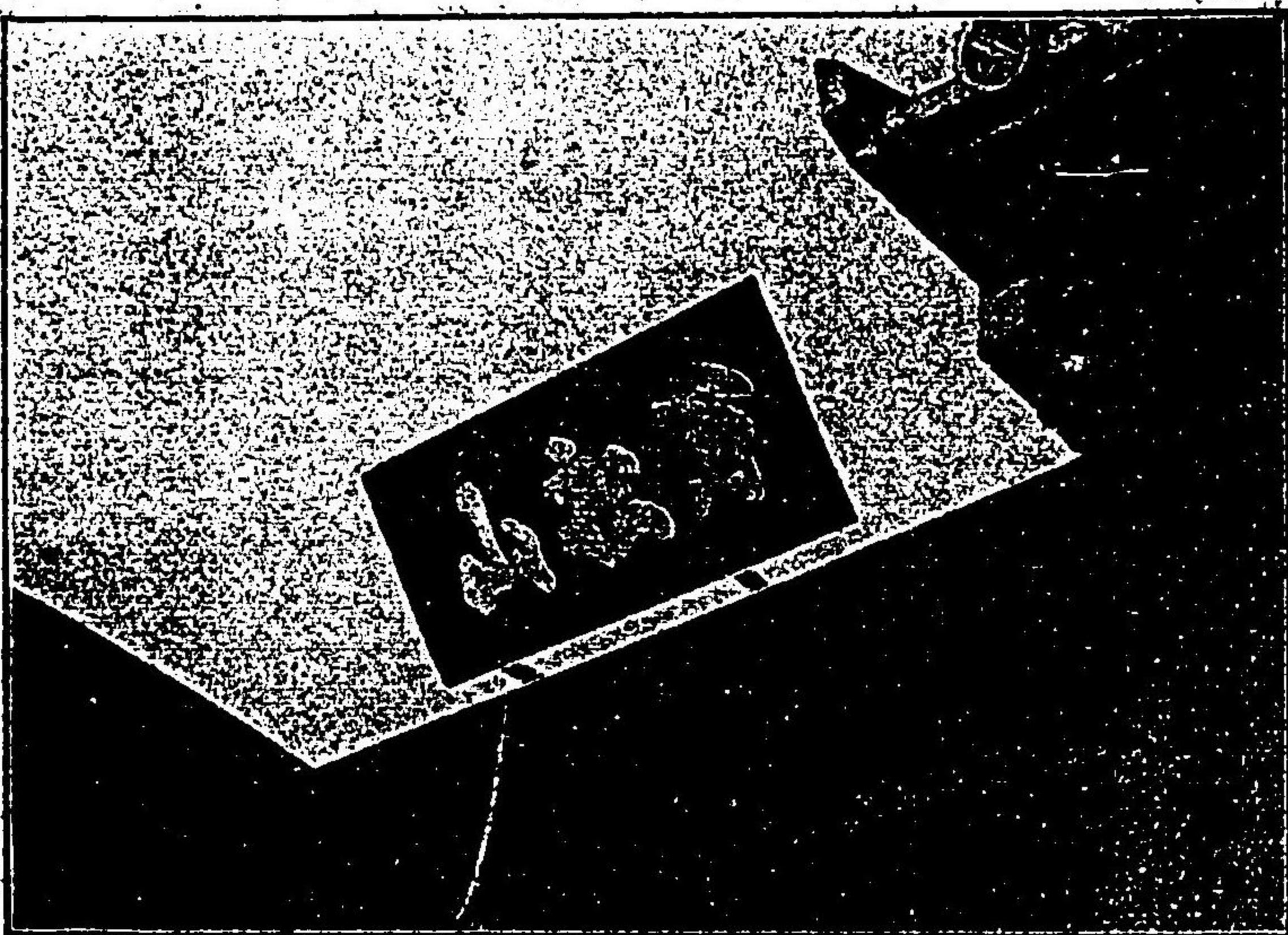
(二五) 吉祥寺の匾額

大阪市生玉の南、蛇阪の上に萬松山吉祥寺と號す



寺 祥 吉  
てしに寺提菩の阪大家野凌りに上阪蛇町谷區南阪大  
りあ墓の子父石大及頭匠内





新區の寺祥吉  
のもるたし書に面の机の短長頭匠内野淺てしに額匾の寺祥吉上阪蛇阪大

る曹洞宗の寺院あり、正保二年、淺野家の常州空  
間より赤穂へ移封せられ、其藏屋敷を大阪に置き  
たる時、此吉祥寺を以て歸依所となす、元禄十三  
年四月廿一日、内匠頭長矩出府の途次、同寺に參  
詣して爾來永世菩提寺となしたき旨を語り出づれ  
ば、和尚辱けなき由御受に及び、就ては記念とし  
て山門の匾額を揮毫せられたしと乞ひけるに、内  
匠頭易き程の事なりとて即座に承諾せらる、和尚  
早速小僧を召して、急ぎ唐紙を買ひ來れと命すれ  
ば、小僧畏つて其儘寺を飛び出せしが、商家の在  
る所までは程遠ければ、待てどもく却々歸り來  
らず、性急の内匠頭、早や出發の時刻迫るに心焦  
らち、筆を握れる儘、またかくと促がさるゝに、  
和尚も起ちつ居つ、頻りに氣を揉むと少時、内匠

頭今は怖へ切れず、有り合ふ机の面へ「萬松山」  
の三大字をベタ〜と書き捨て、其儘ツイと出  
立に及ばる、和尚斯くを見るより、這は面白し〜  
と笑壺に入り、早速机の脚を脱したる上、字を刻  
り、藍を入れ、之れを山門の上に掲げて匾額とな  
せり  
其翌十四年三月十四日、内匠頭殿中に於て吉良上  
野介を斬りたる罪に依りて死を賜ひ、其遺臣四十  
七人、吉良邸を襲うて主仇を報う、宗家の淺野侯  
後ち内匠頭の墓を寺中に建て、其左右には大石父  
子の墓を設け、尚ほ周圍の玉垣四十五柱には、各  
義士の戒名、俗名、年齢を一柱々々に刻し、義士  
をして長く君側に侍する如くならしむ、其中寺坂  
吉右衛門の分には戒名を「及忠義劍信士」と刻す、

此寺にて命けたるものなるべし、墓所入口の門に  
は朝鮮人金明玉の筆に係る

短氣一生損 忠心萬世傳

と言へる一聯を刻す、是れには流石の内匠頭殿も  
泉下にて苦笑せらるゝなるべし  
此に奇なるは此吉祥寺の山號を萬松山と曰ひ、泉  
岳寺の山號をも萬松山と稱する一事なるが、文字  
こそ違へ、上野介を葬むれる寺院も矢張り同じ音  
なる萬昌院なるも、亦た妙と謂ふべし

### (二六) 瑞光院の事蹟

瑞光院は洛北の一名所にして紫野大徳寺の門外塔  
頭なり、元と淺野彈正 忠長政及び金森五郎八長近  
の邸址なりしを、慶長十八年、因幡國若櫻城主



山崎左馬允家盛と云ふ人、前田玄以、堀尾吉晴、福島正則等の口添に由りて請ひ受け、一寺を建立して瑞光院と稱し、大徳寺普光禪師の法嗣琢甫宗林和尚を以て開基とす、此左馬允は元と攝州三田城主として二萬三千石を領せしに、關ヶ原の役、東軍に屬せし功に因り、一萬二千石を加増せられ、封を若櫻に移さる、其法號を瑞光院殿四品拾遺明江宗覺大禪定門と曰ふ

爾來山崎家及び其一族本庄家は世々瑞光院の大檀越たりしに、明曆三年、山崎、本庄兩家とも不幸にして没落す、其の頃本庄家の息女(普光院)備後國三次城主淺野因幡守長治の側室となり、其腹に設けたる息女瑤泉院(栗姫)淺野内匠頭長矩の室となりたれば、其以後淺野家より毎年百石の米を寄

進することなれり

元祿十四年、大石内藏助の山科に移るや、院主宗湫和尚及び其徒弟宗海の俱に淺野家の巨族なる上其地は淺野家遠祖の舊蹟たる因縁あれば、亡主内匠頭の懷劔及衣冠を寺中に埋めて石塔を建て、祠堂金百兩を寄附して永代香華の料とす、爾來墓參に托して同志密議の場所となせり

義士の志を遂げたる後、宗海使者となりて江戸に下り、四家の諸侯に就て義士に面會す、時に四十六名各自毛髮を切つて宗海に渡し、故主墳墓の側に埋めて永世供養せんことを請ふ、宗海快よく諾して携へ歸り、四十六基の石塔を建て、其冥福を修す

内匠頭及び義士の石塔の側に建立せし一合名碓あり

り、義士の遺髪は其下に埋めあるものと信せられしに、明治四十二年十二月十四日、京都府師範學校職員生徒より櫻樹二株を寄附し、教諭成田喜十郎氏其事を督して塔側の地を掘らしめたるに、其下にありし一の瓦壺鏝に觸れて破碎し、毛髮紛然として其中より出づ、これ正しく義士の遺髪たることを疑ひを容れず、因りて新たに壺を求め、其中に納めて合名碓の側に埋めしと云ふ

東京下谷の屏風坂、即ち今の下車坂町四十三番地に瑞祥山仙龍寺と稱する臨濟宗の寺院ありき、九世の住職 鄭州智郷和尚と云ふは、大石内藏助の伯父に當る人なれば、内藏助は屢々此寺に出入し、時には同志の士と共に來りて密議を凝らせしことあり、吉良家討入の前日も内藏助父子此寺に來り、一室を借受けて心靜かに遺書など書き認め、嘔て智郷和尚に達ひて、瑜伽山大權現の尊像を渡し、これは我母の我父の許に嫁ぎ玉ひたること、守護神として持ち來られたるにて、之れを信仰すれば必らず出世すべしとて某に傳へ玉ひたれば、日頃深く尊信せしと、御坊にも知らし召さるゝ所なり、幸ひに大權現の御加護に依りて、首尾よく本望を達するに於ては、此尊像を當山に安置せられて、

(二七) 仙龍寺の由緒





寺 龍 仙  
る移に地番三十九町片東込駒區郷本は今りに在に阪風屏の谷下市京東と元

我々一味の菩提を弔ひ玉ふべしと乞ひ、更に聲を  
潜めて、我等首尾よく本望を達しなば、當山に引  
き揚げて自殺せんと存するなり、骨を片隅に葬む  
り玉ふべくもやと言へば、智郷和尚は方外の人、イ  
ヤ、我が首に及物を當てるやうなる振舞ひは無  
用ぞと答へたれば、内藏助も此儀は思ひ止まりぬ  
義士死するに及びて智郷和尚深く其志を憫れ、  
寺中に一字の堂を建て、瑜伽山大権現の尊像を  
安置し、内匠頭長矩及び其俗縁ある大石内藏助父  
子と大石瀧左衛門の位牌を併せ祀る、其位牌の表  
面には

冷光院殿吹毛玄利大居士  
忠誠院及上空淨劍居士  
超倫院及上樹劍居士  
義功院及寛徳劍居士

と併記せられて、内藏助の外に、主税、瀨左衛門  
の二人にも院號を附しあり

(附言) 主税の戒名、位牌には超倫院とあれども、同寺の過去  
帳及び小叢林と稱する回向帳には忠倫院とあり

享和二年二月四日には、義士の百回忌の法會を修  
し、大石氏三人の木像をも作りて安置す、爾來春  
秋二季に義士の祭典を行ひ、四民の参詣するもの  
少からず、俳優の如き忠臣蔵を興行する時には、  
必らず來りて参拜するを例とす、當時覺禪院寺中  
中村座より奉納せし四家に於ける義士切腹の圖二  
幅あり、近所のものも俳優の参詣するを見れば、  
又忠臣蔵の芝居あるべしなど言ひ合へりし程なり  
然るに此仙龍寺の檀家は麾下の士のみにして、町  
家としては一軒もなかりしより、幕府の瓦解と與に

一時何れも皆四散したれば、其の維持頗る困難  
となり、當時の住職は餘儀なく什器賣物を賣り  
て糊口の料となせしと見え、義士の木像の如きも  
明治六年の頃、金三百五十圓にて神戸二十一番館  
英商タムソンに賣り渡したり、木像さへ斯かる始  
末なれば、義士の切腹圖の如きも、何時しか藻抜  
けの殻となりて、唯空箱のみ存せしを、今の住職  
或る畫家に揮毫を乞ひて所藏せり、此外僅かに殘  
れるは内藏助の刀、槍、智郷和尚の畫像、其角の  
文璫に贈りしと云ふ書翰の類のみ  
此寺は恐ろしき水地にして、墓地の如き平生にて  
も五寸や一尺は水の溜り居るやうの始末なれば、  
明治三十二年六月、本郷區駒込東片町九十三番地  
に移轉せり、其の際瑜伽山大権現の堂宇を取り崩



せしに、其下の地中より三個の首級現はれ出でたるが、朱引内には其儘移すと能はざるより、之れを茶毘に附して、其遺骨のみを今の地に埋めしと云ふ

今の住職は照山文琮と言へる温厚の老僧なり、義士に最も深き因縁あり、由緒あるにも拘はらず、木像、寶物等も散佚せしを遺憾とし、堂塔の再興を始めとし、木像の再造、祭典の復興等を計らんとて、多年心掛け居れども、時機未だ來らずして、其目的を達するに至らず、左れども自分の住職中には是非とも素志を達せんと日夜苦心しつゝあり此仙龍寺の木像は眼光炯々として威容あり、大抵の兒女は之れを見て怖れて泣き出せし程なりしと云ふ

(二八) 妙行寺の墳墓

淺野内匠頭長矩の夫人瑤泉院の墓の泉岳寺に在るとは、人の知る所の如し、然るに四谷鮫ヶ橋の日蓮宗妙行寺にも亦た瑤泉院の墓あり、尤も其戒名は高光院と云ふ由、疎ねく人よりも聞き、或る書にも見えたり、内匠頭の墓は泉岳寺の外、赤穂の華岳寺にもあり、洛北の瑞光院にもあり、大阪の吉祥寺にもあれど、是れには皆夫れくの由縁あり、瑤泉院は如何なる由縁よりして妙行寺にも墓を建てたるものか、何かの參考にもと調べ見たるに、右は全く内匠頭の祖母の墓にて、瑤泉院の墓にてはあらざりき

内匠頭の祖母と云ふは當時加賀國小松城主たりし

丹羽宰相長重の女なり、内匠頭の祖父内匠頭長直に嫁して、采女正長友を擧げ、寛文五年正月二十一日、長直に先だちて歿す、因りて丹羽家の菩提所たる妙行寺に葬りたるものにして、其戒名を高光院殿蓮心日澄大姉と曰ふ、内匠頭長矩の在世中までは其供養を怠らざりしも、内匠頭死を賜ふに及び、其後室瑤泉院淺野家の祀絶えて祖母の祭も亦た絶えんとを恐れ、其永代祠堂金として三十兩を寄附したり、當時の寄附状左の如し

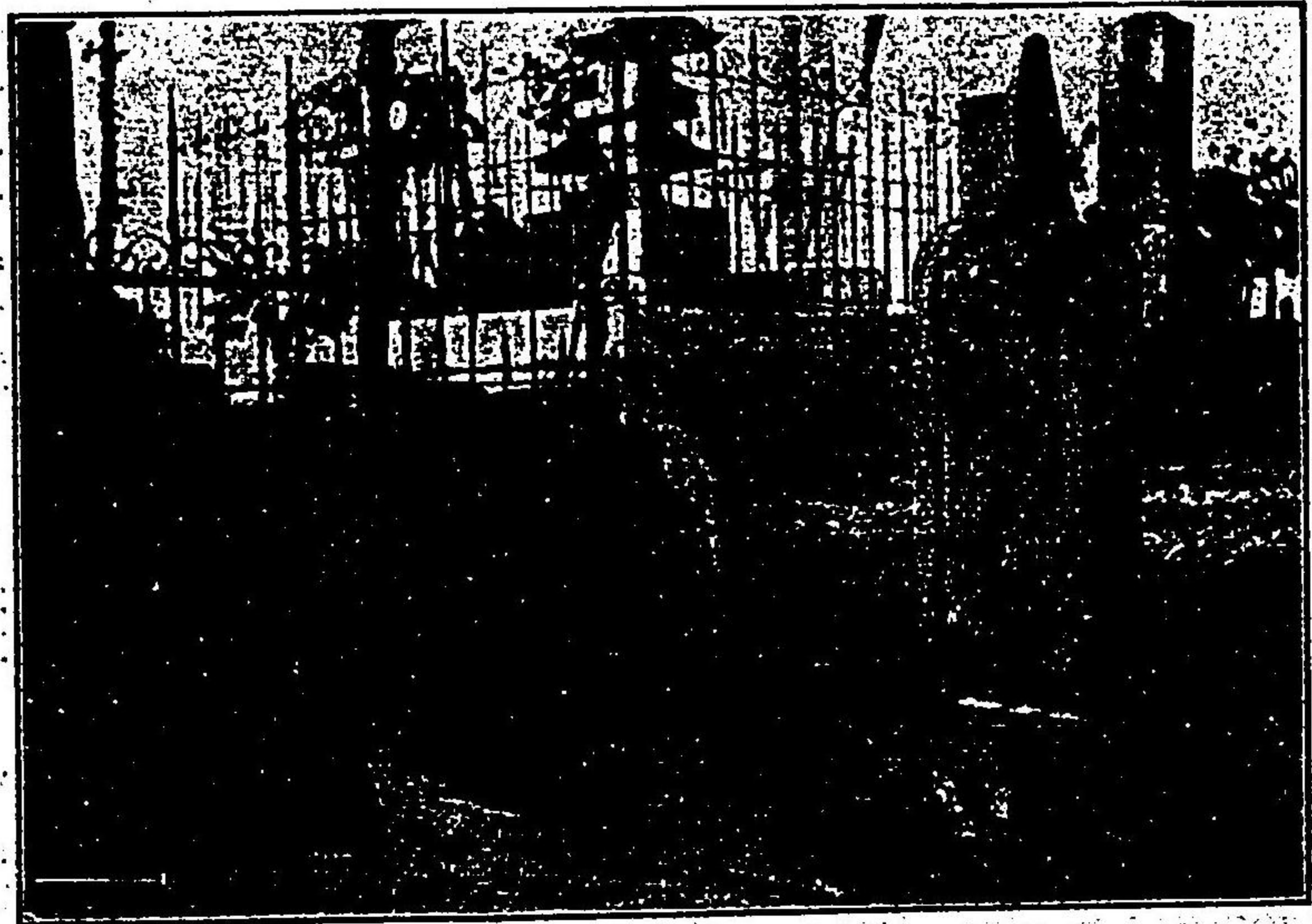
寄附状之事



高光院の墓 淺野内匠頭祖母丹羽氏之墓にして妙行寺に在り

致し寄附之儀、全斷絶無之様、永可有二相續一者也、仍而如レ件





蓮光院の墓  
淺野大學士の室方氏の墓も是れに在り

元祿十六癸未四月朔日

淺野左守内

落合與左衛門

妙行寺

落合與左衛門は瑤泉院の用人なり、當時瑤泉院は其生家たる淺野土佐守長澄方に歸り居たるより、淺野土佐守内と云ふ肩書を附けしなり、此寄附狀今尙ほ妙行寺に存す

右の外内匠頭の弟大學長廣の夫人の墓も亦た同寺に在り、這は元文四年六月二日の逝去にして、戒名を蓮光院殿妙澄日清大姉と曰ふ、此夫人は勢州薦野城主土方東市正雄豊の女にして、丹羽家の出にはあらずと雖も、高光院の由縁より此處に葬ひりたるものか

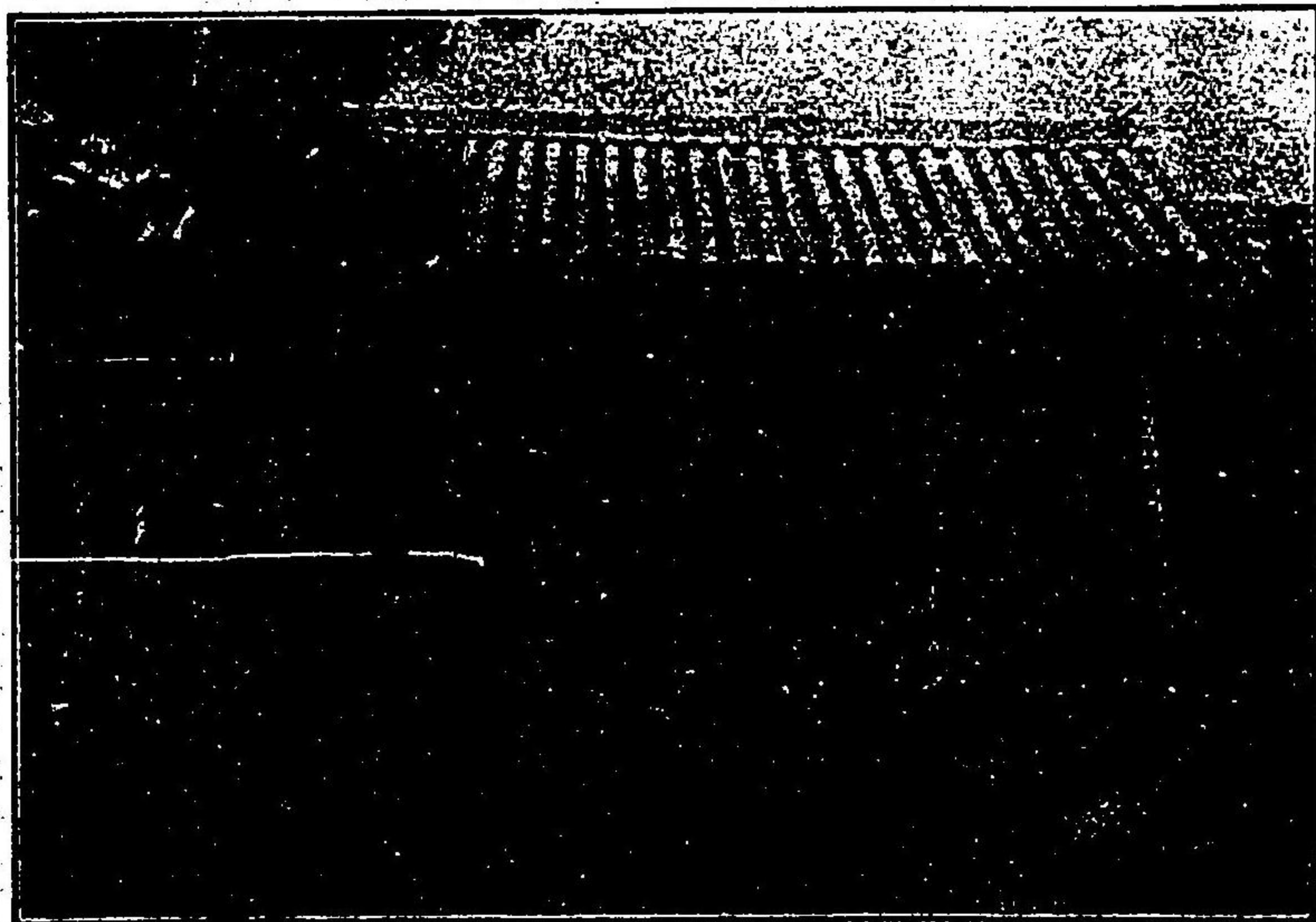
右の如く妙行寺には内匠頭の祖母の墓及び弟嫁の

墓はあれども、瑤泉院の墓はあらず、畢竟瑤泉院が祖母の祠堂金を寄附せしとあるより、何時しか瑤泉院の墓と誤り傳ふるに至りしなるべし  
此妙行寺は昨年春、北豊島郡奥町村字庚申塚に移轉せし爲め、今は鮫ヶ橋には在らず

(二九) 萱野三平自刃の室

萱野三平の舊邸は攝津國豐能郡萱野村字芝村なる山崎街道(舊東海道筋)の沿道に在り、眞面有馬電氣鐵道箕面驛の東十五丁の地に在り、西には眞面池田の連山あり、東には丘陵起伏して、土地幽なるところ、風物自から佳なり

萱野家は世々同村の郷士たり、元祿以後も引續き富裕なる名家として推重せられ、三平より三三代

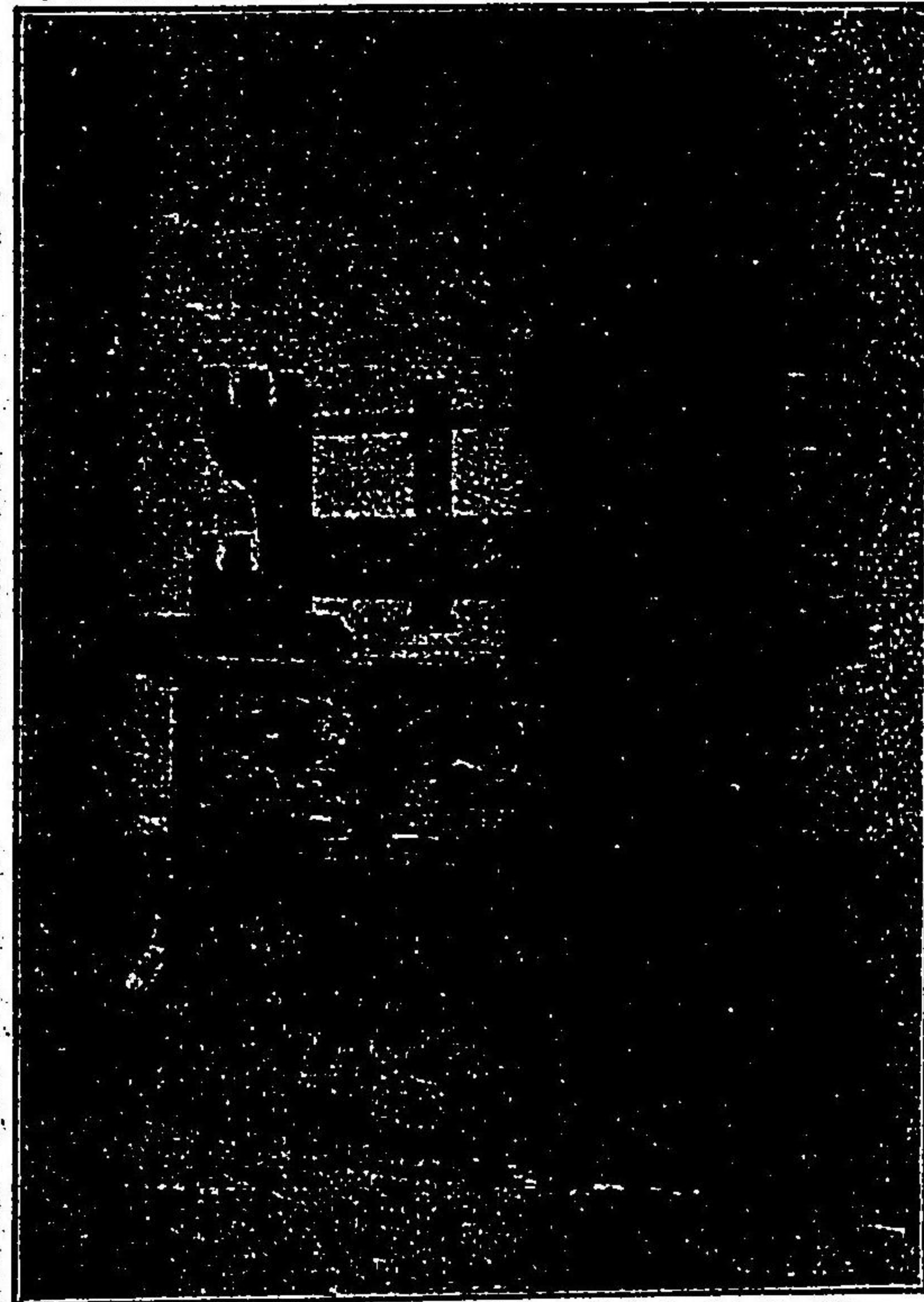


萱野三平の舊邸

門扉は内庭より撮影し、向つて左側の一室は其の自刃の室なり、此室は自刃の三平むしは忍を狀の時當村古間は床の疊入り行はるに於て此室の中を時當てさんせ存保を在遺其り謀相



の後は菅野春陽等の學者さへ出で、家聲を揚  
げしが、今より二十四五年前、前戸主一平氏他人の  
負債に保證せしより、端なくも其累を受  
けて、家道淪落の不幸を招く、一平氏早  
世するに及び、其弟三次郎氏家督を相  
續せしが、今は傳導師として筑後の柳川に在り、女婿中村正春  
氏亦た大阪に出で、堀江尋常小學校訓導を勤め、



其一族の村内に留まれるものなし  
一丁四方に餘る邸址は其の規模の宏壯なりしと、  
家門の盛大なりしとを示せども、其本宅は疾  
くに取毀たれて、僅かに一棟の門長屋のみを  
存す、邸址は既に開かれて桑園  
麥畦となり、飛び去り、飛  
び去り、飛び來る小禽の聲も自から舊時を語る氣に見ゆ  
此僅かに存する門長屋こそは最も記念すべき建築

物遺の平三野室  
明治三十四年六月廿三日野三平邸門長屋の天  
井に掛る刀掛及陶器各々一個を發見せり

物にして、忠臣たり、孝子たる三平は實に其一室  
に於て壯烈なる最期を遂げたるなれ  
三平の赤穂開城後、父の許に歸還せる間は、此門  
長屋の西端なる八疊と三疊との二室を己のが居間  
として起臥せしにて、元禄十五年正月十四日、  
君父忠孝の間に挟まりて進退維谷まり、終に自  
刃を遂げて赤心を表せしは、實に此八疊の室なり  
しなり、自刃の際に鮮血四散して、壁、障子を染  
めたるが、爾後幾回か塗り換へ、張り換ふれども、  
血痕忽ち現はれ出づるなど言ひ傳ふ  
其舊邸を訪づれば六月六日なりしが、記念すべ  
き此門長屋も風に吹かれ、雨に撲たれて殆んど破  
壊せんとせしより、村内の有志相謀りて之を保存  
せんと欲し、恰も修繕工事に着手せる時にてあり

き入りて其八疊の室を見るに、床の如き簡古素  
樸にして、自から當時の状を想見するに足るもの  
あり  
此度の修繕に際し、古來手入れせざりし門上の天  
井裏を剥ぎしに、刀掛及び陶器各々一個を發見せ  
り、陶器は其何品なるかも分らず、何時の時代の  
物とも判然せざれど刀掛の古樸なるは確かに三平  
時代のものと察せらる  
三平の墓は宅地の後方二丁ばかりの丘陵の中腹に  
在り、此所は其香華院なる善福寺の共同墓地なり、  
青山佩弦齋の四十七士傳に陽光院に葬るとあるは  
誤にして、陽光院とは三平の法號なり、墓は三個  
の臺石を重ねて其上に建て、正面には單に「菅野  
三平墓」とのみ刻し、裏に墓誌銘を刻す、文は南



湖堀正修の撰ぶ所にして、書は三平の平素景仰せし京都百拙和尚の筆に係る、元文五年庚申正月十四日、嗣子長好、孫重好の建つるところ、三平死して後三十九年目に當る

三平には妻もなく、子もなきに、長好の嗣子と云ふもの、定めて父の七郎左衛門其死を憐れみ、長好を嗣として其祀を存せしならん、爾來血統連綿として今の當主三次郎氏に至る

遺物としては大小二刀、三平の自作に係る蟾蜍賦並に詩稿あり、蟾蜍賦は表装して幅となしあり、三次郎氏之れを携へて柳川に赴く、其他は長持に收め、固く錠を卸して村内の親戚に預け置けり

(三〇) 萱野三平の蟾蜍賦

萱野三平義に死して、長好なるもの其跡目を相續す、其記録に

一 蟾蜍之賦

三平作

一 後蟾蜍之賦

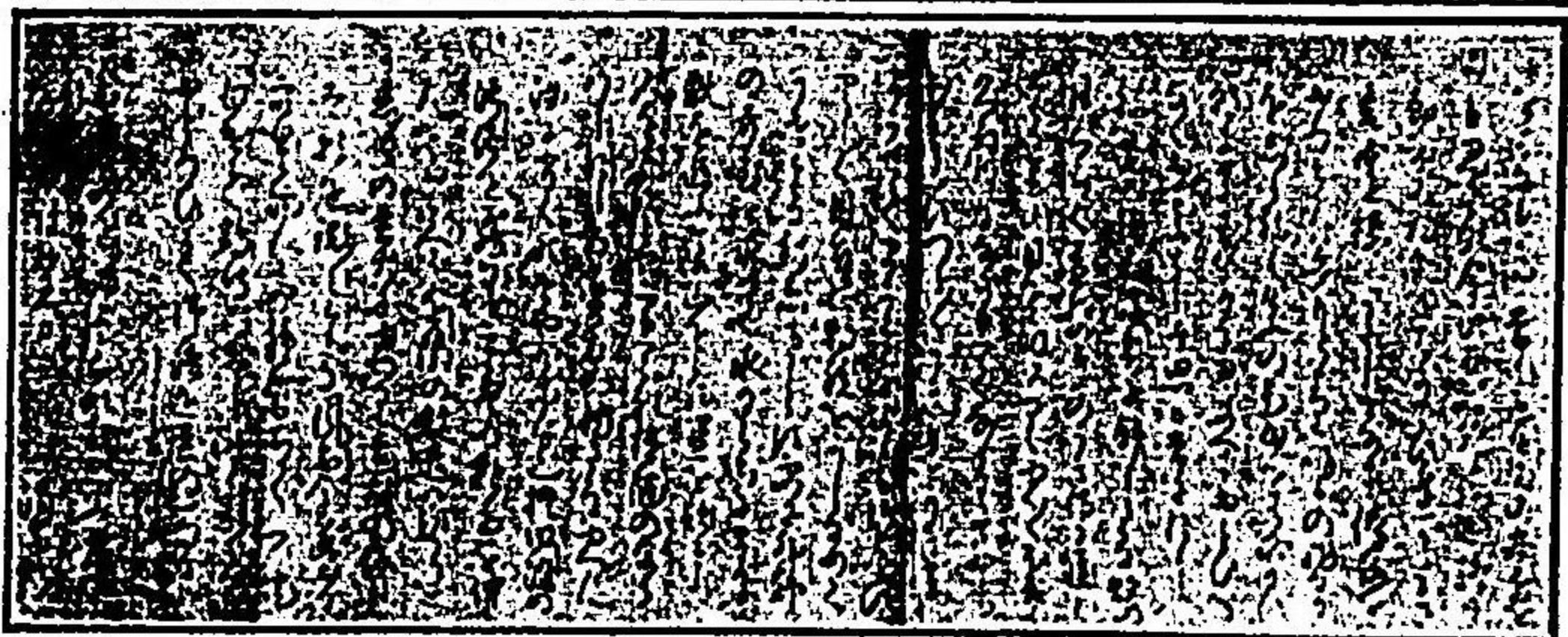
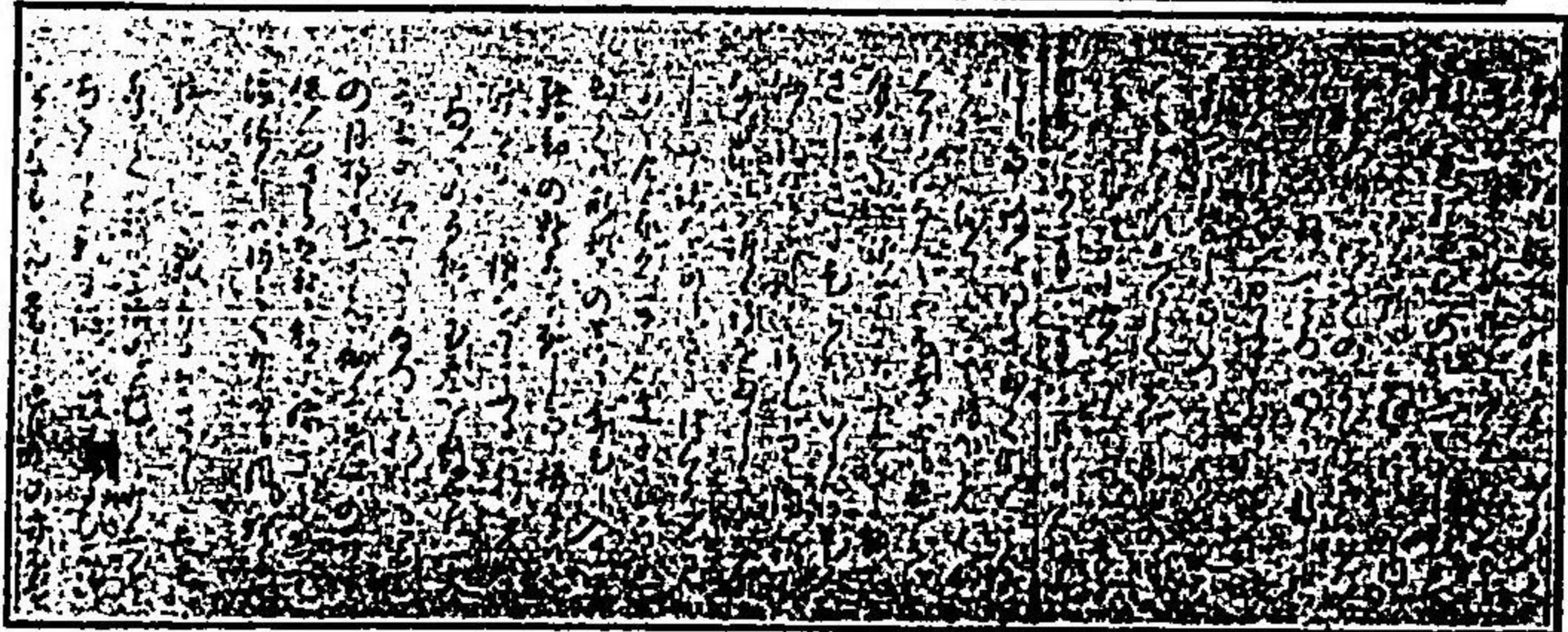
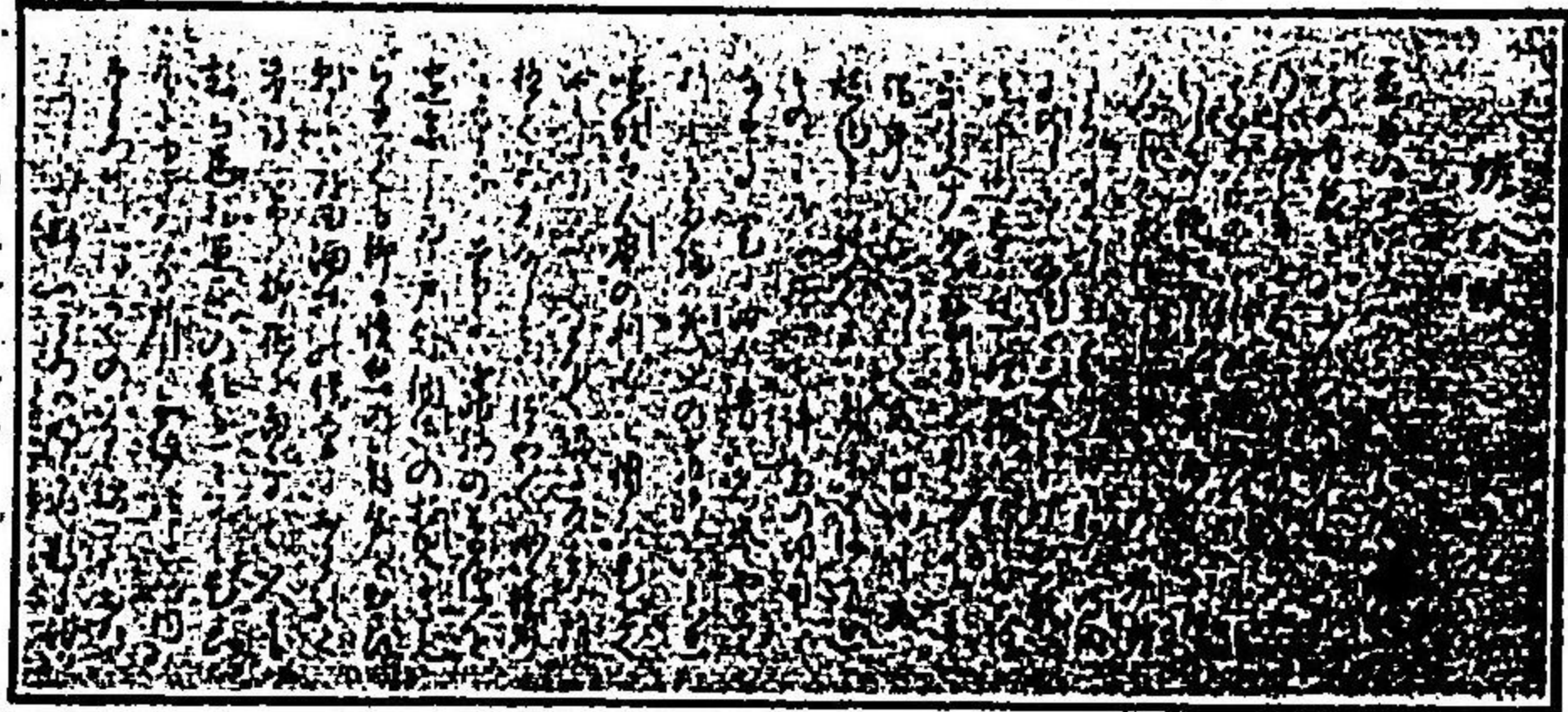
神崎與五郎作

右之通致三所持し事

とありて今も萱野家に傳はる、當主三次郎氏目下傳道師として筑後柳川町外城内村字本町に在り、就て之れを見るに、兩賦は一幅の掛物に仕立てありて、其長さ約五尺ばかり、展べて之れを見れば、平假名交りの草書にして、勇健なる筆蹟、髣髴として其人の風季を見るが如し、其全文左の如し

蟾蜍賦

孟夏の中比より、夕ななく、わが庭にあそぶ者あり、羅邊のおぼつかなきを出で、砌下の小ぐ



風蟾蟾平三野萱

らか自其てしに賦蟾蟾る係に作の平三野萱はるぐ獨に、こる係に蔵所の氏耶次三野萱るた裔後の平三るこさるす筆

らるをさよよふ、其形沓の如く、其いろ灰のごとし、進退はなはだ遅緩にして、俯仰ます／＼究屈なり、なかばはあやしく、半はおかしくして、終に蟾蜍の一種たることを知る、我聞、汝の眼を鳴鑼に比しては、凶徒をしりぞけ、悪魔を消し、術家に取立ては、霧を起し、雨を祈ると、又聞、汝を醫方に用ゆる事、必ず端



午の日を以して、或は日乾し、或は烘乾せられ  
て、其氣味をはかられ、其主治を揚られ、許多の  
功用をなす事、寔に汝今昔の名譽なりけり、折  
しも多蠅は器皿の汚汚をいとはれ、喧蚊は人膚  
の利啄を憎る、是近く汝にたとへて、遠く汝に反  
する所、極めて惡名ならずや、つやく汝が境界  
を量るに、暮には露路の草際を逍遙して、戶外  
納涼の遊兒にさへへられても、聊か憤怒の氣分  
を出さず、朝には庭面洒掃の僕童におはれて、  
幾度か箒の抑揚に當るといへども、敢て患難迷  
惑の顔色もなし、是其外にゆだねる所は無勢に  
して、内にたもつ所はつよく、のがる、便りは  
おろかにして、辨ふるころは明か也、靜かに  
汝が生をつなぐを思ふに、多くは濕下の叢中に

蟄して、いつこに食を求めとも知らず、しばらく  
平素周旋の時だも、僅に來往の小蟲をうかい  
つて、幸に目前をよぎれば、これを追事尺ばかり  
にして、彼を得る事至て微也、其食はなはだ  
細くして、其腹はとんどふくる、はなんぞや、  
不幸にも愁えず、貧乏にも泥ざるは、やすきに  
動いて、さかしきに走らすといはんか、是又汝  
が陰徳にして、さばかり陽報のなき所か、誰れ  
か行をおかしきにして、跡を正しきにつ  
くるや、見よく今我名關利達にさそはれ、出  
ては形勢の巷に奔走し、入ては騷動の雜客に對  
して、楫を取るには汗をながし、櫂をかまふに  
は肝を冷す、たまくの閑暇に玉卷を發けば、  
一文不通のくらきになづみ、折しも閑窓の月明

にむかへば、拙工運吟の苦敷に倦む、さらば聖  
教に疎きかと思へば、流俗にはささく、げにも  
風雅には野にして、戲道にはさかしく、長者に  
逢ては類に瘡を發し、少者に望んでは新に僻を  
設く、一たび故郷をはなれては、常に骨肉の安  
否をも思はず、今此恩澤を抱て、終に勳功の得  
失もはからず、逢がたき遺體を穢し、かたじけ  
なき俸祿をおろそかにす、もごより昨日の非な  
るを知らねば、今日の是成をも求めず、朝に學  
ばされば、夕に思ふべき思ひもなく、おもふま  
じき思、日常におもふ、ね覺の胸の浮雲に、斜  
々たる秋の月くらく、晝ねの夢のうき橋に、遅  
々なる春の日を渡す、ア、ゆく、不善の名取  
川にながれて、ながる、歳もおほへず、つらつ

らうき身をうき草にまかせて、まかするよしも  
ささらず、空しく固有の明鏡をうしなつて、う  
せたる行衛も知らず、更に外飾の奇寶を求めて、  
求むるみちにまよふ、獸を追ふては山をみす、  
盜を欲すれば人をみすとかや、これみな極陋の  
ならはしにて、賢友の輔さるゆへん、汝に背く  
のけやけき分也、猶陶染の汚俗を露はし、重疊  
の雜慮を伸べんとおもへば、近隣の蚊遣はひか  
りを點々の螢火にゆつり、遠樹の落月は影を微  
々たる風聲に送らる、衆星沈んで鐘響ちかく、  
一燈白けて鷄鳴しげし、時にしきりにおごろい  
て、歸路を螢の一句にしめしぬ  
ひきごのを踏まごはすなとふ螢

阜月望日

涓泉

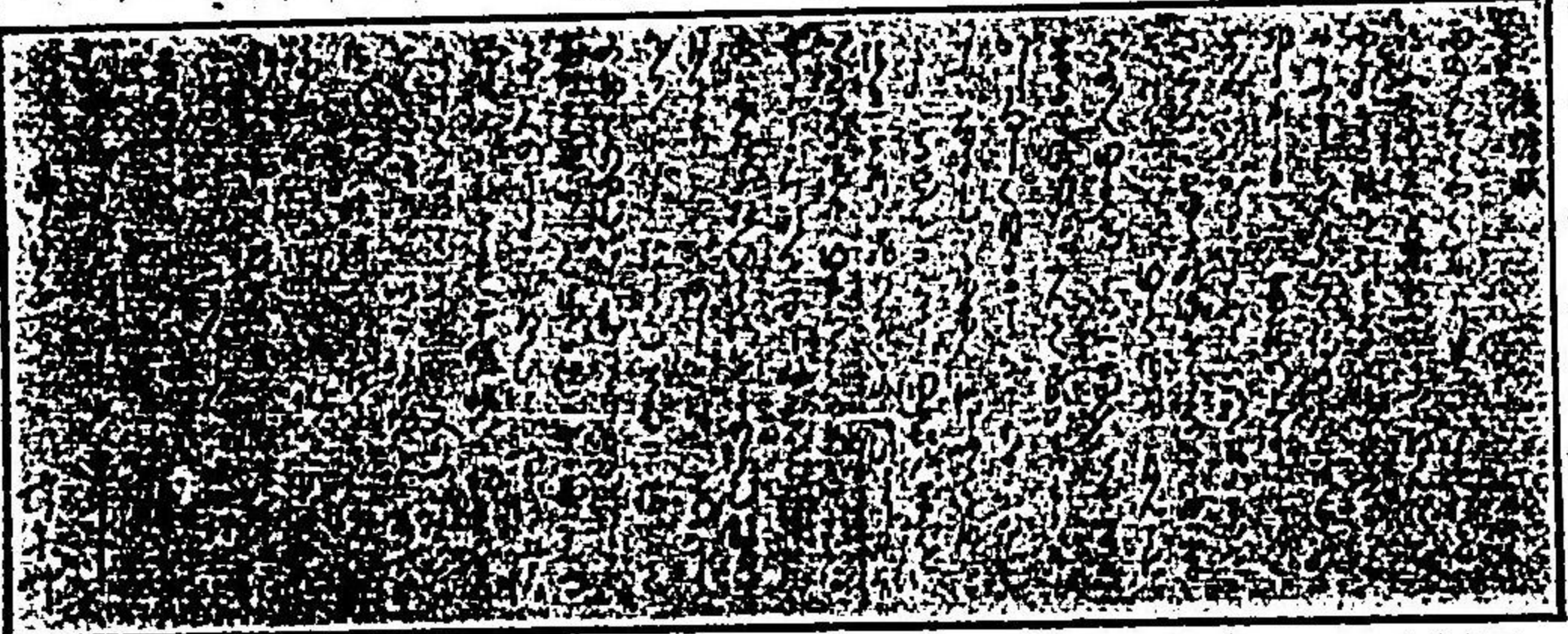
稿



縦横揮洒、筆に凝滯

なきところ、自から  
奔放の才氣を示す  
又神崎與五郎の之れ  
に和したる後蟪蛄賦  
は左の如し

雨の夕ははやく來  
たり、暑き夕はお  
そく訪ふもの、名  
を蟪蛄とよぶは、  
べん／＼とふくれ  
たる腹を引するぞ  
もて云ふなめり  
とおもふ、かたち



蟪蛄蟪蛄 後耶五與崎神  
と賦蟪蛄の平三係に筆の平三野蒼てしに賦蟪蛄後の耶五與崎神れこ  
るらせ蔵珍に家の氏耶次三野蒼てしと幅一に共

見にくく侍りしを、諸家の功に用られては、書  
籍の上にもまじはり、箭の根にかたざられては、  
邪氣の災をさくると泉子の賦せらるゝま、汝の  
輩は性を泥に得て、稍飛に及んで、おのゝ  
田に入て、春は苗代をやぶり、夏は早苗をふん  
で、民の害たり、耳にかしましく、目にきたな  
し、あまがるるといふは木に登り、木末を傳ふ  
て尿をたれ、高冠を見くだし、田裏の糞をなみ  
す、法逸無斬の罪あるもの也、ひとり汝はいか  
なる隠ぞ、得失をはなれて、晝は世事をさけ、  
形を安じ、好悪を慮りて、夜は閑庭に遊び、心  
をたのしむ、敢て月を弄するにもあらじを、目  
は空になし、ほろ／＼として敬してをいまり、  
揖して又動く、あゆむ時は静かなる牛のごとく、

飛ぶ時は速にして馬に似たり、勇においては人  
のうごまるゝ蛇といふものをおごるか、猫も  
かつおなごらす、于嗟蟪蛄の性たる、人をしてし  
かざるべけんや、又いふ、いかなる事をか啼く、  
唯コン／＼、いかなる物をか喰ふ、口廣く、  
聲に淫律なく、舌に多食なし、多味をひさばら  
ざれば、微を得ては足る、斜日に動て、曉風に  
静まり、危きをさけて、やすきに居るならん、  
知んぬ汝の性は善なることを

蟪蛄出られつさらば

即目即事 竹 平 草

簡にして要を得、一結最も妙味あり  
二者の優劣は兎に角、三平賦を作り、與五郎之れ  
に和するもの、與に珍とするに足るべし

萱野家の當主三次郎氏は尙ほ母氏の胎内に在ると  
き、嚴父七郎左衛門病んで歿し、兄一平年甫めて六  
歳にして後を承け、二十七歳にして歿せし爲め、三  
次郎氏家を継ぎたるにて、嚴父の早く歿せし爲め、  
先代よりの言傳へありしや否や更に判然せずと云  
ふ、又同家に傳ふる一帙の書冊あり、薄綴の寫本  
三卷より成る、上卷は林風谷の悼詩、中卷は伊藤  
東涯の三平傳、下卷は堀南湖の三平墓誌銘等に  
して、何れも既に世に傳ふるものゝみなりき

(三二) 水沼久太夫の事跡

吉田忠左衛門、近松勘六の二士が江戸下向の途中  
勢州津に立ち寄りて水沼久太夫に面會せしとは、  
寺坂吉右衛門の筆記にも見え、赤城義臣傳にも掲



げらるれど、兩者の關係並に所用共に明瞭を缺けり、因りて聊か其梗概を記すべし  
水沼家は初代の久太夫通幸以來、代々久太夫を通稱とせしものにて、義士と因縁ありしは二代目の久太夫通治なり

初代の久太夫通幸は伊豫水沼城主宇都宮治部大輔の子なり、幼より勇氣あり、十二歳の時、父に従うて郊外に出でしに、會々寇賊不意に來り襲ふ、久太夫刀を揮うて三賊を斬り、且つ首魁を捕ふ、文祿三年、父征韓の役に従うて陣亡せしより、母と與に筑後の久留米に移り、終に毛利侍從秀包に仕ふ、前後從軍すると十八回、皆戰功あり、秀包亡びて、長州府中城主毛利甲斐守秀元に仕へ、後ち故ありて去つて備前の岡山に住す、寛永五年、

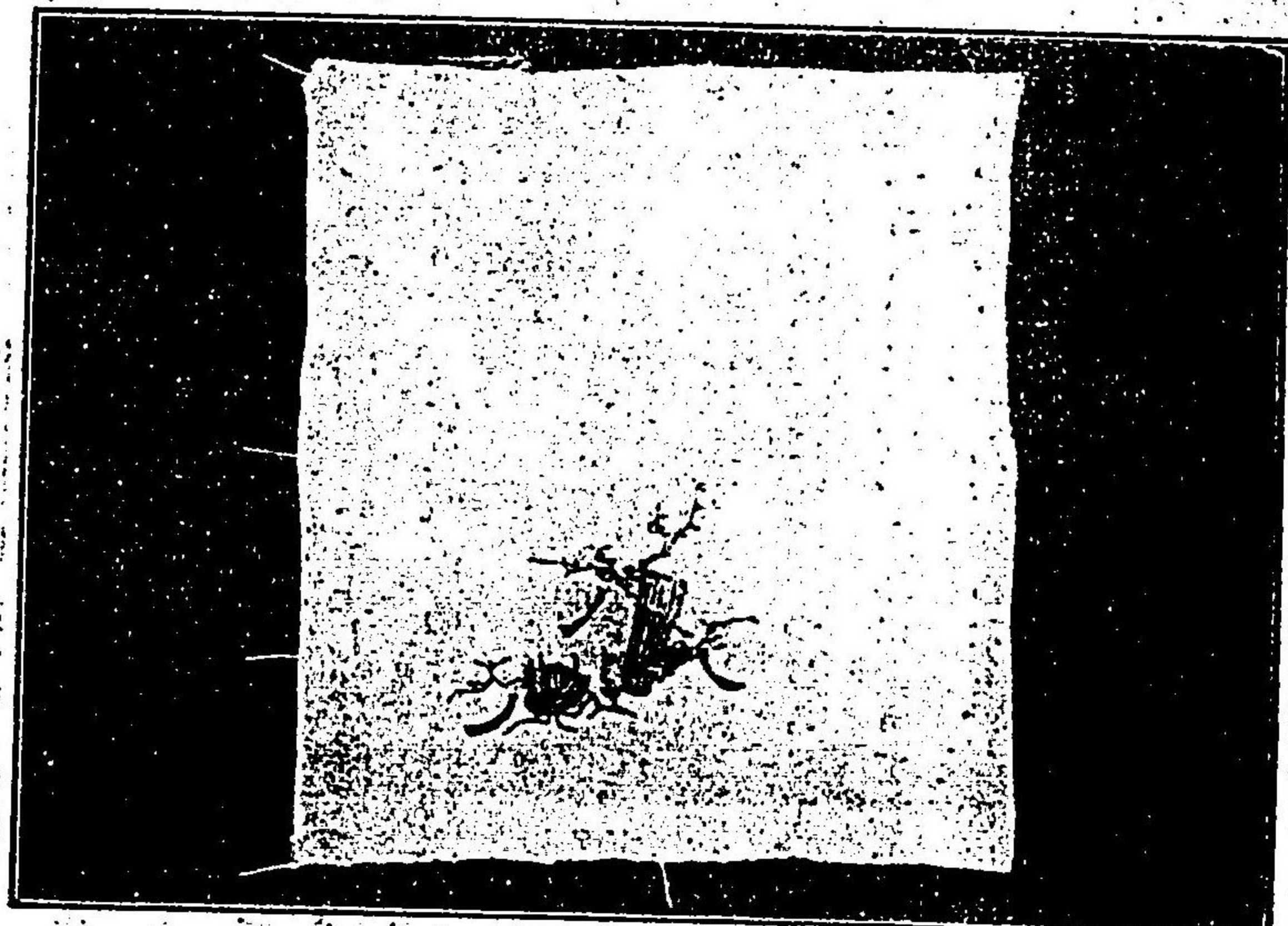
伊勢津城主藤堂和泉守高次に仕へ、五百石を食ひ、三子あり、長を小兵衛と曰ひ、次を伊左衛門と曰ひ、季を市之丞と曰ふ、小兵衛備後福山城主水野美作守勝俊の家臣東清兵衛の家を繼ぐ、伊左衛門江戸勤番中、承應三年九月、平田喜助と口論に及びて自殺す、久太夫之れに由りて仕を辭し、同國河藝郡白子に移り住し、明暦元年十月、病んで歿す、年八十

市之丞伊勢を去て讃州九龜に住す、時に兄小兵衛の子一郎兵衛播州赤穂に在り、市之丞尋ね行きて一郎兵衛の宅に寓し、山鹿甚五左衛門に就て兵學を修め、終に其蘊奥を究む  
麾下の士大島出羽守は甚五左衛門の高弟にして、市之丞と親み善し、天和元年十月、市之丞其口添

に依りて藤堂家へ歸參を許され、十人扶持を給ひ、尋で百俵を給ふ、元祿元年八月、更に祿三百石を給はり、且つ君命に依りて父の名を繼ぐ、之れを二代目の久太夫通治となす

久太夫通治赤穂に在ると數年、藩士の就て鉤槍を學び、及び交際を結べるもの少からず、大石内藏助は久太夫の甥東一郎兵衛の門弟なれば、久太夫亦た之れと相識る、吉田、近松の二士の久太夫に面會せしは、全く内藏助の旨を承けて、討入の謀略を相談せんが爲めなりしと云ふ、水沼家譜を見るに

内海流鉤槍免許にて、播州赤穂の藩士に槍術傳授の誓詞有之、内海家にも其事書傳有之由、義士の内釣槍多し



物遺の衛兵安部堀  
煎賣の榎栗勝るたり送て宛へ方夫太久沼水り母の衛兵安部堀はれこ  
す藏に家同は倫も今りな拭手汗の麻しみ包を豆大



大石良雄は通治甥東一郎兵衛門弟なり（良雄俗稱内藏助、始め源五右衛門と稱す、兵學相傳の誓詞今家に藏す）義士東行の節、吉田忠左衛門訪ひ來りしこと義人傳に出たり、北町旅亭にて密談に及び、壁に耳ありとて、復讐の事、筆談に問答せしより、其書家に傳へしが、イツの比か紛失す、可憐、寺坂吉右衛門も忠左衛門伴ひ來り、面會せしよし云傳ふ

とあり、以て其間の消息を窺知すべし  
水沼家の言傳へに依れば、久太夫を訪問せしは唯吉田、近松の二士のみならず、義士の東行又は西上の途次、伊勢の大廟に參拜せるものは、大抵津に立ち寄りて久太夫を訪問せしものにて、堀部安兵衛の元祿十五年六月、伊勢參拜と號して西下せ

し時にも、亦た久太夫を訪問せり、當時安兵衛の母より勝栗、榎の實、煎大豆十粒ばかり新らしき麻の汗手拭に包みたるを、安兵衛に渡し玉へとて送り來りしも、安兵衛の既に西上したる跡なれば、其儘同家へ留め置きたるが、麻の汗手拭のみは今も尙ほ同家に存す  
久太夫の妻女は却々氣概ありし婦人にて、義士の其家に訪ひ來る時には必ず、鯨の田樂を出たすを例とせり、是れは此城に味噌をつけるとて、武士の忌み嫌へるものなれば、之れに由りて其の義氣を有するや否やを檢せんが爲めなり、然るに義士は何れも之れに箸を下さざれば、扱ては心得ある人なり、必定復讐の志あらんと察し、頻りに其心術を問ひ試みれども、何れも久太夫にこそ筆談

を以て打明けもし、相談もすれ、妻女に對しては深く包みて實を告げざれば、妻女は扱て不忠不義の人々かな、武士の風上にも置きがたしとて來る時の款待に引換へ、歸る時には逐ひ拂ふ如くに送り出し、鹽花をさへ振撒きし程なりと云ふ  
元祿十六年三月、久太夫山鹿將監高恒の門弟三野彌五太夫（備後三次の人）を養うて嗣とし、寶永二年、致仕せしが、其翌三年十月二十五日、病んで歿したり

三代目の久太夫通度以來、代々兵學に達するものを以て養子とし、永く藤堂家の軍師たり、當主鐵次郎氏も其初めは矢張り久太夫と稱せしと云ふ

(三三) 義士の母自害せず

諸書に散見する所に依れば、義士の母の自害し其子を勵ませりと云ふもの、左の七人あり

- 一、 武林唯七の母
- 二、 神崎與五郎の母
- 三、 富森助右衛門の母
- 四、 間十次郎の母
- 五、 杉野十平次の母
- 六、 近松勘六の母
- 七、 原惣右衛門の母

此七人の母は事實盡く自害せしかと云ふに、決して然らず、然らば孰れと孰れとが自害したるかと云ふに、遺憾ながら全く一人も自害したるものなしと答ふるの外あらず、今其證據を示すべし

(一) 武林唯七の母は主君内匠頭の切腹せられし當



夜、一つには主君に殉じ、一つには我子を勵まさ  
ん爲めに自害せりとて赤穂記や、誠忠武鑑などに  
は思ひ／＼の書置まで載せあり  
左れども唯七の死を賜ふ時までは、父も母も皆現  
存せしなり、其親類書を見るに

一父 淺野内匠頭家來、  
播州赤穂に罷在り

一母 渡邊平右衛門  
北川久兵衛娘

とありて、父の赤穂に居りしとは言ふまでもなく  
母も亦た父と與に在りしとは、其下に死去せしと  
の斷はりなきにて明白なり、一體此親類書は義士  
の四家へ御預中、公命に依りて銘々に書出したる  
ものなれば、其確實なると言ふまでもあらず、番  
に是れのみならず、唯七の辭世の詩にも、其轉句

双親臥病故郷在  
とあれば、兩親とも病氣は病氣なれども、俱に故  
郷の赤穂に在りしや疑ひなし  
(二)神崎與五郎の母は上方に居りしが、與五郎の  
少し進みがたき氣さしあるを見て、我れ故に心引  
かれて、少したゆむ心見え侍り、さる故に我れは  
死侍る、心が／＼りなく本意を達すべしと書置して  
自害せりと窓のすさびに記す、此母なくば好漢與  
五郎も既の事に不義者の仲間に入る所なりしが如  
し  
左れども與五郎が死に就く時までは、父もあり、母  
もありしなり、其親類書に

一父 桑美作守棟に相勤み只今派人に  
作州勝田郡黒土村に罷在り 神崎半右衛門

一母 父一所に罷在り 下山六郎兵衛娘

とありて、父母俱に現存せると、復た争ふべき餘  
地だもなし、此上は言ふにも及ばざれども、與五  
郎が其討入前、實弟藤九郎に贈りたる書翰の中に  
我等早世は不孝の様に可被存得共、武家  
の上には尤忠義専之由在之得ば、御双親  
様御得心被遊い様に御諫可給い、爲其之貴殿  
にてい

とあるにて、與五郎の母の自害せるものにあらず  
ると益々明けし

(三)富森助右衛門の母は神田筋遠邊の醫師山口治  
齋方に在りしが、我子を勵まさん爲めに自害せし  
とて、簡單ながらも一通の書置まであり  
去りながら助右衛門の母は討入の際まで助右衛門

と同居し、自分の小袖を與へ、力米を與へるなど、  
夫れど世話を焼きたるのみか、助右衛門の御預  
けとなりし細川家の物頭堀内傳右衛門の尋ね行き  
し時などは「私の女心にさへ内匠頭殿の切腹、上  
野介殿は其儘被差置いと承り、片手打の御仕  
置不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>是非一事と存い」と述べて、傳右衛門を驚  
かしたる程の女丈夫なり、死して勵ますまでもな  
く、生きて勵ませるの力偉大なりしなるべし

助右衛門が最後に臨んで親族數久兵衛、菅治左衛  
門等へ贈りたる書翰には

相果以後、老母并弟、妻子之義、何分にも可  
然様に皆様へ奉願い

とあり、又親類書にも  
一母 江戸に罷在り



とありて、助右衛門の母の生存せることは、事々しく辯ずるまでもなきとなり、大石物語に助右衛門の母が其子を勵ませしとの見ゆれば、それ等より思ひ付きての遺言なるべし

(四)間十次郎の母の事は際立ちて記せるにはあらぬも、淺吉一亂記の上野介の首を討つの際に「内藏助重次郎に向ひ、此首は某討處にあらず、以前貴殿御母堂の自害の節、上野介首討て見せよと云はれしと聞及ぶ云々」と記して、十次郎の母も自害して我子を勵ませることを示せり  
然るに十次郎の父間喜兵衛の親類書には

一妻 播州赤穂城下に罷在り  
とあり、又十次郎の親類書には

一母 播州赤穂に遊置申し 妻

とあり、又弟新六の親類書には

一母 家女房、播州赤穂に罷在り  
とありて、妻妾何れも赤穂に居りしことを知るべく、随つて十次郎の母の自害せしと云ふ事實のあるべき謂れなし

畢竟十次郎は上野介に一番槍を付け、武林唯七は上野介に一刀を浴びせたるより、ナレも、コレも、母の激勵の力に依るものとして作り出だせる説なるべし

(五)杉野十平次の母の事は後録録感説などに掲ぐる所にして、十平次は二藩に親類もなく、一人だちてありければ、内藏助も殊の外にはれを掛け、内藏助と與に江戸に下向せんとする時、内藏助老母の心易からんやうにして、跡より下向せよとて

金子二十兩を與へたり、十平次深く喜び、歸りて此事を告げしに、母は十平次を勵まし、尙ほ其の夜書置を残して自害せしとて、其書置まであり然るに此十平次は十歳の時、父にこそ分れたれ、二人の兄と、二人の伯父と、十餘人の従兄弟ありて、親類中々多く、決して斃々たる一人ばつちの身の上にあらず、財産はと云へば、萩原一黨と言はれし名高き金満家の一類にして、在金及び諸道具賣拂代金を合せて千餘兩ありしを、盡く投じ盡して、同志の窮困を救ひしと云ふ程の事なり、尤も在金の存外早く拂底せし所を見れば、千餘兩ありしと云ふは少々誇大なるべけれど、何れ百兩や二百兩はありしならんに、内藏助より二十金を惠まる、謂はれあるべからず、それに十平次の親類

書には

一母 二十八年以前死去仕り

萩原新左衛門娘

とありて、十平次を産むと間もなく、産後の肥立あしきか何かにて死去せしものらしく、随つて母が自害して我子を勵ませると云ふとは、全然虚説なり

(六)近松勘六の母の自害せしとは赤穂鐘秀記にも掲げられ、特に室鳩巢の赤穂義人録にさへ特筆されし所にして、其大要は、勘六の義舉の前一夕、本所の宮崎理齋方に預け置きし母の許を訪うて、復讐の大事を漏らし、且つ奉養の務を全うする能はざることを悲みたれば、母は痛く勘六を勵まして一室に立ち入り、書置を残して自害せしとなせるなり



左れども是れには大分疑心を懐くものありて、多くは原惣右衛門の母の誤なるべしと言へり如何にも勘六の母を自害せしと云ふは誤なり、勘六の親類書には

一母 四村傳頼、三十年以前病死仕

一繼母 松平淡路守權御内仁尾清右衛門、阿州徳島に罷在

とあり、尙ほ勘六の實弟奥田貞右衛門の親類書にも

一母 仁尾官左衛門方に罷在 仁尾清右衛門娘

とありて、勘六の實母は勘六五歳の時に死去せしより、勘六の父小右衛門は更に阿波徳島城主蜂須賀淡路守綱矩の家來仁尾清右衛門の娘を後妻に娶り、其腹に出来たるが奥田貞右衛門、谷中長福寺の僧文良及び仁尾官左衛門の妻の三人なり、國難

の作りて後ち、此繼母は徳島へ赴きて、甥なり、婿

なりの仁尾官左衛門方に厄介となり居れるなり、左れば勘六の繼母は生存し、生母は病死せしにて、二者共に自害せしと云ふ事實あるとなし

(七)原惣右衛門の母の自害せしとは、明良洪範、

江赤見聞録に載せらるゝのみならず、原惣右衛門母義信録なるものもあり、又青山佩弦齋の四十七

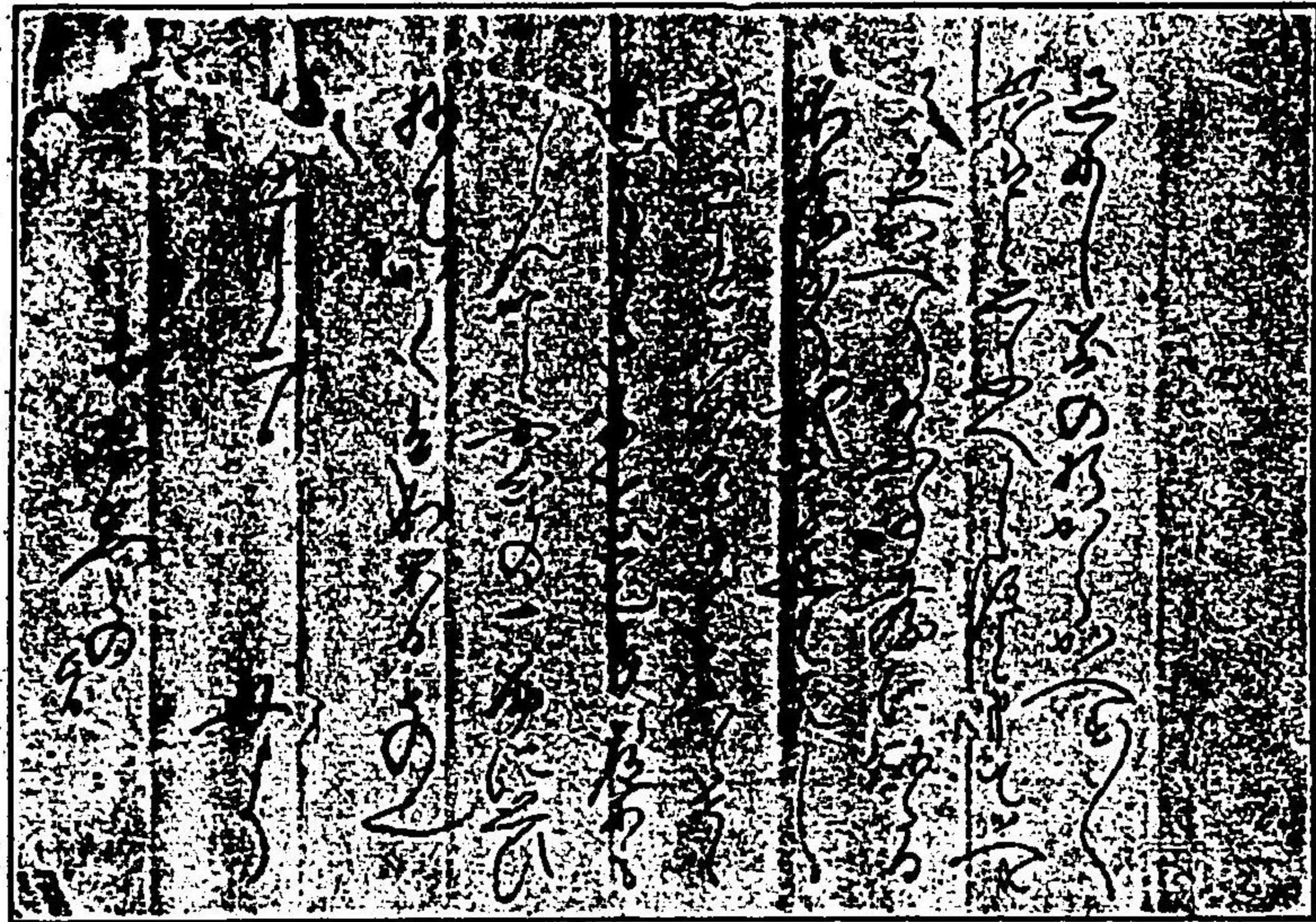
士傳にも「未だ孰れか是なるを知らず」と断はり

ながら、勘六の母の方を探らずして、此惣右衛門の母の方を探り居れり其大意は、惣右衛門七月の末、京都へ出で、内蔵助と申合せて兎も角も事を遂ぐべしと思ひ、何となく母へ暇を乞ひしに、母は其意を悟りて吳々も戒め諭せしより、惣右衛門も終に大事を打明けて

京都へ出發せり、然るに内蔵助散々に煩ひ、其快氣を待つて東行するとなりたれば、其間に今一度母に逢はんと思ひて、故郷播州に歸り來りしに、母は我身の爲めに我子の義氣の鈍るを慮れ、其夜書置を残して自害せりと云ふに在りて、書置に十一月六日とあるを見れば、惣右衛門の母は十一月六日の夜に自害せりとするものなるべし、惣右衛門の母果して十一月六日に死したるべきか惣右衛門は開城後も引續き赤穂に在りしが、内蔵助の命に依り、備後三次城主淺野土佐守長澄の歸國の途中を要して何事か訴ふる所あらん爲め、五月十二日、赤穂出發、大阪に赴き、六月三日を以て歸國せしが、此月十六日付にて中川助左衛門に贈りたる書翰の中に

此頃上方へ用事有之、罷越ひ之處、伏見、大阪之内住居可ニ罷成一體にてい故、近々大阪まで可ニ罷登と存ひ、尤喜六義も召連可申と存ひとありて、此時には既に家族は勿論、母の生家を嗣げる實弟和田喜六までも引連れて大阪へ移ることに決定し居たるなり、而して内蔵助と前後して赤穂を發足したるべければ、何れ六月下旬か、七月初旬には大阪へ引移りたるとなるべく、母も多分一所に移りたらんと察せらる又内蔵助の七月十三日付にて、高田軍兵衛、堀部安兵衛、奥田孫太夫の三士へ贈りたる書狀の中に委細惣右衛門罷下儀節可御意一ひとあれば、江戸の諸士鎮撫の爲めに惣右衛門を差下さすとは、七月十日以前に既に決定し居たるとな





原惣右衛門の母の遺書  
此所に掲ぐるは原惣右衛門の母の自害の事と動をさるるに  
時書の置るは播州人某の蔵所に蔵するに

るべし、而して惣右衛門の潮田又之丞、中村勘助の二士と共に江戸へ下向せしは九月下旬なれば、其間京都へ出でしともあり、又大阪へ歸りしともあるべし  
左れば惣右衛門の母にして若し自害せしとならば此七月から九月下旬までの間ならざるべからず、然るに十一月六日なりとするは、一體何から割出したる勘定なるにや  
十四年には前にも言ふ如く惣右衛門は九月下旬江戸へ下向せし、百日足らずも滞在し、十二月廿五日、江戸を發足せしにて、翌年正月九日、京都到着、十七日、大阪へ歸り來りしものなれば、十一月六日には正しく江戸に在りしにて、赤穂は勿論大阪へも歸り來らん筈はあらず

然らば十五年の十一月六日なるかと云ふに、此時は愈々大事を決定せん爲め、惣右衛門は十月十七日を以て江戸に到着し、内藏助も亦た十月廿六日を以て平間村へ到着し居る程にて、十一月六日は又正しく江戸に在り、是又赤穂は勿論大阪へも歸り來らん筈はあらず  
事實此の如くなれば、惣右衛門の母は十四年にも、十五年にも、十一月六日を以て自害せしと云ふ理窟あるべからず  
然るに江赤見聞録や、義信録に記せる惣右衛門の母の書置には十一月六日と署せるのみならず、惣右衛門の母の自筆なりとして或る播州人の家に傳ふる遺書にまで、明かに十一月六日と署せるは、不可思議千萬と謂ふの外なし

左らば惣右衛門の母は生存し居りしかと云ふに、敢て然らず、十六年正月に差出せる惣右衛門の親類書を見るに  
一母 去年八月病死 和田帯刀娘  
とありて、明かに元祿十五年八月に病死せし旨を記せり、其死去の日の十一月六日にもあらず、又死去の原因の自害にもあらざるを明白なり  
誠忠武鑑には自害の日を十五年の初秋とすれば、時日だけは稍々之に近きも、去りて俗書の記事は此確實の記録を動かすの力あるべくもあらず  
或は親類書は公邊を憚りて、自害とは認めざりしものせせんか、それならば當り障りなきやう死去でも記すべし、何も病死と断はるにも及ばぬ話なり、況してや家督相続の場合など、違ひ、此



場合自害を自害と書するに、何も憚かるべき謂はれなきをや

想ふに惣右衛門は此年五十五歳なれば、其母は七十四五歳にもなりしなるべく、何れ老病なごにて死去せしものならん、而して當時は圓山會議に於て愈々大事を執行するに確定せし後なれば、最硬派の領袖たる惣右衛門の満足此上もあるまじく、心中の喜び包むとすれど、自から顔にも現はれしならん、左れば母も頼にそれと覺りて、臨終の際にも

頼て本望を遂げ玉へ、草葉の蔭にて吉左右を待ちしぞ  
なご呉れくも言ひ置きたるものなるべく、扱てこそ惣右衛門の

かねてより君と母とに知らせんと  
人より急ぐ死出の山みち

と云へる辭世とはなりたるなれ、左れば旭巢も直清元辰の此歌を讀んで、元辰の母猶存し、赤穂の難に及んで、曾て其子に勸むるに義を以てせしを知る、而して此時已に亡ぶ、故に元辰臨終の歌に爾云ひしのみ、然らずんば何ぞ父を捨て、獨り母に及ばんや  
と評するに止まり、其母を自害せしものは夢にも思ひ居らず

子を視ると親に若かすとすれば、最硬派の領袖として信望ありしのみならず、内藏助は寧ろ其鋭進の氣を抑へんくも苦心せし程の惣右衛門に對し其母たるもの争かて自害してまで其義氣を勵ま

んどの必要を感すへきや、畢竟前掲の辭世より思ひ付きての造説なるべし  
斯く詮じ來れば惣右衛門の母も亦た自害せしにあらざるを知るべく、七人が七人とも當時の現存者か、然らざれば病死者たりしと明瞭なり  
義士傳中の花とも見るべき折角の美談を打消すは其だ遺憾なれども、併し他の一面より考ふれば、其母たるものが自害してまで勵まざることも、其子皆翁然として義に就くと、宛がら水の低きに就くが如くなりしこの事實は、畢竟母たる人の平素の庭訓宜しきを得たるの結果として誇るに足るべく、其價値たる、己れ自害して進まぬ我子の心を勵ませりと云ふに愈ると萬々ならずや

(三三三) 香林院の書翰

大石内藏助の妻香林院は正徳三年十月、其三男大三郎の藝州廣島城主淺野安藝守吉長に召抱へられたる時、長女あり子と與に大三郎に附きて廣島へ移りたるが、其一族大石庄司と云ふに贈りたる書面を見るに、當時の取扱方大方は知り得べし、其全文左の如し  
一筆申上り、時分柄ひへく敷御座ひへも、そのもと、そもじ様、御取々様方、御息災にひ哉、うけたまはり度存り、さては代三郎事、いよく跡月廿三日、豊岡發足致、おるり、わたくし引越、雨にも相不申、無事に今月朔日、爰もとへつき申し、豊岡まで武林勘介ごのはじめ小頭兩人、御足輕小人二十三人、迎に被下、萬事御念頃成ゆへ、道中ちう宿く茂、



香林院の書翰  
大石代三郎母  
大石代三郎母  
大石代三郎母

香林院の書翰  
大石代三郎母  
大石代三郎母  
大石代三郎母

香林院の書翰  
大石代三郎母  
大石代三郎母  
大石代三郎母

本陣やご被下、ゆるくと致、仰付られよ  
ゆへ、大事くと申され、すへくのものまで  
も念を入申し、百人に餘りし人数御座しへとも  
何のこいこふり御座なく、まへかた孫六どの  
仰付られ、やしきも千石取の入れし屋敷を被  
下、落付の御料理まで仰付られ、田村瀬兵衛と  
の町宿御申附、四日、りよ宿被下、御料理迄御  
ふるまひ、其後御使者にて御地服二、下しおか  
れ、七日明がた、發足致され、御首尾宜敷ゆへ、  
御使者も御念被入いと存し、六日、孫六どのを  
御城を召され、御年寄中御申渡、今度代三郎、  
甲斐守様御しよもふにて、御よび取被成、いま  
たようしやうにひ間、かいほういたしゆよふに  
この御意にて、新地千五百石下しおかれ、さつ

そく本地に仰付られ、がいぶんもよろしく、有  
難存、數年そもじ様、大方ならぬ御心盡  
し、御せいらきとありがたく、あかりへ出し事  
とよろこび、はやくそもじ様へきけ参せたく、  
まづ爰もとの首尾一ふで申し、殊の外さ  
こみ、九日に御目見へ仰付られ、朝五つ時、  
登城致しはづに御さし、さてくとりこみ、お  
い、吉そう、御禮申上たく、めで度し  
大石代三郎母  
大石しやうち様  
鳩巢逸話に依れば、淺野家の使番佐々三郎右衛門  
姫路まで行きて大三郎を受取りたるやうに見ゆれ  
ど、此書面に依れば、武林勘介と云ふもの小頭以  
下二十五人を連れて、豊岡まで迎へに行きたると

明かなり、尤も此書状にも總勢百人に餘るとあれ  
ば、三郎右衛門の姫路まで迎へに行きたることも事  
實なるべし  
書中にある孫六とは小山孫六にして、内藏助の伯  
父なれば、大三郎には大伯父なり、淺野家に仕へ  
て先手物頭を勤め居たれば、此人藩命に依りて萬  
事世話をなしたるもの見ゆ  
田村瀬兵衛とは豊岡城主京極甲斐守高住の家臣に  
て、大三郎親子に附添うて廣島まで赴きたるもの  
なるべし、旅宿は給せられ、料理は贈られ、特に  
使者を以て時服二枚まで賜はるなど、上々の首尾  
にて歸國せしもの、如し

(三四) 大石内藏助の後裔







山の麓栗木林に葬ひる、法名を歡養院自覺淨圓居士と曰ふ、傳次郎の子淵惣右衛門叔父八十右衛門の嗣となり、其子淵惣右衛門より今の大三郎良勝氏に至りしにて、明治三年正月元日を以て本姓大石に復す、今岡山市東中山下黒住教會所の構内に住す、又傳六の二女の嫁せる木津家は七左衛門より友左衛門に至り、これも傳次郎の女を娶る、其子淵一郎より七造を経て今の七太郎氏に至りしにて、岡山市富田町に住すと云ふ

右の如く吉千代が事實身代りを設くるに及んで、寺を脱け出でたりしものとすれば、十九歳にて死せしと云ふは身代りの祖連なるべく、随つて吉千代に子孫のあると云ふと固より怪しむには足らず左れども淺野大學の蕪州引取りの儀を免せられた

るは寶永六年八月二十一日にして、五百石を以て公儀に召出されしは其翌七年九月十六日なれば、恰かも吉千代二十歳の時に當るなり、然るに後年池田老侯の召命を辭するに、主家未だ再興を見ずとの旨を以てせしと云ふは事實に合せず、兎も角も尙ほ研究の餘地多きに似たり

(三五) 不破數右衛門の子孫

不破數右衛門の後裔と云ふもの尾州名古屋藩に仕へ居りしと云ふ、數右衛門の二子大五郎は其伯母婿たる丹波篠山城主松平紀伊守信庸の家臣太田半兵衛の許に在りしが、大阪に出で、僧となり、後ち下總古河の永昌寺に住みしも、終に何れへか失踪せしと云へば、多分還俗して自分なり、其子な

丈けに中々利かぬ氣の人物なりしと見ゆ

(三六) 赤埴源藏の實妹

赤埴源藏に一人の妹あり、阿部對馬守の家來田村縫右衛門の妻となり、長吉と云ふ一男兒を擧げ居たるとは、其親類書にも見ゆ、此對馬守と云ふは當時下野國宇都宮城主にして、後ち寶永七年、備後國福山に移封せられし備中守正邦と申せし人なり、復讐の當時、田村縫右衛門は江戸詰なりしが、十二月十二日、源藏突然大雪を冒して訪ね來り、其妹に逢ひて、我れ近日遠方へ旅行すべければ、脚半、甲掛を拵へ玉はれと云ふ、源藏の妹ともあるものが、何條兄の心術を看破せざるべき、忽ちソレを察して、易き程の御事なり、必らず拵

りが名古屋藩へ仕へたるものなるべし 此不破家は鍛冶町に住し、代々數右衛門を名乗りしものらしく、源高は百石にした、新番とて君侯の大井川など渡らるゝ時、裸男の肩に乗りて其駕籠を擔ぐ役柄なり、文久年間の當主數右衛門、其二人の子を東撞木町の本多某と云ふ手習師匠の許へ通はせ居りしが、數右衛門兎角に其子の進級遲きを怒り、自から本多方に押し掛けて談判に及び、果ては口論となりしに、短慮の數右衛門、忽ち憤然として起ち上り、イキナリ某を斬り殺したれば、某の長男大に憤り、下男と共に數右衛門の二子を斬つて捨て、更に數右衛門と渡り合つて、難なく之れを仕留めたれば、不破家は爲めに斷絶に及びたりと云ふ、數右衛門正種の血統を引ききたる



へ参らせんと快よく諾し、深夜家人の寝静まれる暇を窺ひ、密かに脚半、甲掛を作りて兄の許へ送るたるが、後一兩日を経て復讐の快舉あり、源藏は此脚半、甲掛を着けて花々しく奮闘せしなるべし、此縫右衛門は備中守に從ひて福山に移り、其子孫今に尙ほ存す

源藏の縫右衛門方を訪ひたる當時、縫右衛門の父は源藏の美服を着て來りし事の痛く癢に障はり、面と向つて大に恥かしめしが、問もなく復讐の義舉ありしあり、早く其れと知りなば、少しは馳走もし、氣の引き立て方もありしならんにと、嫁と與に日夜悲嘆に掻き暮れしとの事なり、左れども前記の事實より推せば、源藏の妹のみは内々兄の心事を覺り居たるに相違なし

源藏は下戸にて平生酒を嗜まず、縫右衛門方へ訪ね來るも、例も酒は断はりて飲まざりしが、右暇乞に來りし時のみ今日は少し喫へ申すと銘々に杯を献したれば、縫右衛門も少しく變に思ひし程なり、此の如き始末なれば源藏は決して俗説に傳ふる如き飲んだくれにはあらず

(三七) 間喜兵衛の季女

間喜兵衛に二女あり、長女は時の老中秋元但馬守喬朝の家臣中堂又助の妻となりて、一男あり、季女は義士復讐の翌年、即ち元祿十六年、永井伊賀守尙敬の家臣福田宗四郎正直と云ふに嫁して、一男二女を擧ぐ

此永井伊賀守は下野烏山城主なりしが、元祿十

五年九月朔日、淺野内匠頭の後を承けて赤穂城主となる、福田宗四郎は此年九月十八日、武術を以て伊賀守に抱へられ、五十俵三人扶持を給せられ、直に伊賀守に隨うて赤穂に移る

時に間喜兵衛の季女は母と與に赤穂城下に在りしが、勸むる人ありて宗四郎の許に嫁せしなり、時に宗四郎年二十四、間氏年十六

當時此間氏は義士の娘、義士の妹として、其評判噴々たりしなるべく、諸方より縁談を申込むものも多かりしならんに、終に似合ひの縁として宗四郎に嫁したるを見れば、宗四郎も亦た若年ながらも天晴の人物なりしなるべし

伊賀守赤穂に在ると足掛け五年、寶永三年正月二十八日に至り、信州飯山に移され、同八年二月

十一日、更に武州岩槻に轉じ、寶曆六年五月二十一日、又更に濃州加納に移る

宗四郎亦た其都度伊賀守に隨うて各地に移り、其子孫尙ほ加納の町に住す

宗四郎君家に仕へて忠勤を抽んずると數十年、寶曆十二年七月十一日、享年八十四歳にして歿す、

加納町日蓮宗妙泉寺に葬むる

宗四郎逝きて後三年、明和元年七月二十九日、其妻間氏亦た歿す、享年七十七、遺命に由りて加納町曹洞宗久運寺に葬むる

宗四郎六世の孫を正義氏と曰ふ、今岐阜市柳町に住す、久しく岐阜縣屬として職務に執掌せしが、

明治四十三年十月、其職を辭し、武徳會主事として會務の擴張に力を盡す、福田氏世々武術を以



て名あり、正義氏及び其三子正之、義之、饒彦亦皆武道に秀づと云ふ、義士の末裔たるに耻ぢずと謂ふべし

福田家に短冊一枚あり、喜兵衛の討入の夜、槍印につけたるものにして、表には

都鳥いさごころはん武士の

恥ある世とは知るや知らずや

裏には

藤姓末々江州蒲生氏庶流

喜兵衛尉

と記す、外に元禄十一年二月、平野半平より十次郎に授與せし武道心得巻物一卷、明暦三年五月、矢田作十郎より間一太夫に授與せし武術免許狀一卷、寛文二年二月、水野藤左衛門高則より間久八郎に授與したる心彩流居合免許狀一卷、元禄十一

年三月、茅野和助より宇阪代助に授與したる自眼心流居合目録等あり、皆間氏の福田家へ嫁する時持参せし品なりと云ふ、今半平の十次郎に渡せし武道心得を左に掲ぐ

本體

本體者體之事理也、專貌離二氣扱一不  
得二正理一、己不知二氣扱一、靜貌至所得、  
靜氣敵之強弱能徹、強弱通達、則  
千變萬化、而無不往敵、是則謂下中二虛實、  
爲本務體上、正己故謂二本體、

寺田勘右衛門

吉村兵助

元禄十一戊寅年二月日

平野半平

頼建(華押)

間重次郎殿

俱に義に就きしに比すれば、天地雲泥の差あるにあらずや、此義士の血統を受くる福田家の人々たるもの亦た餘榮ありと謂ふべし

(三八) 岩戸山の義士石像

上野國碓氷郡秋間村岩戸山に千手觀世音あり、慶長八年十月、千福寺住職雄算法印の勸請せるものにして、峨々たる巖窟中に仁王門、行人堂あり、二十四石八斗の御朱印地にして、地頭米倉六郎右衛門よりは御供米として上田三反歩並に石燈籠二基を寄附し、其本家たる相州金澤城主米倉丹後守仲尹よりは元禄十一年、石燈籠二基を奉納せり、諸人の信仰淺からず、毎年三月十八日の縁日には、老若男女の參詣するもの群を成せりと云ふ、

此平野半平は内匠頭に仕へて二百石を食む、國難後、一たび義盟に加はりしも、後ち京都に於て内藏助の拂物代金三十兩を盗み取りて逃げ去りし男なり、人に武術の心得を授くれども、己れは武士の風上にも置きがたく、其弟子たる十次郎の父子三人



間次郎の免許狀

間次郎の免許狀は、元禄十一年二月、平野半平より授與せし武術免許狀の複製である。この複製は、間次郎の武術免許の正式な記録を示している。複製の上部には「間次郎の免許狀」とあり、その下に「元禄十一年二月、平野半平より授與せし武術免許狀」と記載されている。複製の下部には、間次郎の氏名と住所が記載されている。複製の右側には、平野半平の署名と印がある。複製の左側には、間次郎の署名と印がある。複製の中央には、平野半平の署名と印がある。複製の下部には、間次郎の氏名と住所が記載されている。



う伊勢に辿り着き、大神宮に参拜を遂げて、此に日頃の望みを達したるが、計らずも此地の乞兒共に喧嘩を吹っ掛けられて、殆んど困却せる所なりし旨、逐一物語りたれば、源五右衛門益々不憫に思ひて江戸に連れり、其儘我家に留めて召使ひたるに、元助性質正直律義にして、陰日向なく實體に立働きたれば、源五右衛門も二

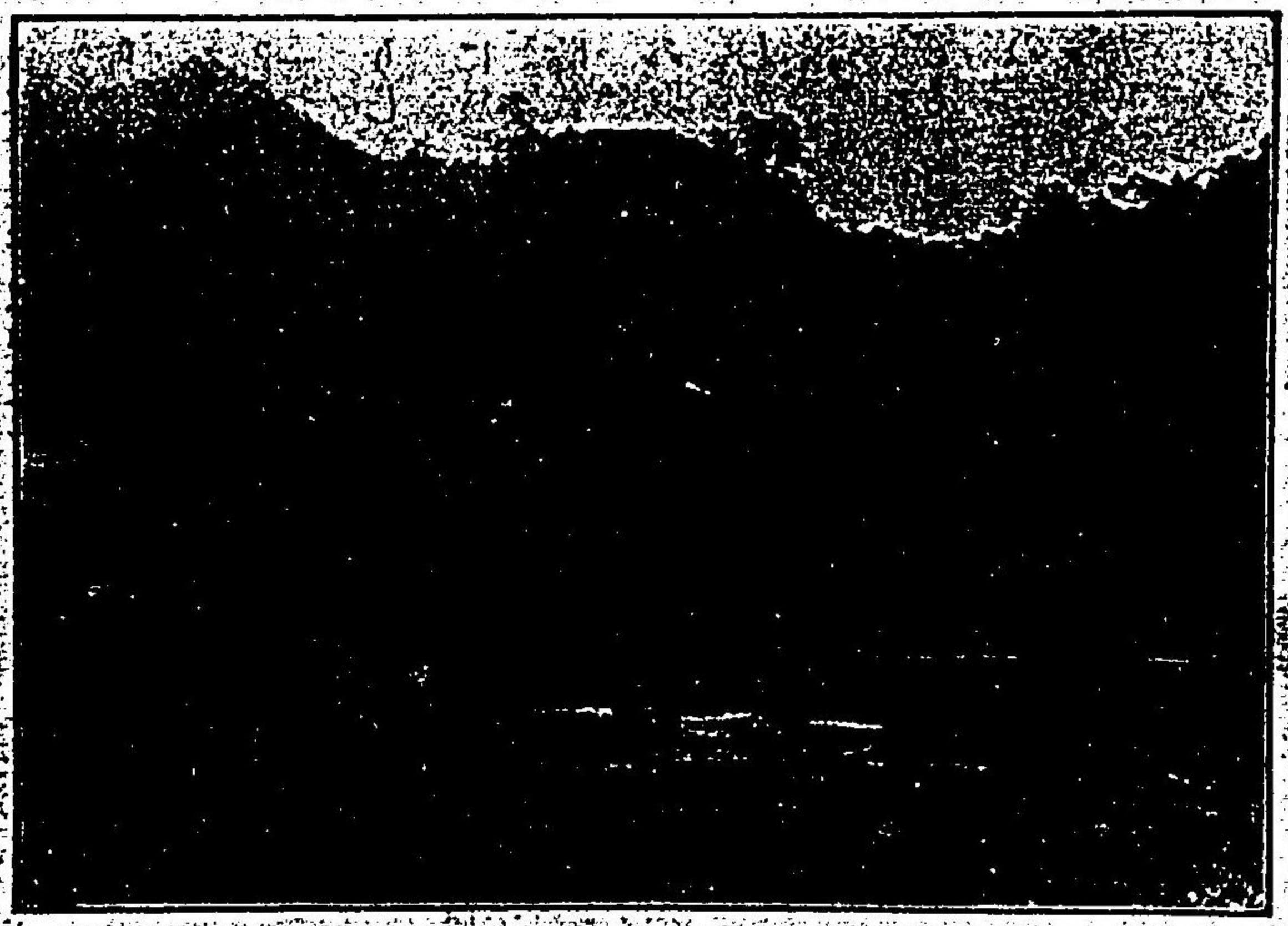


て、唯一人江戸に留まり居るに、薪水の勢は言ふに及ばず、恩を報ずるは此時と、

なまものと思ひ、尙ほく厚く目を掛けて召使ひたり

岩戸山の参拜

斯くてあると幾年、時は元禄十四年の春となりしに、一朝不慮の變ありて、淺野家は思ひ掛りなくも断絶に及びたるが、源五右衛門は妻子を其生家へ預け



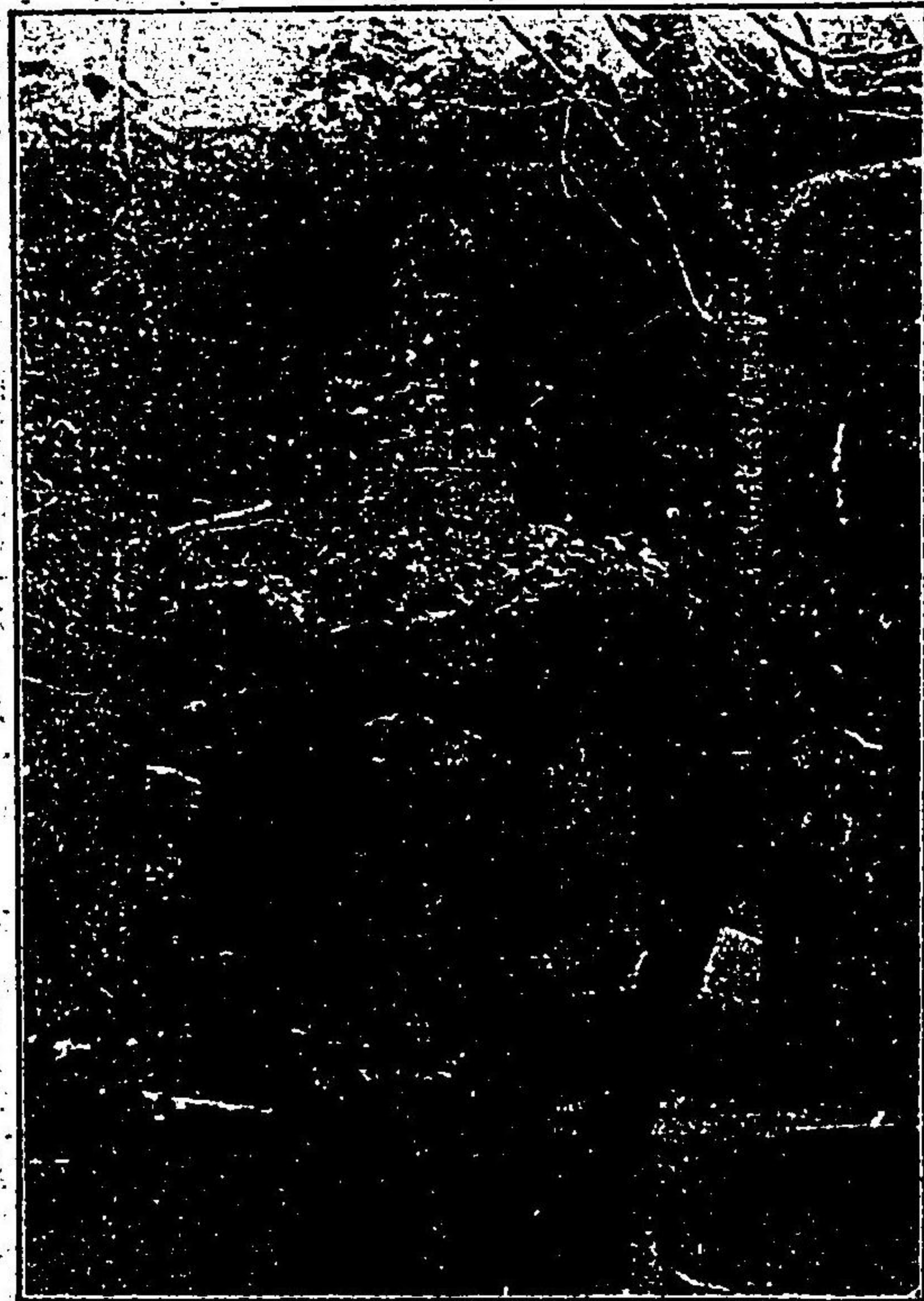
岩戸山の全景 土野園水碓郡伏岡村岩戸山に赤穂義士の石像を安置せらる

此岩戸山に赤穂義士の石像并に供養塔あり、邑人戸塚信太郎、石井泰太郎の二氏は其由来を穿鑿して義士の一人片岡源五右衛門の僕元助の建設せるものとせり、其大要を左に掲ぐ  
或年、片岡源五右衛門主君采女正長友御病氣に付、御代参として伊勢の大廟に参詣せしに、年の頃十四五の見すばらしき一少年、多勢の乞兒共に圍まれて打擲せらるゝを見るより、不憫の餘り、乞兒共を追ひ拂うて少年を救ひ、篤と事情を聞き糺せしに、此少年は上州碓氷郡秋間山館の水呑百姓三右衛門の伴元助とて、年齢十四歳なるが、母は生さぬ仲なれば、元助兎角宅にも居り悪く、終に伊勢参宮を思ひ立ちて、家を脱け出で、行く行く情ある人の合力を乞ひつゝ、日數を盡て漸や



見放さるゝからは、生きて世に在る甲斐とてなし、此上はイツン自害して相果てんと、己のが脇

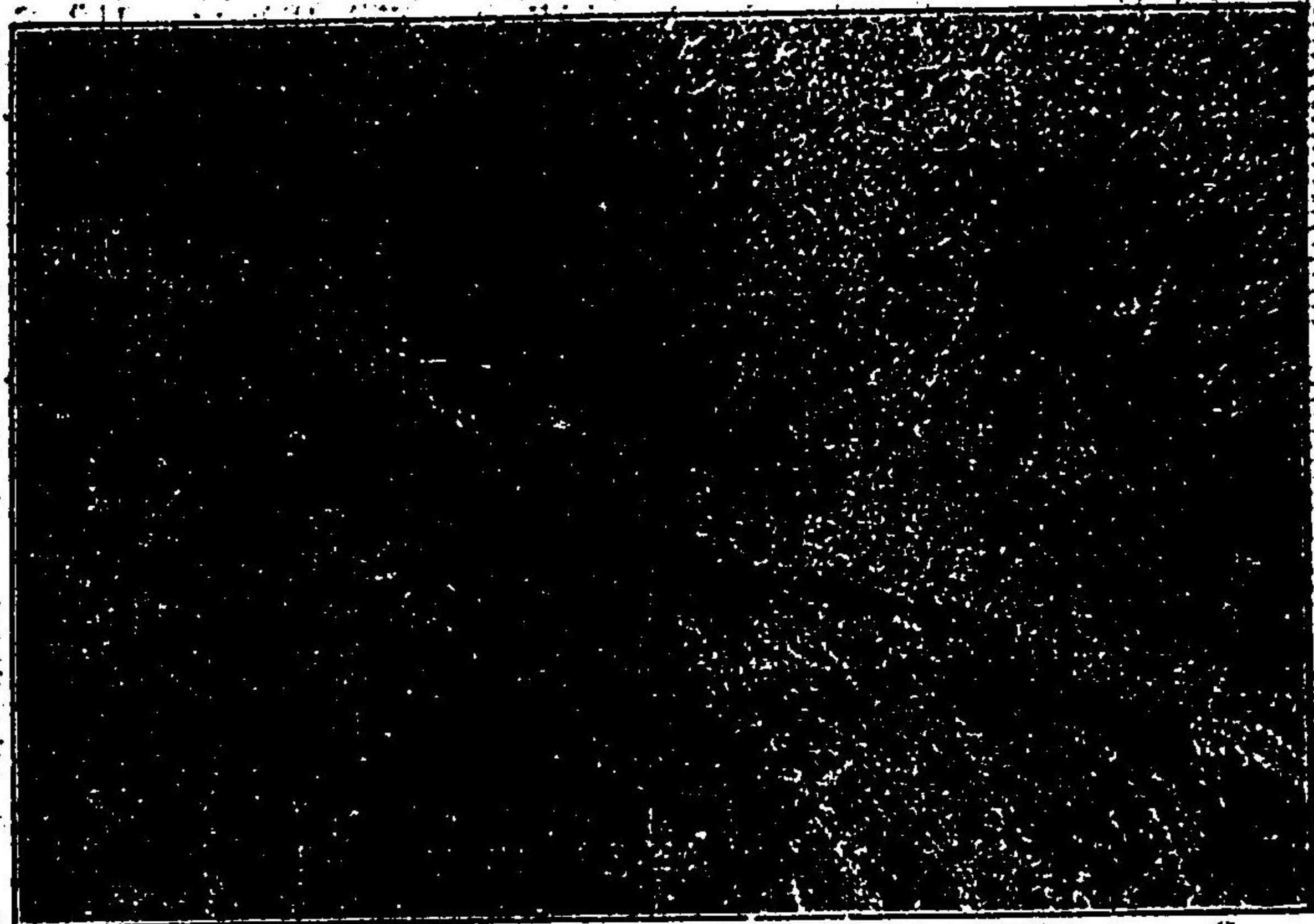
て、去る心底のものならば、下郎とても氣遣ひはあらず、納得するやう打明けて聞かせ玉へと言ふ



元の助の堂

岩戸山の赤穂義士像を建てた元の助の堂

けつ、イキナリ中へ躍り込んで、緊かど其の手を押へ、死なん、死なせじと争ふ所へ、堀部彌兵衛、富森助右衛門の二人計らずも入り来り、事の仔細を聞き



岩戸山の石像 是れ岩戸山に於ける赤穂義士の石像にして野内匠頭の在るに石像の中は石像の中

内外の事何呉れどなく、身を粉にして働き居たり然るに或日源五右衛門元助を傍近く召寄せ、我れ存する仔細あれば、今日限り暇を遣はすなり、何處へなりとも行きて好き主に事ふべし、これは唯ホンの寸志までに遣はすものぞとて、金三兩と羽織一枚とを前に差し置きたり、藪から棒の申渡しに、元助膽も潰るゝばかりに驚き呆れて、暫しは言葉さへ出でず、稍々ありて兩手を突き、下郎奴は豫ねてより一生御奉公仕つらん心底にんへば、不束ながらも是れまで通り御召使ひ下さるゝやうにと、再三再四、涙と與に掻き口説けども、源五右衛門頭を掉つてイツカナ聞き入れず、果ては主人の命に違ふ上からは容赦なりがたし、今日唯今改めて勘當致す、早々立去るべしと言ひ放ちて其



に、源五右衛門實にもと領づき、左らば申聞かさん、必らず他言すべからずとて、聲を潜めて復讐の大事を告げたる上、斯かる譯けあればこそ其方にも暇を遣はさんとは申すなれ、能く聞き分けて立ち去るやうにと言ふに、元助主人に此義舉ありと聞きて躍るばかりに打悦び、下郎の一命は豫ねて捧げ參らせん覺悟なれば、是非に仇討の御供仕つりたしと乞ひ求むれども、此儀ばかりは許さるべきとにあらす、源五右衛門懇ろに一切餘人を交へざる仔細を説き諭し、唯吉良家の門前まで連れ行くと丈けを許したり

左れば元助は討入の當夜、源五右衛門に従うて吉良家の表門まで赴き、門外にイみて容子如何にと窺ひ居たるに、義士の面々、首尾よく本望を遂げ

て、翌朝裏門より出で來りたれば、元助我身の手柄の如くに打悦び、源五右衛門の前に走り行きて悦びを述べ、豫て用意せる密相を人々に振舞ひ、義士の跡に従ひて泉岳寺まで見送りたり、斯くて源五右衛門は松平隠岐守の邸へ御預けとなりたれば、元助急ぎ播州に馳せ下り、佐用郡實村に居る源五右衛門の妻及び其父卯右衛門に復讐の概略を告げ知らせ、又ひ取つて返して江戸に來れば、義士は間もなく切腹を仰付けられ、其死骸は泉岳寺へ埋葬せられたれば、元助泣く泣く其墓を弔ひ、和尚に乞うて一同の戒名を申受け、六部に姿を變へて諸所の神社佛閣を參拜しつゝ、故郷上野に歸りたるが、岩戸山は郡内第一の靈地なれば、此處こそ義士の靈を祭るに屈竟の場所なれと思ひ定め、

久保と云へる地に庵を結び、髪を剃りて音外坊起圓と號し、岩戸山の峻巖中階に諸士の石像を設けたるが、世を憚かりて其守本尊と稱し、朝々暮々、懇ろに供養すると二十餘年、享保十一年九月朔日に至り、更に方四尺、高さ九尺の大石を以て供養塔を建て、周圍に四十九院の佛號を刻し、其中に法華經、般若經其他の諸經を納めて、終生其菩提を弔ひたりと云ふ

右は萩原隼太郎氏の報告に依り、戸塚、石井二氏記録の主意を採つて記したるものなるが、文中、源五右衛門の松平家に預けられしと云ふ事、其妻女の佐用郡實村に在りしと云ふ事、并に妻女の父を卯右衛門と云ふ事は誤りにして、外に近松勘六の僕甚三郎の事を混じたる所もあれど、兎に角此

石像并に供養塔を建てし人は元助なりと云ふ一事だに間違ひなくば、餘は問はずして可なり

峻巖の下、絶壁の上、此四十有餘の石像並列せるは一奇觀して、岩戸山の靈場更に一層の靈を加ふるを覺ゆ

(三九) 吉良上野介首級  
の送狀

泉岳寺の寶物中に吉良上野介義央の首の受取書あるとは人の知る所なるが、牛込區築土八幡町の萬昌院には上野介の首の送狀と云ふものあり、即ち左の如し

一首  
一紙包





狀送級首の介野上真吉  
 (藏所院昌萬)りな状送の級首しり送へ院昌萬りよ老家の介野上真吉

右之通阿部飛騨守様被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>由にて、泉岳寺  
 を以<sub>レ</sub>使僧<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遣無<sub>レ</sub>相違<sub>一</sub>請取申<sub>一</sub>、御願故と奉  
 奉<sub>レ</sub>存<sub>一</sub>、彌上野介死骸之儀御取置可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>一</sub>、  
 爲<sub>レ</sub>其如<sub>レ</sub>斯御座<sub>一</sub>、以上

吉良左兵衛内  
 左右田孫兵衛内  
 齋藤宮内  
 午十二月十六日  
 萬昌院御役者中

萬昌院は吉良家の香華院にして、上野介の曾祖父  
 義定以後代々の墓あり、上野介殺害に遭ひてより、  
 死骸は同院に送りたるが、扱て肝腎の首級は義士  
 の爲に持ち去られて、外には替掛へもなき代呂物  
 高貴の人を死體不具の儘に葬ひらんも如何と、こ  
 れにはハタと當惑せしも、正面より取戻しの掛合  
 ひもならねば、萬昌院などへも内々其運動を依頼  
 せしなり

然るに泉岳寺よりは義士の預け行きたる上野介の  
 首の始末方に就て、寺社奉行阿部飛騨守正喬へ申  
 し出で、飛騨守よりは元の持主の吉良家へ差し戻  
 すやう申渡せし爲め、泉岳寺にては石獅、一呑の  
 兩僧を使として吉良家へ送り届けたり、其時に渡  
 されたるものが今も泉岳寺に所藏せる首の受取書  
 なり

吉良家に於ては計らずも上野介の首が戻り來りし  
 爲め、ホツと息を吐き、早々萬昌院へ送りて、それ  
 こそ首尾よく首と胴とを継ぎ合せたる上、越えて  
 十九日、先塋の側に葬むりたるが、其時吉良家の  
 家老齋藤宮内、左右田孫兵衛の二人より、此首に  
 添へて遣はしたるものが即ち前掲の送狀なり  
 今日にては區役所又は町村役場の埋葬證あるにあ

らざれば、寺院に於ては決して死體を埋葬せざる  
 と同じく、當時に於ても死體の埋葬に就ては嚴重  
 なる手續を要し、特に發死者の如きは親類連署の  
 證明書あるにあらざれば、決して埋葬せず、僧侶  
 の死者に對して行へる彼の御髮剃の式の如きも、  
 其實は一種の檢視法にして、頭蓋硬ければ病死、  
 軟らければ發死と鑑定せしものなり

斯かる次第なれば、吉良家は代々の檀家と曰ひ、  
 高貴の身分なれども、事柄が事柄とて、諸般の手  
 續に抜かりなきやう、萬一の爲めに證明書を要求  
 せしや無論にして、其等の事より此送狀を附け  
 しならん  
 總て死骸の送狀などは、通例半紙を用ひしもの、  
 由或る僧の語りしが、比萬昌院の首の送狀も一



枚の半紙を用ひ、文字は俗様にて極めて入念に認めあり、所々益ばみたれども、讀むに差支へなし。此送状は萬昌院に於ても大切に保存し居り、會て祝融の災に罹りて他の寶物などは大抵烏有に歸したれども、此送状のみは幸ひに其難を免かれ、今尚ほ存す。泉岳寺の首の受取書と與に可笑しき物の一つなり。

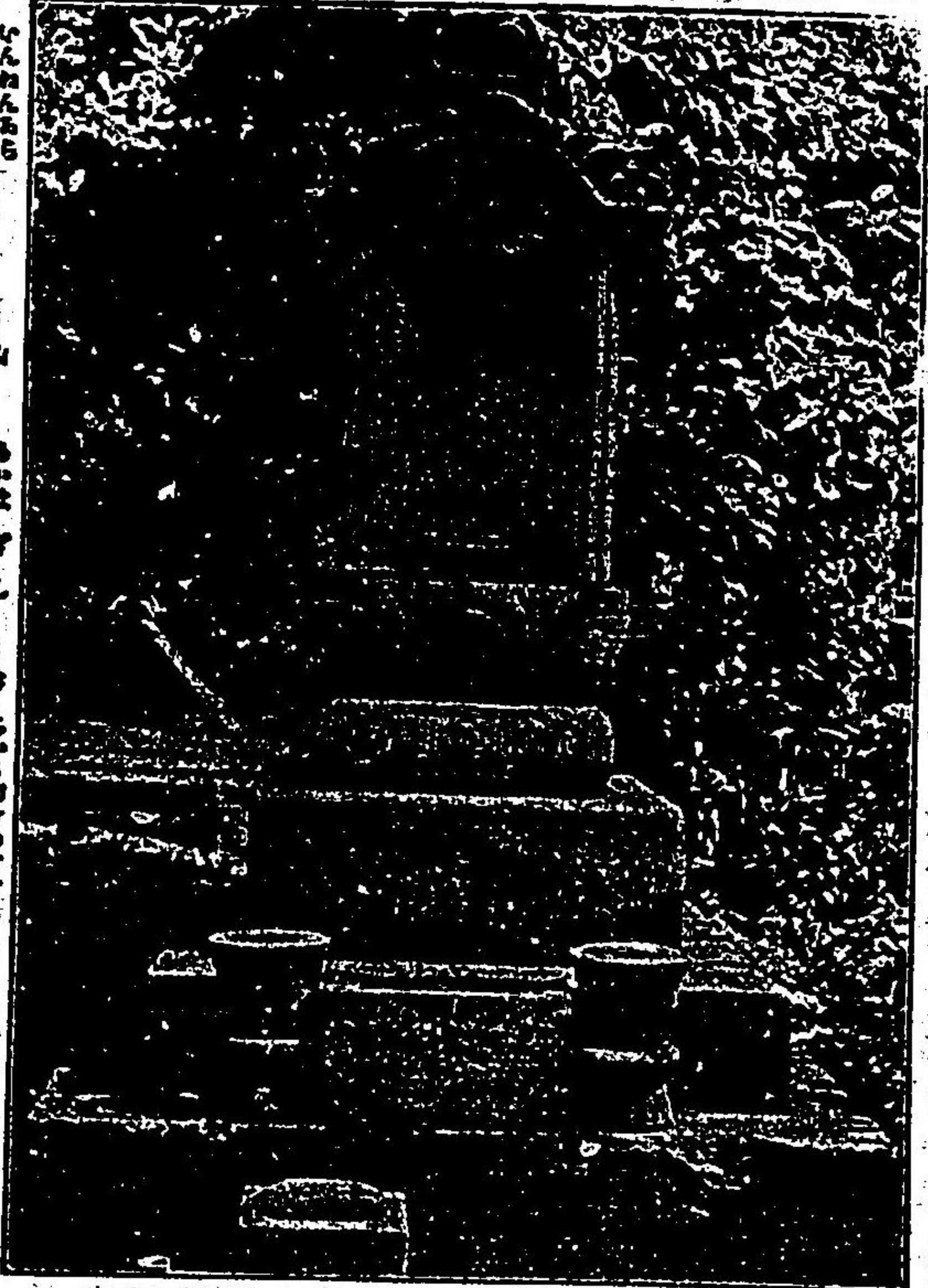
(四〇) 栗崎道有の墓

同じ醫者にても立場に依りて幸不幸のあるものかな、赤穂の醫員寺井玄溪は内藏助の許さうし爲め、義舉にこそ加はらざれ、終始刀圭の術を以て義士の爲めに盡したれば、今日までも美名を遺せしが、これに反して吉良上野介の爲めに力を盡

せし公儀の醫員栗崎道有の事に至りては、殆んど知るものもなければ、顧みるものもなし。道有は公儀の外科醫にして二百俵を給せられ、南鍛冶町に住す、醫員中の最下位に居るを見れば、伎倆は兎も角も、餘り幅の利きたる方にあらざりしと勿論ならん。

然るに上野介の殿中に於て斬り付けられし時、公儀の命を以て上野介に治術を加へてより、計らずも吉良家と懇親を結び、是れより絶えず出入せるもの、如し、義士討入の當時も道有眞先に駆け付けしものと覺しく、左兵衛佐の傷所を治療せしは此道有にして、左兵衛佐の信州諏訪へ配置せらるる際、諏訪安藝守忠虎より途中の用愼の爲めに道有を同行せんとを願ひ出でしを見ても、如何に左

兵衛佐の爲めに信頼せられ居りしかを察すべし。上野介の首級を泉岳寺より返戻せらるゝや、其首と胴とを繋ぎ合はせたる醫者は矢張り此道有なり、上野介に取つては死んだ後ら首を繋がるゝよりは、生きて居るうち首を繼いで呉るゝ人の欲しかりしならん。享保十一年十月二十日、道有病んで歿するや、上野介と同じ牛込區築土八幡町萬昌院に葬じり、法號を瑞雲院殿暢岳正羽居士と曰ふ、生前死後の因縁淺からすと謂ふべし。



栗崎道有の墓  
幕府の醫員栗崎道有は吉良上野介の首を繋ぎ合はせたるに在りて萬昌院に在り

(四一) 千坂兵部の苦衷

赤穂義士の吉良上野介を撃ちて、故主の怨を露らしし時に當り、上杉家を其旋渦中より救ひ出だし



て、其社稷を全うせしは、老臣千坂兵部の力與つて多きに居るなり、兵部は上野介に對して自殺を勧めし由淺吉一覽記にも見ゆれば、何等か隠れたる偉跡もあらんかと思ひ、兵部の後裔たる千坂高雅氏を赤坂區青山南町五丁目の邸に訪うて質せしに、其答ふる所の大要左の如し

千坂家は元と千坂太郎左衛門と稱し、伊豆に於て十七萬石を領せし大名にして、彼の江川太郎左衛門の宅と相並んで國中の名門たり、何時の頃にか廣部、澤根の二家と與に上杉家の附家老に召抱へられたるものにして、當時十三萬石を領す、男統連綿として相承け、余は十七代目なりとす、千坂と長尾とは俱に上杉家と同等の權利ありしと言ひ傳る程にて、其關係の尋常ならざるを知るべし

古來上杉家の危難は上杉謙信の時と、赤穂浪士騒動の時と、秋月鷹山公の時との三度に於て、皆俱に危急存亡の秋なりしが、幸ひにも其厄難を切り抜けて、今日あるを致せり、ト云ふも全く上杉家に對して同等の權利を有すると云ふ我が千坂家に五ヶ條の憲法ありて存するに由る、其條項は

一、有上杉而有千坂、有千坂而有上杉  
唯是重社稷

二、不堪文武二者、不許吾家々督

三、唯賢是友、勿問貴賤上下

四、尊質素律義之家風、勿誤儉與吝

五、重忠孝信義、不事小節

にして、實に祖先千坂景親の遺せしものたり、余は時勢の變遷に伴うて、此憲法を改訂するの必要あるを思ひ、曾て伊藤公と井上子(毅)とに謀りし

とあり、當時伊藤公は別に意見を述べられざりしが、井上子は第二項の傍に

取意、從二戸籍法を可とす  
と加入せられたり、餘事は扱て置き、彼の赤穂浪士の吉良家へ亂入せし時、上杉家の社稷を全うせしは、此憲法の賜なりと云ふも恐らく不可なかるべし

彼の殿中及傷の事ありてより、赤穂浪士の復讐の舉に出づべきは、豫め知りたきことにあらず、左れば上杉家に於ては江戸家老澤根伊兵衛と稱々協議を凝らして討入豫防の策を講じたが、若し上野介を討たれては、上杉家の耻辱此上もなしとて、終に上野介を引取りて保護するに決したるが、扱て之れを置くべき安全の地は、櫻田門外の上屋

敷も宜しからず、麻布の中屋敷も然るべからず、寧ろ白金三光町の下屋敷、即ち今の園田孝吉君の邸こそ善けれと云ふに決着し、此邸内に穴倉を設らへ、イザと言はれ此穴倉へ匿くすやうに手筈を整へて上野介を引取りたり

然るに其後余の祖先の千坂兵部、江戸家老として出府するに及び、此事を聞いて大に憂慮し、彈正大弼に向つて「上野介殿は速かに吉良家へ御返し遊ばさるゝやうに」と極諫すると再三に及ぶ、是れ赤穂浪士の上杉家の邸中に於て復讐することあらんか、災は延いて上杉家に及ばんとを虞れたるに由るものにして、畢竟憲法の「唯是れ社稷を重んず」と云ふの條項を遵守せしに外ならず  
父は重しと雖も、社稷更に重し、兵部の意見は幸



ひに彈正大彌の容るゝ所となりて、上野介は吉良家に返すことなり、同時に上杉家よりは武道に優れし七名の警護役を選びて差遣はせり、余は一々其名前を記憶せざるも、清水一學とか、木村丈八とか言へる有力の武士のみなりき、其七名を遣はすに臨み、兵部は「赤穂浪士は何時亂入するやも計り知るべからず、是れ殆んど避くべからざるの事たれば、斯かる場合に際しては決して赤穂浪士を斬るべからず、若し浪士の追ひ來るとあらば、必らず刀を抜かすして避け去るべし」と命令せり、これ亦た右の憲法を堅く守れる處置に外ならず

何かの書中に「浪士討入の時、吉良家の家臣中には不意を討たれて飛び起き、掛け居たる夜具を丸

めて浪士に投げ付け、夜具だけ斬らせて、其身は逃げ失せたり」とあるも、全く兵部の訓戒を服膺せしに由るなり

討入當時の吉良家の狼狽は言はん方なく、我れもく〜と逃出せしが中にも、木村丈八は一目散に上杉家の上屋敷に馳せ歸り、斯くと變事を注進すれば、彈正大彌憤然として長刀を執つて起ち上り「父が危急の場合猶豫ならず、疾く〜供を揃へよ」と大聲に命令せられたれば、槍上刀よと邸中の混雑言はん方なし、豫ねて今日あるを覺悟したる兵部、忽ち刎ね起きて屋敷へ駆け付ければ、彈正大彌には早や今にも出立せられんとする所、兵部は其れと見るより立ち寄りて、長刀の柄を控へつ、「御父が御大切にいか、御家が御大切にいか」と聲を

罵りして極諫し「早く門を閉させよ、道具を仕舞へよ、一人たりとも立ち出づると相成らず」と疾呼しつゝ、固く諸人を制したれば、彈正大彌にも終に餘儀なく差控へられたり

當時君侯を抑へ付け、憲法を楯に取つて御家の後難を説き立て、頭から烟を立てつゝ、諫め參らせ、終に君侯を御止め申せしと云ふとは、今も余が家の口碑に存する所なり、斯くの如く兵部は心力を盡して社稷を全うせんと力めたるが、上野介に自殺を勧めしと云ふとは、是れまでツイソ聞きも及ばず

米澤の藩に於ては赤穂浪士の事を「賊」と呼び、決して「義士」とは言はせざる慣例なりき、又上杉の領地にては忠臣蔵と云ふ芝居は、如何に脚色を變

更するども、決して許可せざる旋なりき、随つて藩士は勿論、藩邸に縁故あるものは、假令ひ管轄地外の劇場に於ても忠臣蔵の芝居は一切見ざる事になり居たるが、余の父千阪伊豆守の時より右の慣例を破り始め、余も亦た益々此方針を執つて、興行でも、見物でも、皆其自由に任せることなせしなり

以上は高雅氏の直話なるが、之れに由りて見れば千阪兵部の如何にもして主家の社稷を全うせんと苦心せし跡、歴々見るが如し、義士を始め一般の豫期せし上杉家の援兵終に出でざりしは、全く兵部苦諫の結果にして、上杉家の今日あるも亦た是が爲めなることを知るべし、實にや直言の臣は社稷の寶なりと謂ふべし



(四二) 大野九郎兵衛の墓

赤穂華岳寺の淺野内匠頭及び義士の墓所の入口に忠義櫻と不忠柳とを植ゆ、忠義櫻は大石内藏助の庭に在りしものにして、不忠柳は大野九郎兵衛の邸に在りしものなりと云ふ、九郎兵衛は固より芬芳餘葩中に加ふべき人物にあらずと雖も、不義の徒ありてこそ、忠臣の價値益々顯はるれ、其特に此に掲ぐるは忠義櫻と相對して不忠柳を植ゆるの類と知るべし

上野國碓氷郡碓部村碓明山松岸寺に高さ二尺有餘の自然石を以て作れる一基の墓あり、其表面には「慈皇遊謙居士」裏面には「寛延四年未九月二十四日」の文字を刻す、是なん林遊謙と變名せし大野九郎

郎兵衛其人の墓なりける、九郎兵衛如何なれば此寺に殘骸を埋めたるか、邑人の言ふ所左の如し

九郎兵衛は豫ねて大石内藏助と約する所あり、若し内藏助にして復讐の事を誤まらんか、奥野將監等を二の手として再舉を計らんと企てるものにして、碓部村の隣邑人見村(今は西横野村大字人見村)は吉良上野介の領地に屬し、時折見廻りとして此地に来るとありと聞き、碓部村の上原市右衛門と云ふは何かの由縁ありてか、此者を頼り來り、其周旋に由りて隣邑梁瀬村(原市町大字梁瀬村)に住し、手習師匠として碓部、原市、西横野諸村の子弟に書道を教へ居たり、其姓名を變じて林遊謙と稱し居たれば、何人も其九郎兵衛たることを知るものなかりき

斯くて内藏助等の義舉あり、凡そ十日ばかりを経て、其事の碓部に傳はるや、九郎兵衛偽はりて豊者となり、復た毫も世事に關せざりし、爾後五十年の壽を保ち、寛延四年九月二十四日を以て歿す門人等其遺物を取訕へ見たるに、浪華よりの來信數十通あり、其宛名は何れも大野九郎兵衛とありしを以て、始めて遊謙とは九郎兵衛の變名なりしを知れり、左れども生前固く其實名を秘し居たるを以て、門人等遊謙の志に背かんとを慮れ、其信書を盡く柩中に納れて埋却せり、此信書に據れば内藏助の復讐の舉若し失敗する時は、其後繼たるべき盟約ありしなり、左れども盡く埋却したれば、一通も世に存せず、其後數十年を経て、右の信書を得ん爲め墳墓を發掘したるものありし

も、早や其形狀を存せざりしと云ふ

左れば今は之れを證明するに由なきも、門人等の兒を擧げて遊謙に命名を乞ふものあれば、必らず四十七義士の名を取りて與へしと云ふ事實に徴するも、九郎兵衛は内藏助の後繼者たりしに相違なしとは、邑人の一般に信する所なるが如し左れども九郎兵衛は最初より開城説を主張せるのみならず、老職たるの身分をも忘れ、受城使の到着に先ちて逐電したれば、代官の如きは人外の振舞として以ての外に立腹したる程なり、其他九郎兵衛の行爲は一として忠臣たり、義士たるを證すべき點なきのみならず、京都の碩儒伊藤東涯の元祿十六年正月二十五日付を以て、並河千左衛門に與へたる書面を見るも、九郎兵衛は其頭尙ほ伴閑



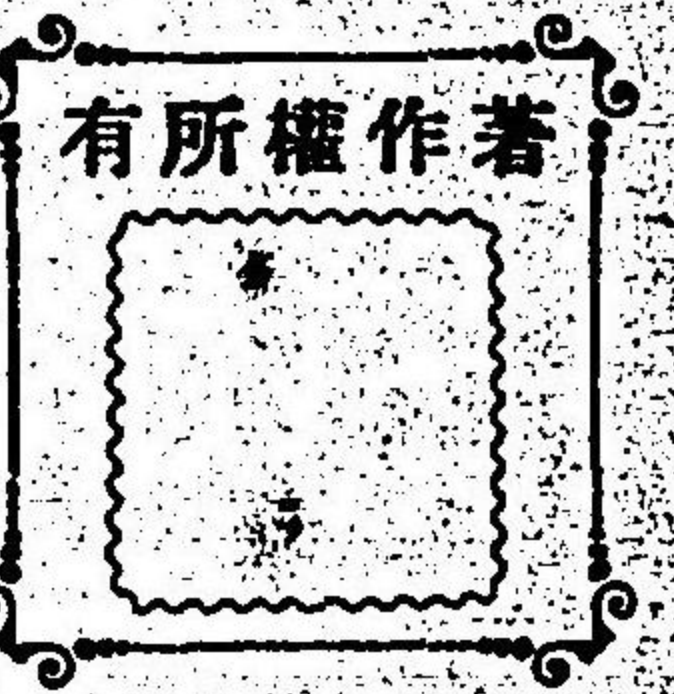
セノと變名して仁和寺に居りしと云へば、復讐の  
 義舉前より磯部に在りしと云ふは疑問なり、死屍  
 を鞭つに似たりと雖も、或は天下後世を欺かんが  
 爲めに、後日、熊と上野介の領地近き磯部に住し、  
 及び義士の信實など偽造したるものなるやも知る  
 べからず、要するに九郎兵衛を不義の惡名中よ  
 り救はんとするには有力なる反證なくては叶はぬ

尚ほ陸前國志田郡古川宿の往來より一丁程入る畑  
 の中に、高さ二尺五寸、幅一尺五寸程にて  
 赤穂不義士  
 大野九郎兵衛墓  
 と云へる墓ありと、何人の建てたるものなるやと  
 知らず

# 芬 芳 餘 葩 終

天之卷	明治四十一年十二月二十七日印刷	大正二年八月一日修訂再版印刷	定價金貳圓
地之卷	明治四十二年五月十五日印刷	大正二年八月四日修訂再版印刷	定價金貳圓
日之卷	明治四十二年五月二日印刷	大正二年八月四日修訂再版印刷	定價金貳圓
赤穂義士	明治四十二年四月二十八日印刷	大正二年八月四日修訂再版印刷	定價金貳圓五十錢
曾我兄弟	明治四十四年六月十五日印刷	大正二年八月四日修訂再版印刷	定價金壹圓四十錢

日本史蹟  
 各書共用



著 者 熊 田 宗 次 郎  
 印 刷 所 愛 善 社  
 東京市神田區小川町一番地

發 行 所

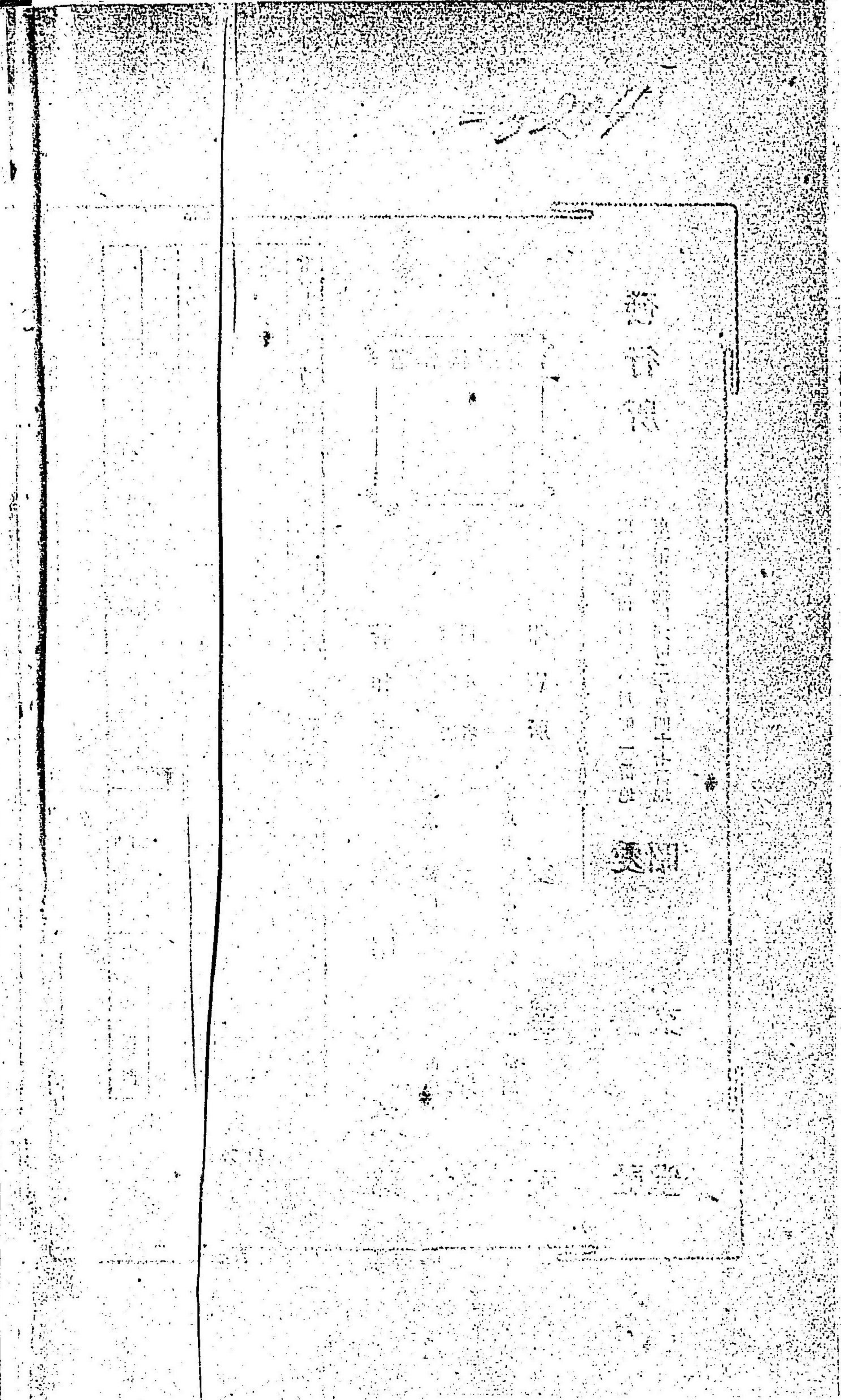
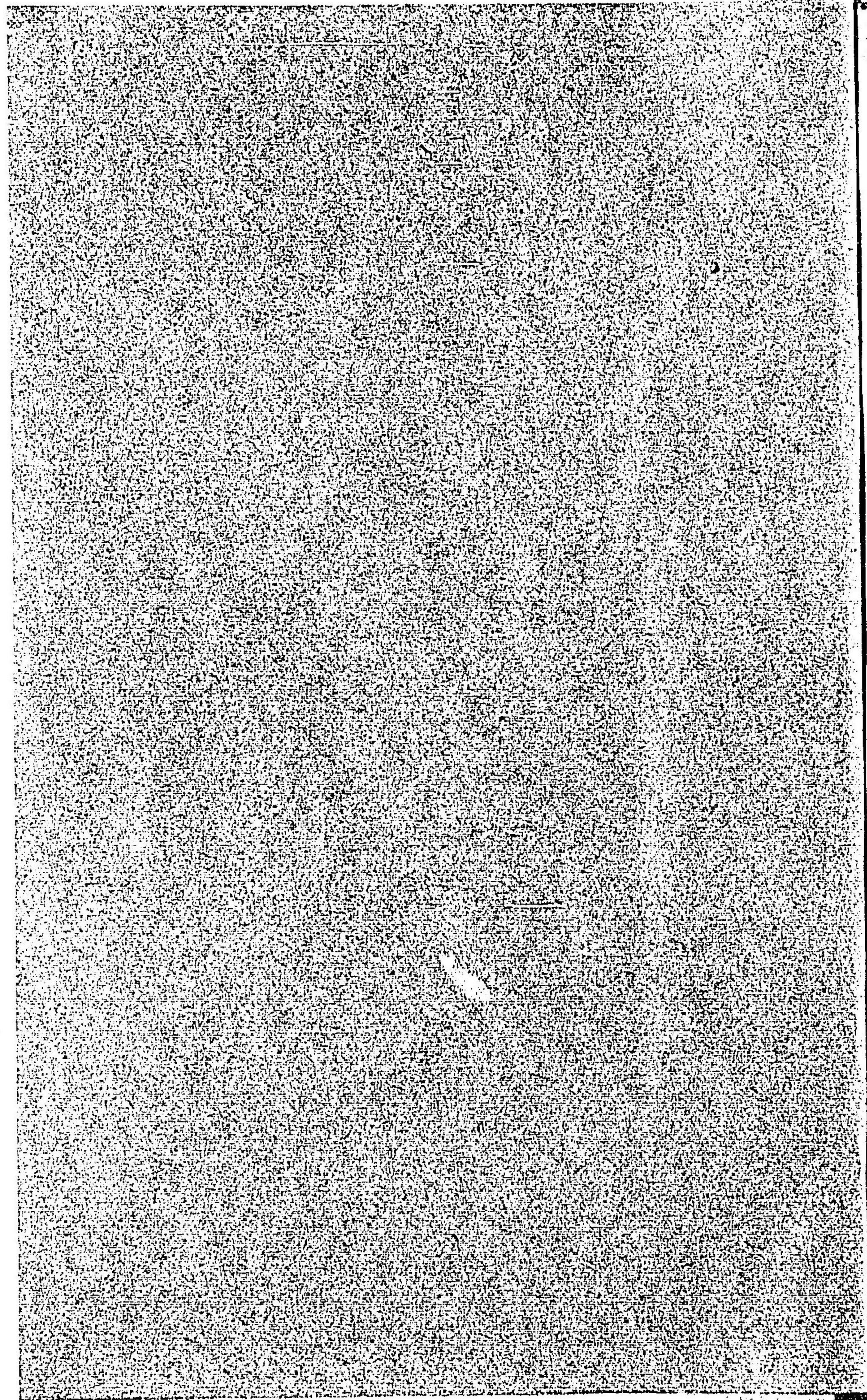
東京市神田區小川町一番地  
 東京市本郷區元町二丁目四十七番地

昭 愛

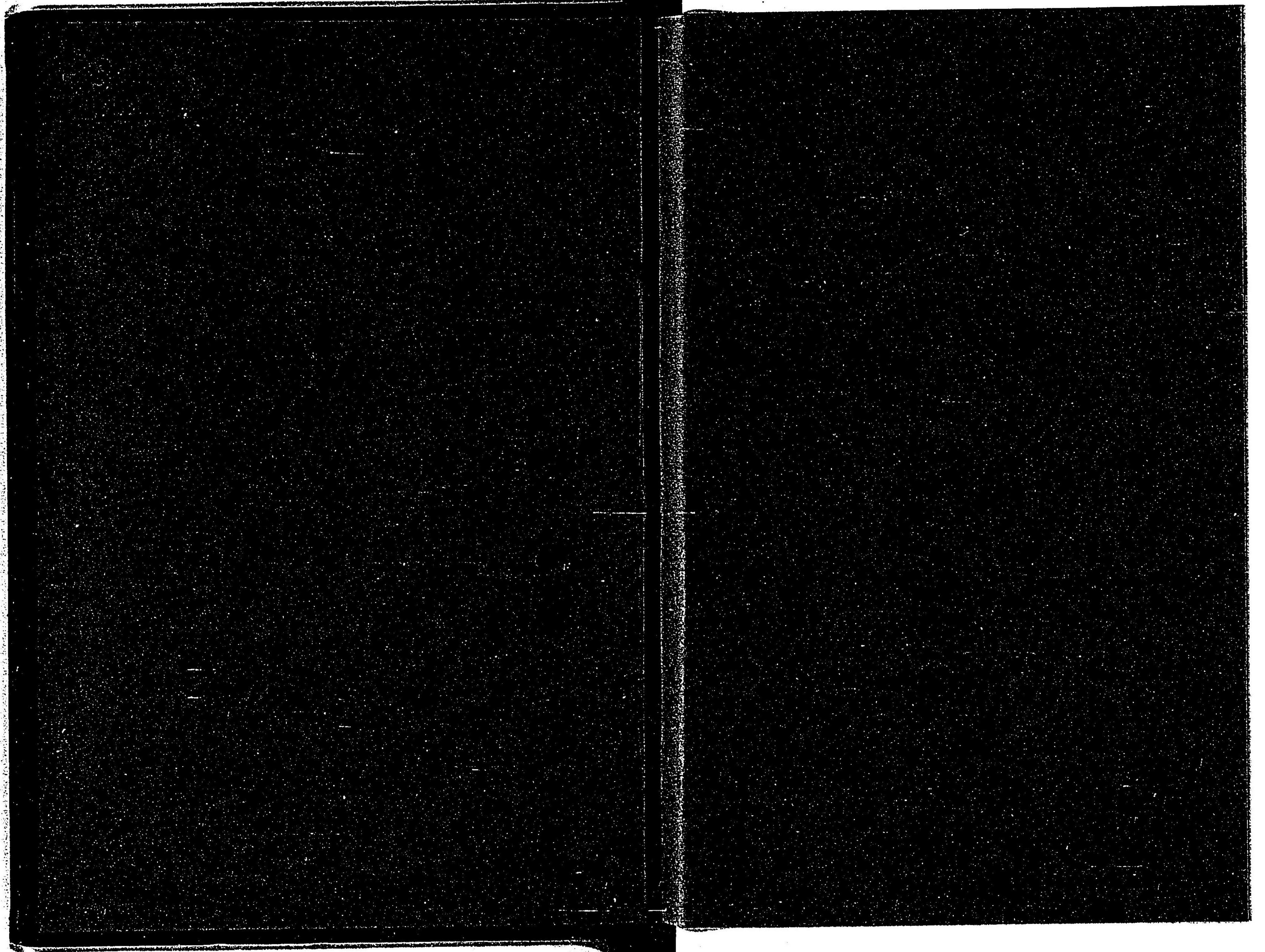
文 善

堂 社

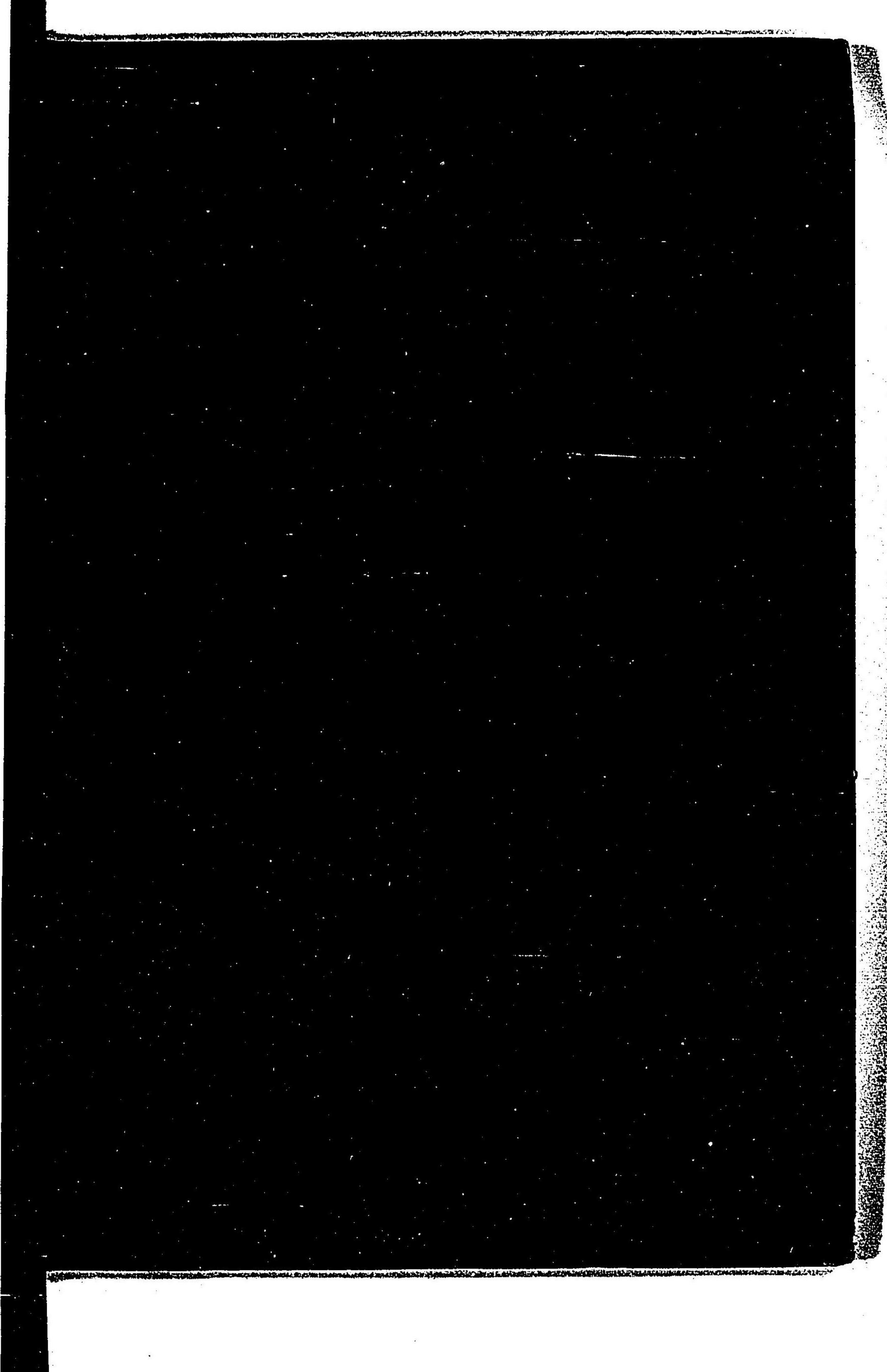














— 334  
44<sub>1</sub>

001711-000-8

334-44

赤穂義士（日本史蹟）

熊田 宗次郎／著

M44

ACB-4437





